

新たな過疎対策の推進に向けて

- 新たな過疎対策(ソフト対策)の推進に向けての研究会報告書 -

平成22年3月

総務省地域力創造グループ過疎対策室

目 次

序 調査の概要	1
1. 調査の概要	1
2. 調査にあたって	2
3. これまでの過疎法の経緯及び各法の特徴	3
(1) これまでの過疎法の経緯と各立法の趣旨	3
(2) これまでの各過疎法の目的や内容	4
4. 過疎地域の近年の動向	6
第1部 新たな過疎対策（ソフト対策）の推進に向けた検討の経緯	9
1-1. 過疎問題懇談会における検討の経緯	9
(1) これまでの過疎対策の成果とその評価、残された（新たな）課題	9
(2) 過疎地域が有する役割・意義	14
1-2. 新たな過疎対策（ソフト対策）の推進に向けた検討の経緯	15
(1) 過疎問題懇談会における今後の過疎地域支援のあり方に係る指摘	15
(2) 『新たな過疎対策（ソフト対策）の推進に向けての研究会』における議論等	16
第2部 過疎地域自立促進計画の策定にあたって	37
2-1. 計画制度の仕組みと拡充された支援措置について	37
(1) 方針・計画の体系とその項目	37
(2) 一部改正法によって拡充された支援措置等について	40
2-2. 自立促進市町村計画の策定にあたり重要となる視点とソフト対策の方向性	41
(1) 自立促進市町村計画の策定にあたり重要となる視点	41
(2) 重点的に取り組むソフト対策の分野別方向性	44
2-3. 自立促進方針の策定にあたり重要となる視点	67
2-4. 自立促進都道府県計画の策定にあたり重要となる視点と重点施策の方向性	68
(1) 自立促進都道府県計画の策定にあたり重要となる視点	68
(2) 分野別にみた重点施策の方向性	70
おわりに - まとめにかえて -	72
附属資料	
1) 現行過疎法（過疎地域自立促進特別措置法）の拡充延長について	73
2) 過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案新旧対照条文	74
3) 過疎地域自立促進特別措置法	86
4) 平成22年4月1日時点過疎地域市町村一覧	101

本報告書における用語について

- ・ 「緊急措置法」...過疎地域対策緊急措置法(昭和 45 年法律第 31 号)
 - ・ 「振興法」...過疎地域振興特別措置法(昭和 55 年法律第 19 号)
 - ・ 「活性化法」...過疎地域活性化特別措置法(平成 2 年法律第 15 号)
 - ・ 「自立促進法」...過疎地域自立促進特別措置法(平成 12 年法律第 15 号)
 - ・ 「一部改正法」...過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律(平成 22 年法律第 3 号)
 - ・ 「改正自立促進法」...改正後の過疎地域自立促進特別措置法
-
- ・ 「みなし過疎市町村」...合併後の市町村の全域が過疎地域とみなされる市町村
(改正自立促進法第 33 条第 1 項)
 - ・ 「一部過疎市町村」...合併後の市町村の区域のうち、合併前に過疎地域市町村であった区域のみが過疎地域とみなされる市町村(改正自立促進法第 33 条第 2 項)
-
- ・ 「過疎地域」...特に断りがない限り、改正自立促進法に規定する以下の区域を指す。
改正自立促進法第 2 条第 1 項に規定する市町村の区域
改正自立促進法第 33 条第 1 項の規定により過疎地域とみなされる市町村の区域
改正自立促進法第 33 条第 2 項の規定により過疎地域とみなされる区域
 - ・ 「過疎地域市町村」...上記の ・ 又は の区域を有する市町村
-
- ・ 「自立促進方針」...過疎地域自立促進都道府県方針
(改正自立促進法に基づき都道府県が策定)
 - ・ 「自立促進市町村計画」...過疎地域自立促進市町村計画
(改正自立促進法に基づき過疎地域市町村が策定)
 - ・ 「自立促進都道府県計画」...過疎地域自立促進都道府県計画
(改正自立促進法に基づき都道府県が策定)

序 調査の概要

1. 調査の概要

我が国の過疎地域については、昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」（以下、「緊急措置法」という。）の制定以降、4次の時限立法の施行に基づき総合的な対策が推進されてきた。平成12年4月に施行された現行の「過疎地域自立促進特別措置法」（以下、「自立促進法」という。）は平成22年3月31日をもって失効期限を迎えることから、これを見据え、総務省過疎対策室においては、時代に対応した新たな過疎対策のあり方を検討するための調査を実施してきた。

また、これらの調査と並行し、総務省に設置された有識者等で構成される「過疎問題懇談会」において、今後の過疎対策のあり方について総合的見地からの検討が重ねられてきたほか、都道府県等においても、近年の人口減少・高齢化の進行や市町村合併の進展などの地域それぞれの実情を踏まえた上で、平成22年度以降の過疎対策のあり方等について独自の調査・検討並びに提言のとりまとめが進められてきた。

こうした各方面での議論・検討を経て、平成22年3月2日、「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案」（以下、「一部改正法」という。）が衆議院総務委員長より国会に提出され、同日の衆議院本会議で可決、9日には参議院総務委員会、10日には参議院本会議においてそれぞれ全会一致で可決され、17日に公布、4月1日に施行される運びとなった。

本調査では、一部改正法により過疎対策事業債の対象として追加されたいわゆる「ソフト対策」を中心として、今後過疎地域が緊急的・重点的に取り組むべき課題を抽出するとともに、過疎対策を実施する際に重視すべき視点や配慮すべき点等について、研究会を設置し、有識者や過疎地域自治体の実務者等の意見を伺いながら、幅広く検討してきたところである。

本報告書は、研究会での議論等を踏まえ、ソフト対策を中心として、各過疎関係市町村・都道府県が地域の実情に応じた実効性ある過疎計画を策定する上で重要となる視点や、重点的に取り組むべきソフト対策の分野別方向性等を整理したものである。

本報告書が、今後、各過疎関係市町村・都道府県における過疎計画策定等の一助となれば幸いである。

2. 調査にあたって

本調査を進めるにあたり、一部改正法により過疎対策事業債の対象として追加されたいわゆる「ソフト対策」のあり方を中心として、過疎地域の抱える課題や今後の過疎地域振興方策のあり方について具体的かつ実践的な知見を得るため、過疎対策や農山漁村地域の活性化対策に精通された学識経験者により構成する「新たな過疎対策(ソフト対策)の推進に向けての研究会」を開催し、ソフト対策に意欲的に取り組んでいる市町村長や都道府県の行政担当者等から具体的取組状況をヒアリングするとともに、実効性あるソフト対策のあり方等について意見交換を行った。

研究会委員名簿

委員	氏名	所属等
< 委員長 >	宮口 侗 迪	早稲田大学 教育・総合科学学術院長 教授
< 委員 > (五十音順)	小田切 徳美	明治大学 農学部 教授
	横道 清孝	政策研究大学院大学 教授
< 事務局 >	総務省 地域力創造グループ 過疎対策室	

研究会参加者名簿

団体区分	氏名	所属等
市 町 村 (五十音順)	石橋 良治	島根県邑南町長
	岩崎 憲郎	高知県大豊町長
	広瀬 栄	兵庫県養父市長
	和久田 明弘	静岡県浜松市 企画部地域自治振興課長
都 道 府 県	神 姿子	北海道総合政策部地域づくり支援局 次長
	増田 裕一郎	福島県企画調整部地域振興課長
	村上 隆宣	広島県企画振興局地域振興部新過疎対策課 企画員
	前田 和彦	高知県産業振興推進部地域づくり支援課 課長補佐

研究会開催経過

(1) 第1回研究会

〔議題〕 過疎地域を取り巻く実態やこれまでの過疎対策の実情・課題(市町村からの事例発表)
今後重点的に取り組むべきソフト対策と必要とされる支援

(2) 第2回研究会

〔議題〕 過疎地域を取り巻く実態やこれまでの過疎対策の実情・課題(道県からの事例発表)
今後重点的に取り組むべきソフト対策と必要とされる支援

(3) 第3回研究会

〔議題〕 これからの過疎対策において重視すべき視点や対策の方向性
施策展開にあたって配慮・留意すべき点

3. これまでの過疎法の経緯及び各法の特徴

(1) これまでの過疎法の経緯と各立法の趣旨

昭和45年の過疎地域対策緊急措置法の制定以降現在に至るまでの過疎地域を取り巻く時代潮流、各時代において過疎地域に期待された、あるいは求められた役割、各法における過疎地域振興の理念や過疎対策の意義・必要性等について整理した。

1970年代（緊急措置法）

- ・高度経済成長を背景として農山漁村地域において急激に人口が減少し、これにより地域社会の基礎的条件の維持が困難になる現象が初めて『過疎現象』として社会問題化
- ・このため、現に進みつつある急激な人口減少による地域社会の崩壊を食い止めるため、『生活環境におけるナショナル・ミニマムの確保』、『人口の過度の減少の防止』、『地域社会の崩壊の阻止』、『市町村財政の破綻の防止』を目的として、議員立法により過疎法が成立

1980年代（振興法）

- ・緊急措置法による対策により人口減少は鈍化したが見え、特に成年層の流出が著しく高齢化が深刻化
- ・鉱山の廃坑が相次ぎ、これとあわせて、集落機能の低下など、地域コミュニティ問題が顕在化
- ・過去における激しい人口減少に起因して地域社会の機能が低下
- ・このため、過疎地域に対する総合的・積極的な振興策を講じることにより、もって『住民福祉の向上』、『雇用の増大』、『地域格差の是正』に寄与することを目的として振興法が成立

1990年代（活性化法）

- ・オイルショック後の東京一極集中を背景に、過疎地域の人口流出の構造も挙家離村から若年層の都市部への流出へと構造的に変化、これにより地域社会の活力が低下し、「新たな過疎問題」として認識
- ・他方、昭和62年の4全総では「国土の均衡ある発展を目指した多極分散型国土の形成」が目標に掲げられ、地方の活性化の必要性が示される
- ・これらを背景に、地方の自主性や自律性、創意工夫を尊重し、「地方が知恵を出し、その求めに応じ中央が支援する」対策の必要性から活性化法が成立
- ・産業経済振興対策に重点をおき、ハードのみならずソフト施策を含む総合的な地域の発展を重視

2000年代（自立促進法）

- ・急激な人口減少は鈍化傾向が定着しているものの、人口減少要因として自然減のウエイトが増大
- ・さらに農林水産業の著しい停滞により、基盤である農地の荒廃も目立ち始める
- ・その反面、産業構造の変化により、産業の多様化や地域の特性や資源を活かした新産業・起業の動きが見られ始める
- ・経済・社会のグローバル化や交通体系・情報通信手段の発達、地域間競争の本格化、人々の価値観の多様化、地方分権の推進など、時代潮流の著しい変化に新たな過疎地域の位置づけが必要
- ・このため、ナショナル・ミニマムとしての安全・安心な暮らしの確保という従来からの考え方に加え、「美しく風格ある国土への寄与」、「新しい生活様式の実現の場」、「長寿高齢社会の先駆けとしての役割」という新たな意義を過疎地域に認め、それぞれの個性を發揮した自立的な地域社会を構築するため、自立促進法が成立

(2) これまでの各過疎法の目的や内容

過疎地域の定義（背景）

過疎対策の立法をめぐる背景として、緊急措置法では『人口の急激な減少による地域社会の基盤の変動』とされたが、その後、振興法では『人口が著しく減少したことによる地域社会の機能の低下』、活性化法及び自立促進法では『人口の著しい減少に伴う地域社会における活力の低下』と、時代を追うごとに表現が変化しており、各法制定時点での過疎対策の目標が端的に示されている。

各立法の目的

緊急措置法では、過疎対策の目的として人口の過度の減少の防止と地域社会の基盤強化の二点が掲げられていたが、その後、過疎地域の振興を図ること(振興法)、過疎地域の活性化を図ること(活性化法)、さらに過疎地域の自立促進を図ること(自立促進法)と、立法制定の都度、より積極的な表現に改められている。

さらに、それら対策の目標として、『住民福祉の向上と地域格差の是正に寄与すること』(緊急措置法)を基底としつつ、振興法からはこれに『雇用の増大』が加わり、さらに自立促進法では、『美しく風格ある国土の形成に寄与すること』が加えられている。

過疎地域の要件

緊急措置法では、過疎地域を規定する要件として、昭和35年国勢調査をベースとした市町村の人口減少率及び財政力指数の2つの指標が用いられたが、その後の振興法では、財政力要件として財政力指数に加え公営競技収益額が用いられることとなった。

さらに、活性化法では、人口要件として新たに高齢者比率及び若年者比率が加えられ、自立促進法では、昭和35年からの35年間人口減少率、高齢者比率、若年者比率に加えて、昭和45年から平成7年までの25年間人口減少率が用いられることとなった。

追加公示

緊急措置法以降、活性化法までは、新たな国勢調査の確定人口が公表される都度、要件にあてはめ、追加公示が行われていたが、自立促進法では、少子高齢化が今後全国的な傾向としてさらに進むことが予測されたことや、近い将来我が国全体が人口減少段階に入ることが見込まれたことなどの事情を勘案し、平成12年の国勢調査の確定値が公表された場合に一度だけ追加公示することとされた。

公示団体数

各法に基づく最終的な過疎地域市町村数は、1,093市町村(緊急措置法)から、1,157市町村(振興法)、1,230市町村(活性化法)と、立法制定の度に増加してきたが、その後、いわゆる「平成の大合併」により市町村合併が進んだ結果、自立促進法に基づく平成22年3月31日時点の過疎地域市町村数は718市町村と減少した。

特別措置等

国の負担又は補助の割合の特例については、緊急措置法及び振興法では3分の2であったが、活性化法以降は10分の5.5と縮減された。しかし特別措置の項目は立法制定ごとに拡充されている。

都道府県方針の枠組み

緊急措置法では、「基本的な方針」のほか、「交通通信体系の整備」、「教育文化施設の整備」、「生活環境施設等厚生施設の整備と医療の確保」、「産業の振興」、「集落の整備」の5分野を柱としていたが、振興法では、「医療の確保」が独立した柱としておかれた。

さらに活性化法では、過疎地域において高齢化が深刻化しつつある背景をふまえ、「高齢者の福祉その他の福祉の増進」がひとつの柱として独立したほか、項目順についても「産業の振興」を第一の柱に移すなどの変化がみられる。

その後、自立促進法では、従来の「交通通信体系の整備」が「交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進」に改められ、情報化の推進や地域間交流の促進に係る充実が図られたほか、従来の「教育文化の振興」が「教育の振興」と「地域文化の振興」という独立した柱に分けられ、全体として8つの柱に整理されている。

市町村計画の枠組み

前項の都道府県方針の枠組みの変更に伴い、市町村計画の記載項目についても適宜変更や追加が行われている。また、活性化法からは、方針で示された各分野(柱)についての計画に加え、「その他地域の活性化」に関し必要な事項として、市町村独自の視点から地域の活性化を図る上で必要な事項を加えることができることとされた。(自立促進法では「自立促進」)

過疎対策事業実績

緊急措置法では、過疎対策事業費の総額は合計7兆9千億円にのぼり、主に「交通通信体系の整備」を中心に事業が進められた。

振興法では、過疎対策事業費の総額は約17兆4千億円であり、道路を中心とする「交通通信体系の整備」がその約半数を占めたほか、「教育文化施設の整備」、「生活環境施設の整備」、「産業の振興」など多岐にわたる事業が実施された。

活性化法における過疎対策事業費の総額は約36兆3千億円であり、振興法の10年間と比較すると約2倍の事業費となっている。その分野ごとの事業費を見ると、緊急措置法や振興法と比べて「交通通信体系の整備」のシェアがやや低下しており、他方で「産業の振興」に係る事業費のシェアが高まったほか、「生活環境の整備」や「高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」のシェアが大きく増加している。

自立促進法では、前期5年間での総事業額は約14兆4千億円となり、後期計画に基づく事業計画をあわせると、10年間での総事業費は合計26兆2千億円にのぼるとみられる。

図表序-1 各法における過疎対策事業費

(単位 上段;億円、下段;%)

区分	産業の振興	交通通信体系の整備、情報化並びに地域間交流の促進	生活環境の整備	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	医療の確保	教育の振興	地域文化の振興等	集落等の整備	その他	合計
緊急措置法 (S45～S54)	17,524 (22.2)	39,197 (49.6)	8,945 (11.3)		953 (1.2)	9,470 (12.0)		190 (0.2)	2,739 (3.5)	79,018 (100.0)
振興法 (S55～H元)	48,257 (27.8)	85,942 (49.5)	17,983 (10.4)		2,457 (1.4)	17,085 (9.8)		412 (0.2)	1,534 (0.9)	173,669 (100.0)
活性化法 (H2～H11)	106,604 (29.3)	142,673 (39.3)	64,057 (17.6)	11,308 (3.1)	6,211 (1.7)	24,864 (6.8)		1,186 (0.3)	6,384 (1.8)	363,286 (100.0)
自立促進法 (H12～H21)	72,097 (27.5)	96,728 (36.9)	54,859 (20.9)	10,420 (4.0)	5,589 (2.1)	15,747 (6.0)	2,562 (1.0)	1,135 (0.4)	2,881 (1.1)	262,018 (100.0)

1:総務省自治行政局過疎対策室「平成20年度版過疎対策の現況」による。

2:自立促進法は前期(H12～16)実績額と後期(H17～21)計画額の合計である。

4. 過疎地域の近年の動向

ここでは、平成22年度からの過疎対策のあり方等を検討する上での資料として、近年の過疎地域の動向等を整理した。

過疎地域市町村数の動向

昭和45年に制定された緊急措置法により法制定当初に公示された過疎地域は776団体であったが、その後、二度の追加公示や合併等により、同法失効時には過疎地域は1,093団体となった。さらに、これに次ぐ振興法では1,157団体、活性化法では1,230団体がそれぞれ過疎地域として公示された(いずれも各法失効時の団体数)。

平成12年度に制定された自立促進法では、いわゆる「平成の大合併」により市町村合併が進んだ結果、一部改正法による改正前の法の失効期限であった平成22年3月31日時点の過疎地域市町村数は718団体と大幅に減少したが、全国市町村数に対する割合で見れば4割以上を占めている。

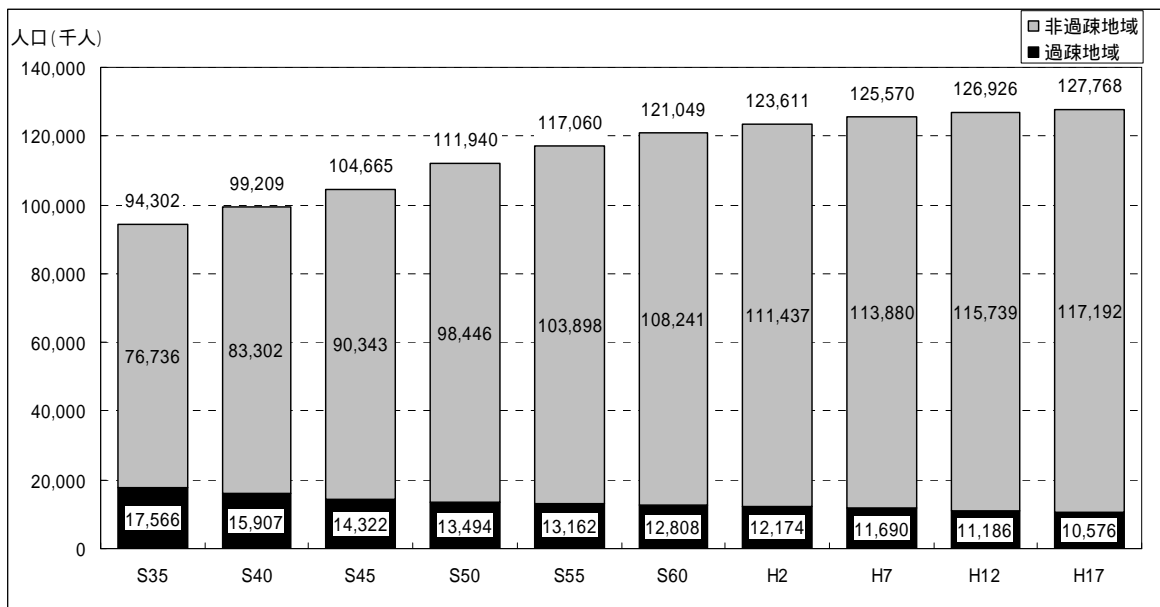
過疎地域の人口動向

国勢調査人口の推移をみると、昭和35年から平成17年までの間、全国的には人口は増加しているが、過疎地域については減少傾向にあり、昭和45年以降の35年間に約375万人の減となった。

また、過疎地域の人口を年齢3区分別でみると、この間の高齢化の進行は著しく、昭和35年には6.8%だった高齢者比率は平成7年には23.1%と2割を超え、さらに平成17年には30.4%と3割を超えている。一方で若年層の減少も顕著であり、昭和40年までは3割を超えていた若年者比率は、平成2年には18.0%と2割を下回り、平成17年には12.6%にまで減少している。

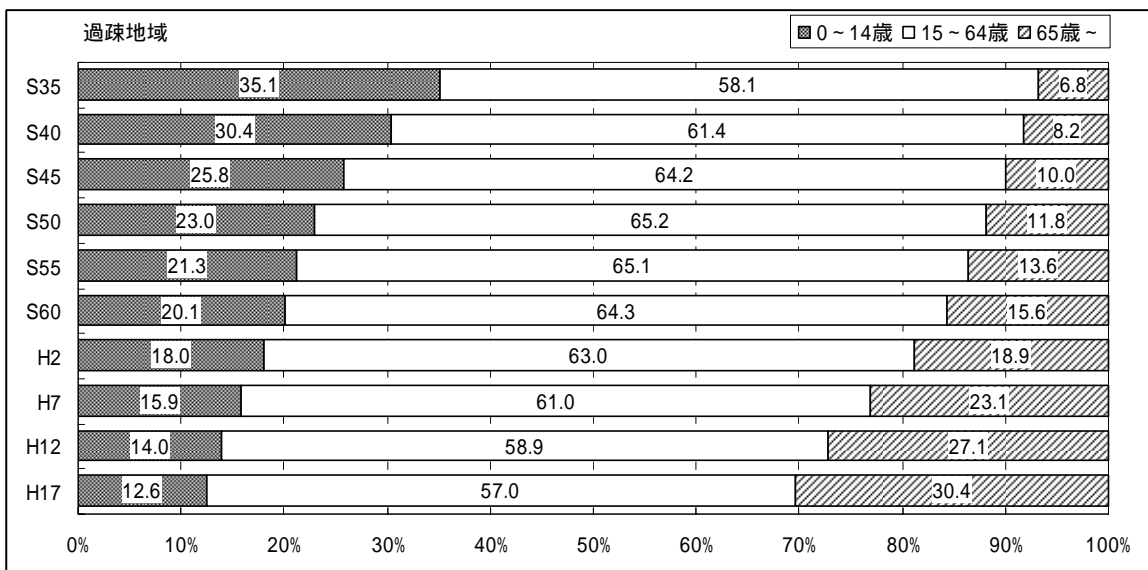
なお、今後全国的に人口減少・少子高齢化が加速する中で、過疎地域では全国平均以上に急速に進行することが予想される。

図表序-2 全国及び過疎地域の人口の推移



- 1:人口は各年の国勢調査人口による。
- 2:過疎地域は平成22年3月31日時点の718団体の数値である。

図表序-3 過疎地域の年齢3区分別人口の推移

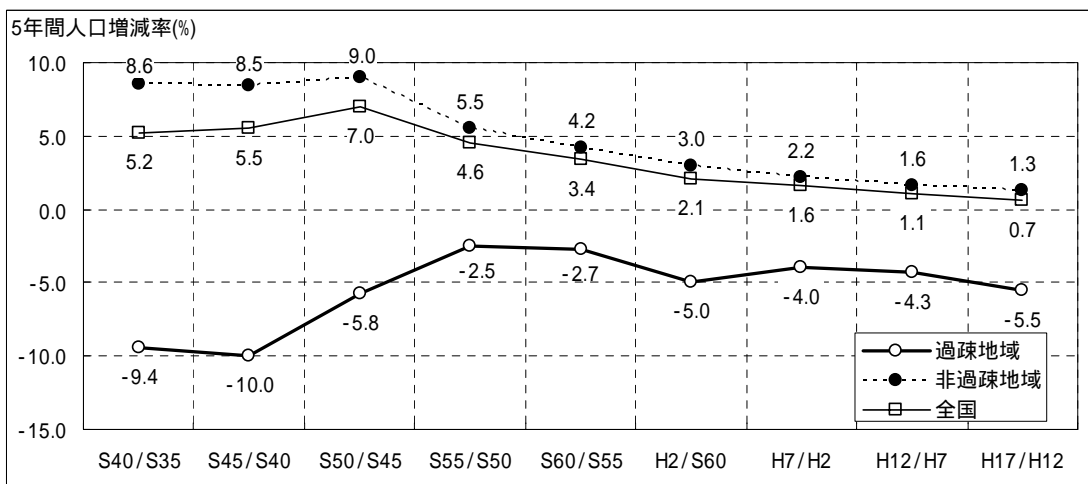


- 1:人口は各年の国勢調査人口による。
- 2:過疎地域は平成22年3月31日時点の718団体の数値である。

過疎地域の人口増減率

5年間人口減少率の推移をみると、昭和35年から昭和45年にかけての急激な人口減はその後鈍化し、昭和50～55年の5年間における減少率は2.5%といったん緩和した。しかし、その後再び人口減が進み、平成12～17年の人口減少率は5.5%と、昭和45～50年の減少率に近い水準となっている。

図表序-4 全国及び過疎地域の5年間人口増減率の推移



- 1:人口は各年の国勢調査人口による。
- 2:過疎地域は平成22年3月31日時点の718団体の数値である。

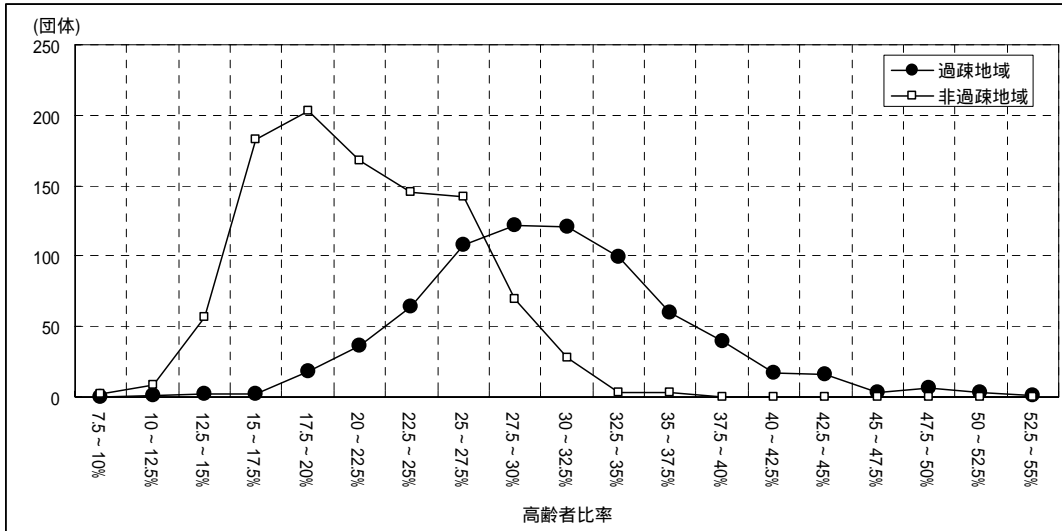
高齢化の状況

前述のように、過疎地域全体の平成17年国勢調査による高齢者比率は30.4%であり、非過疎地域(19.2%)を大きく上回っている。

高齢者比率の度数分布をみると、非過疎地域のピークが17.5%～20.0%であるのに対して、過疎地域のピークは27.5%～30.0%となっており、過疎地域における高齢化の進行がうかがえる。

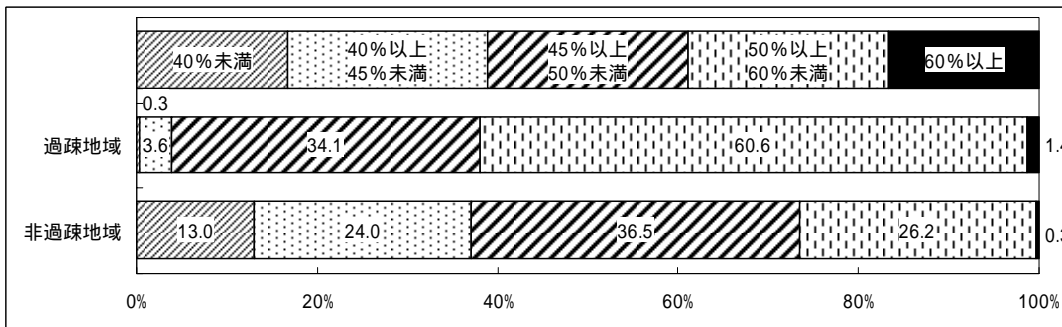
特に、全国に先行して高齢化が進んできた過疎地域においては、75歳以上人口の増加も近年問題として指摘されている。非過疎地域では、65歳以上人口に占める75歳以上人口の割合が50%を超える市町村数は3割に満たないが、過疎地域では6割を超えており、より深刻な高齢化の状況がみられる。

図表序-5 高齢者比率の度数分布



- 1:平成17年国勢調査人口について、平成22年3月31日時点の過疎地域(718団体)で組み替えたものである。
- 2:一部過疎市町村については市町村全域の人口を用いている。

図表序-6 65歳以上人口に占める75歳以上人口の割合別市町村割合



- 1:平成17年国勢調査人口について、平成22年3月31日時点の過疎地域(718団体)で組み替えたものである。
- 2:一部過疎市町村については市町村全域の人口を用いている。

第1部 新たな過疎対策（ソフト対策）の推進に向けた検討の経緯

1-1 過疎問題懇談会における検討の経緯

総務省では、我が国の過疎対策のあり方等について広く学識経験者による意見交換を行う場として、「過疎問題懇談会」を設置しており、同懇談会ではこれまで過疎地域の実情についての現地調査や事例報告、あるいは各省の実施している過疎対策関連施策の動向についてのヒアリング等をふまえ、自立促進法が平成22年3月31日に失効期限を迎えることを見据え、時代に対応した新たな過疎対策のあり方等について議論・検討が重ねられてきた。

平成20年4月には、それまでの同懇談会での議論等を取りまとめた「時代に対応した新たな過疎対策に向けて（これまでの議論の中間的整理）」（以下、「中間報告」という。）を発表している。

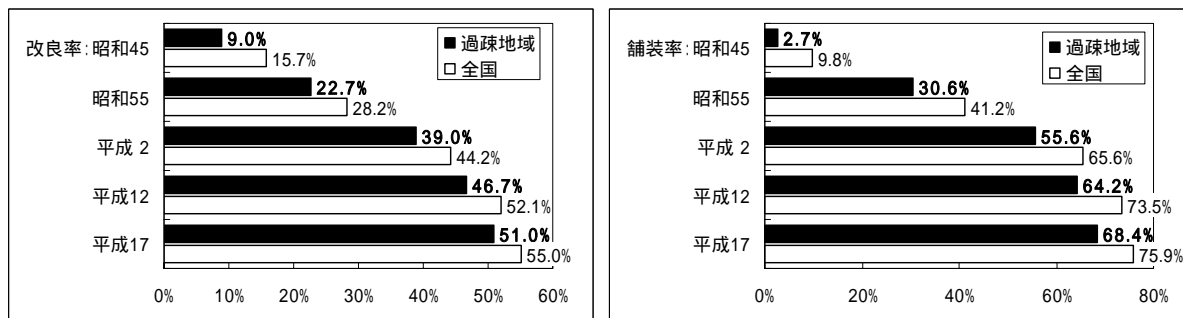
ここでは、過疎対策のこれまでの成果と残された課題、あるいは過疎地域が有する役割や今後の過疎対策のあり方等について、この中間報告で示された意見を整理した。

（1）これまでの過疎対策の成果とその評価、残された（新たな）課題

これまでの4次にわたる過疎立法に基づく過疎対策（過疎対策事業債、補助率のかさ上げ、税制上の優遇措置など、各種の支援措置の活用）等により、住民生活を下支えする交通基盤や情報通信基盤の整備、下水道等の生活環境の整備、医療・介護・福祉の確保、産業の振興等に一定の成果が挙げられている。

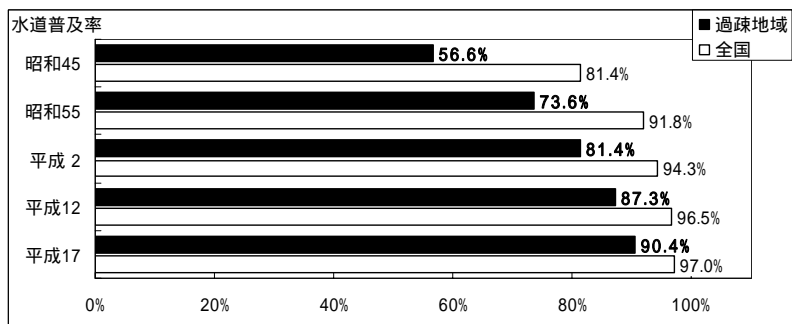
また、民間や住民団体等が主体となった新しい交流型産業（ツーリズム産業）などの取組や、地域資源を活かしたスモールビジネスの展開など、自立の動きが芽生えている地域もある。

図表1-1 全国及び過疎地域における市町村道の改良率・舗装率の推移



- 1: 総務省自治行政局過疎対策室「平成20年度版過疎対策の現況」による。
- 2: 平成17年度については、一部過疎地域に該当するためデータを取得できない区域がある。

図表1-2 全国及び過疎地域の水道普及率の推移



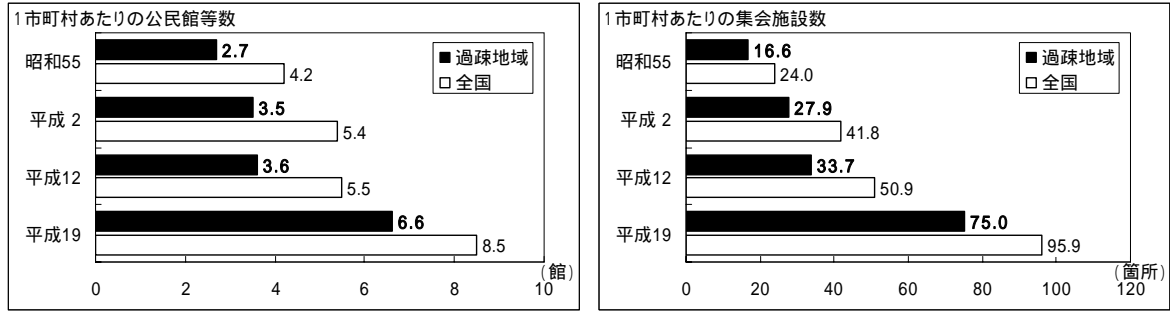
- 1: 総務省自治行政局過疎対策室「平成20年度版過疎対策の現況」による。
- 2: 平成17年度については、一部過疎地域に該当するためデータを取得できない区域がある。

図表1-3 携帯電話サービスの現状(エリア外人口)

	平成17年度末	平成18年度末	平成20年度末(目標)
全国	580万人 (0.5%)	416万人 (0.3%)	38.0万人以下
条件不利地域	52.3万人 (1.7%)	39.6万人 (1.2%)	32.3万人以下

- 1: 過疎問題懇談会「時代に対応した新たな過疎対策に向けて(これまでの議論の中間的整理)」(平成20年4月)による。
- 2: 条件不利地域は過疎、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯である。
- 3: 「全国」の()内は総人口に対する携帯電話サービスエリア外人口の割合であり、「条件不利地域」の()は、条件不利地域の人口に対する当該地域における携帯電話サービスエリア外人口の割合である。

図表1-4 全国及び過疎地域の公民館・集会施設等の整備水準



1: 総務省自治行政局過疎対策室「平成20年度版過疎対策の現況」による。

図表1-5 高齢者福祉施設の整備状況(65歳以上1万人に対する各施設定員数)

	平成12年		平成17年		平成19年		平成12年	平成19年増減率
	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国		
特別養護老人ホーム	184	116	211	149	221	161	20.1%	38.8%
養護老人ホーム	48	26	49	26	49	26	2.1%	0.0%
軽費老人ホーム	18	24	25	32	27	34	50.0%	41.7%
介護老人保健施設	101	91	119	116	123	122	21.8%	34.1%

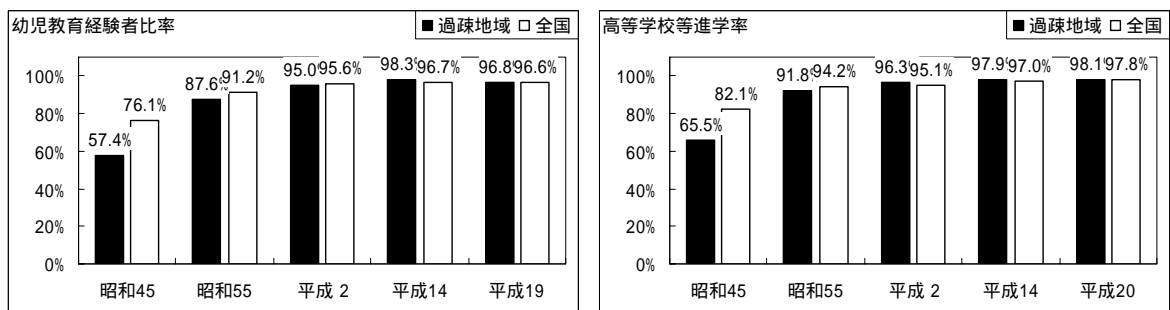
1: 総務省自治行政局過疎対策室「平成20年度版過疎対策の現況」による。

図表1-6 居宅介護サービスの利用状況(65歳以上100人あたり年間利用件数)

		平成14年		平成18年	
		過疎地域	全国	過疎地域	全国
	65歳以上100人あたり年間利用件数	訪問介護	45.6	55.8	55.2
	通所介護	62.1	51.2	77.4	73.1
	短期入所介護	9.3	9.3	13.0	13.0

1: 総務省自治行政局過疎対策室「平成20年度版過疎対策の現況」による。

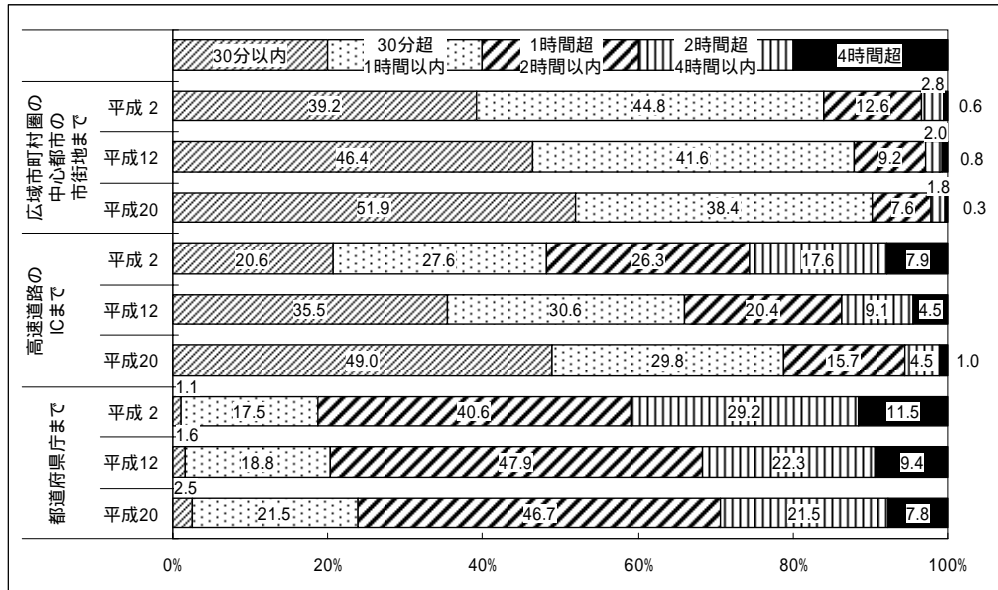
図表1-7 幼児教育経験者比率・高等学校等への進学率



1: 総務省自治行政局過疎対策室「平成20年度版過疎対策の現況」による。

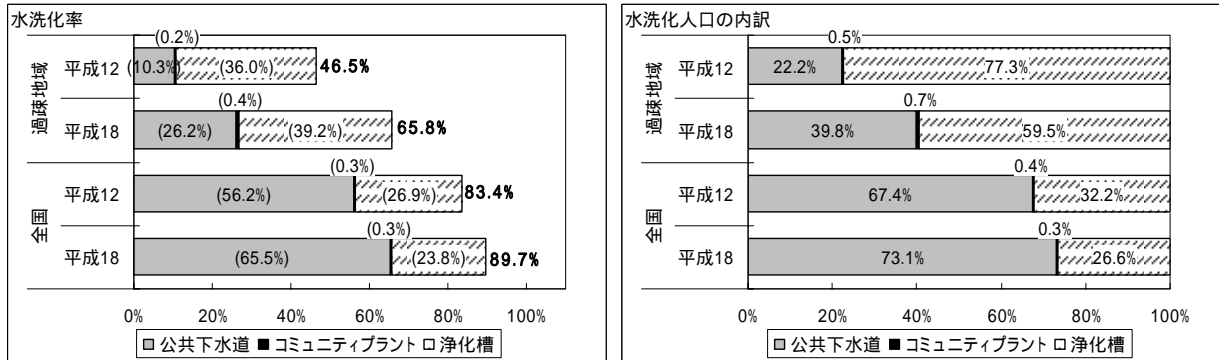
しかし、住民生活の安全・安心の基盤となる公共施設（道路、情報基盤、生活排水等）の整備水準などについては、全国との差がなお存在している。

図表1-8 市町村庁舎からの所要時間段階別過疎地域数割合



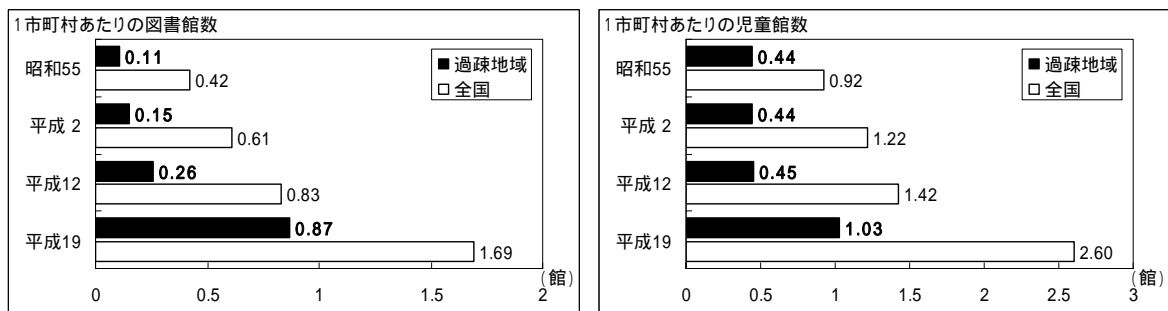
- 1: 総務省自治行政局過疎対策室「平成20年度版過疎対策の現況」による。
- 2: 一部過疎地域については旧市町村の庁舎又はその区域を管轄する行政施設からの所要時間。
- 3: それぞれ自家用自動車ですべて通常利用される経路を利用した場合の所要時間を過疎地域市町村担当者へのアンケート調査により把握したものであり、航路の区間はフェリーを利用した場合の所要時間が含まれる。

図表1-9 全国及び過疎地域の水洗化率の推移



- 1: 総務省自治行政局過疎対策室「平成20年度版過疎対策の現況」による。
- 2: 水洗化率は、総人口に対する水洗化人口（公共下水道人口、コミュニティプラント人口、浄化槽人口の合計）の割合。
- 3: 平成17年度については、一部過疎地域に該当するためデータを取得できない区域がある。

図表1-10 全国及び過疎地域の図書館・児童館の整備水準



- 1: 総務省自治行政局過疎対策室「平成20年度版過疎対策の現況」による。

引き続き人口減少と著しい高齢化に直面し、農林水産業や建設業など基幹産業の不振、雇用の場の不足、医師不足、生活交通の不足など、依然として多くの課題を抱え、自立には程遠いとの指摘もある。

図表1-11 無医地区の状況

	過疎地域		非過疎地域		全国の無医地区に占める過疎地域の割合	全国の無医地区を有する市町村に占める過疎地域の割合
	無医地区数	無医地区を有する市町村数	無医地区数	無医地区を有する市町村数		
昭和53年10月	1168	555	582	323	66.7%	63.2%
昭和59年10月	887	763	389	230	69.5%	76.8%
平成6年9月	725	389	272	156	72.7%	71.4%
平成11年6月	715	368	199	127	78.2%	74.3%
平成16年12月	621	312	165	97	79.0%	76.3%
S53～H16 増減率	-46.8%	-43.8%	-71.6%	-70.0%		

1: 総務省自治行政局過疎対策室「平成20年度版過疎対策の現況」による。

図表1-12 全国及び過疎地域の主な専門科別医師数

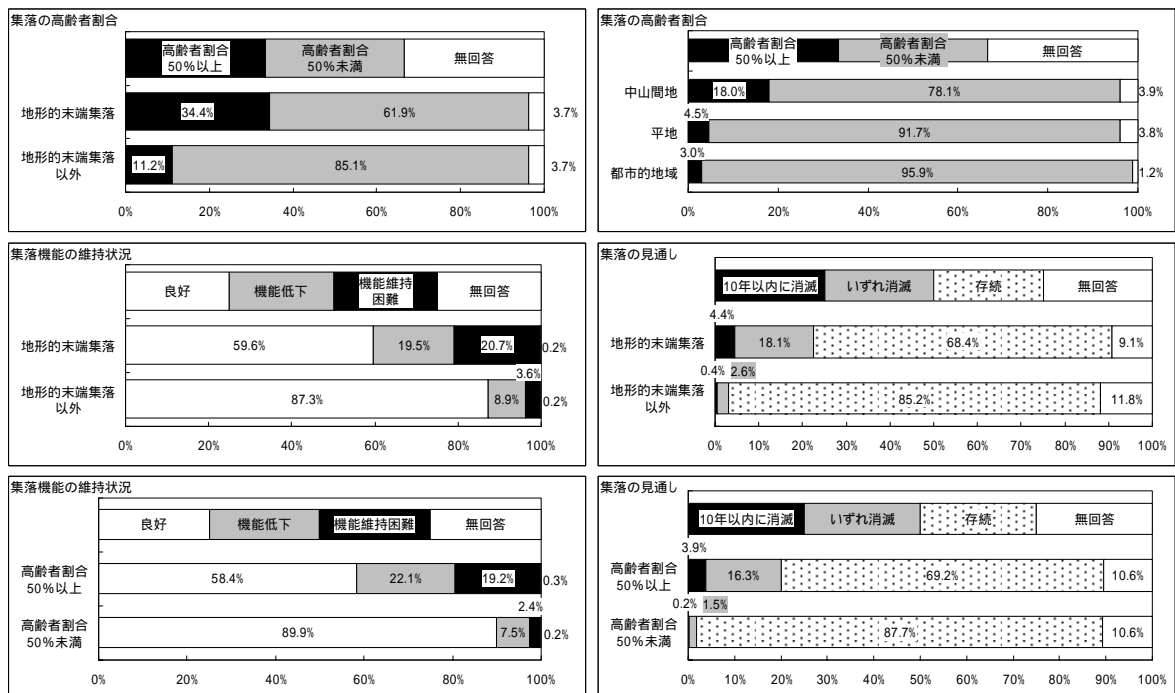
	総数	内科	小児科	外科	産婦人科	産科	婦人科
過疎地域	14,348	6,003	658	1,725	442	16	61
人口1万人あたり	13.69	5.73	0.63	1.65	0.42	0.02	0.06
全国	256,668	73,670	14,677	23,240	10,163	431	1,562
人口1万人あたり	20.09	5.77	1.15	1.82	0.80	0.03	0.12

1: 厚生労働省「平成16年医師・歯科医師・薬剤師調査」による各科別医師数について、平成22年3月31日時点の市町村で組み替えた上、過疎地域について集計したものである。

2: 一部過疎地域については、平成18年度総務省調査で実施した各団体へのアンケート調査で区域データが把握できたもののみ過疎地域に含めている。

特に、地理的・地形的条件の厳しい地域においては、集落機能の維持が困難な集落が発生し、生活扶助機能の低下や耕作放棄地の増加といった住民生活の安全・安心に関わる問題をもたらすなど、深刻な状況が生じている。

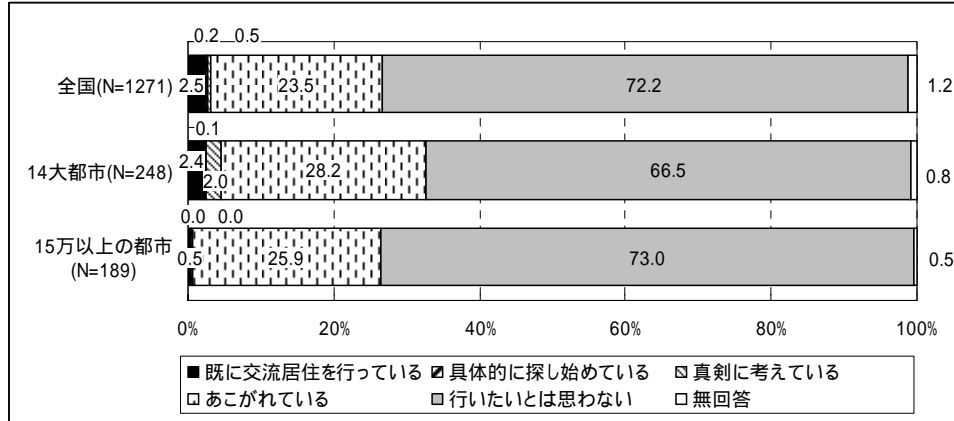
図表1-13 過疎地域における集落の実態



1: 「維持・存続が危ぶまれる集落の新たな地域運営と資源活用に関する方策検討調査」(平成20年3月, 国土交通省)より作成。

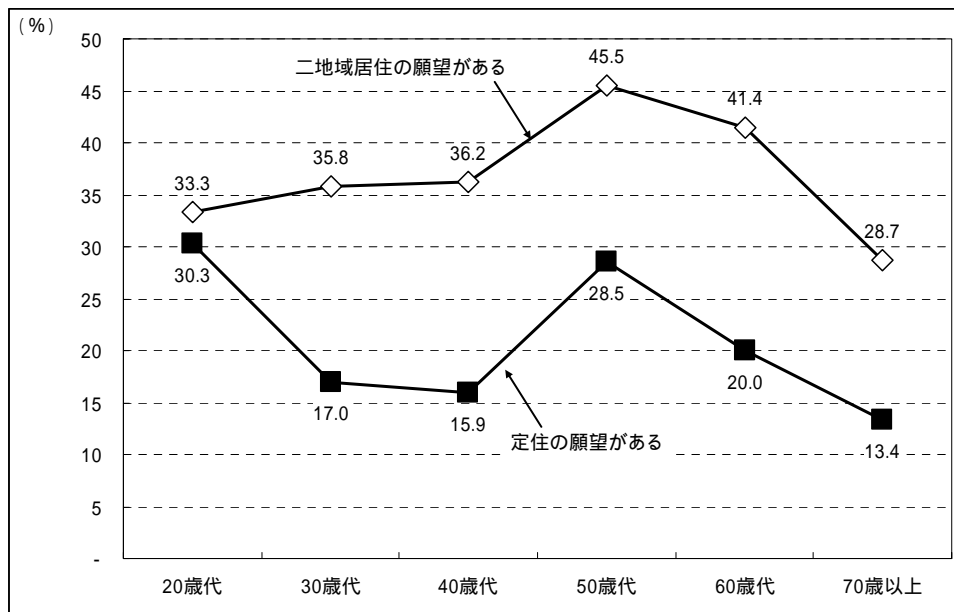
あわせて、市町村合併の大幅な進展、ICT(情報通信技術)の進歩とその利活用の可能性の拡大、若年層を含めた都市から地方への移住・交流の可能性の拡大など、過疎地域を取り巻く環境も変化しており、こうした諸情勢への適切な対応が求められている。

図表1-14 交流居住に関する都市住民の意識



1: 総務省自治行政局過疎対策室「平成20年度版過疎対策の現況」による。
 (元出典; 総務省「過疎地域における交流居住にむけたニーズ分析に関する調査」(平成16年度))

図表1-15 都市と農山漁村の共生・対流に関する都市住民の意識



1: 総務省自治行政局過疎対策室「平成20年度版過疎対策の現況」による。
 (元出典; 内閣府政府広報室「都市と農山漁村の共生・対流に関する世論調査」(平成17年11月調査))
 2: 二地域居住、定住の願望は「都市地域」に居住しているとするもの975人に聞いたものである。

(2) 過疎地域が有する役割・意義

国民全体の安全・安心な生活への寄与

過疎地域は、全国の1割足らずの人口で、広大な国土の過半を支えている。過疎地域に多く存在する農地・森林の適切な維持・管理を通じ、下流域における土砂災害の防止、水源の涵養、安全・安心な食料の供給、二酸化炭素の吸収といった極めて重要な役割を果たしている。また、過疎地域をはじめとする地方は、水や電気の供給、廃棄物の処理等を通じて、都市部の社会経済活動を支えている。都市と過疎地域とは共生・互恵の関係にある。

過疎地域が健全に維持されることは、過疎地域での生活だけでなく、都市をも含めた国民全体の安全・安心な生活に寄与することになる。

過疎対策は、過疎地域と都市とがお互いに支え合う関係に基づき、過疎地域と都市との「共生」を図るための対策である、との位置付けができる。

過疎地域において、そこに住み続けたいと思う住民が、安全・安心に暮らせる地域として健全に維持されることが今後とも求められる。これにより、過疎地域等の国土保全機能が十分に発揮されるようにし、都市との共生・互恵を実現するとともに、人口減少社会の先駆的地域として都市のモデルとなることが求められる。

多様な生活様式・地域文化が息づく場

過疎地域の豊かな自然環境や景観、独自の文化や歴史は、都市部では失われた自然景観やアメニティを提供し、安らぎや安心をもたらす存在である。過疎地域は、自然環境や景観、固有の地域文化などにめぐまれた中での生活や教育を求める都市住民のニーズに応える場としての役割も果たしている。

現行過疎法の制定時には、過疎地域が新しい生活様式の実現の場であること、美しく風格ある国土の形成に資することが理念として盛り込まれた。その後、自然との共生や都市だけでの生活の限界といった論議が生じるとともに、スローライフ、ロハスといった新しいライフスタイルも普及しており、過疎地域の積極的な役割に着目する必要性が生じている。

過疎地域については、単に自然的・地理的条件が不利な地域であるというだけではなく、「生涯現役の地域」、「自然とつきあう“わざ”を備えた地域」、「環境に優しい産業で我が国を支える地域」など、積極的な意義を有する地域であると考えることができる。

ナショナルミニマムの確保と、地域の自立的発展・活性化の促進

過疎地域の住民の安全・安心な生活を維持するための対策として、生活道路や身近な生活交通の確保、情報通信基盤の整備・利活用、医療、福祉など、都市との格差を是正し、生活を維持・確保する(ナショナルミニマムの維持・確保)対策が不可欠である。また、それぞれの地域が特徴ある自然、風土、産品等を生かし、都市とは異なる自立的(自律的)な発展・活性化を図ることができるように支援し、地域の「最適状態」(ローカルオプティマム)の実現を図ることの「二兎を追う」「両立させる」ことが必要である。

都市とは異なる発展・活性化が過疎地域において可能となるよう、人材・情報・財政等の面での支援が求められる。

1 - 2 . 新たな過疎対策（ソフト対策）の推進に向けた検討の経緯

(1) 過疎問題懇談会における今後の過疎地域支援のあり方に係る指摘

前出の中間報告の中で、今後の過疎地域への支援のあり方として過疎問題懇談会委員から示された意見を整理すると、以下のとおりである。

過疎地域への支援のあり方

身近な生活交通の確保、情報通信基盤の整備と利活用の推進、医師不足対策、集落の維持・活性化対策、UJターン対策などが過疎地域における新しい行政課題ととらえることができ、こうした行政課題に対応した財政支援が求められる。過疎対策事業債に例をとれば、かつては観光、レクリエーション施設への活用も見られたが、近年これらは減少しており、市町村道の整備や上下水道の整備等に加え、ケーブルテレビや光ファイバ網の整備、携帯電話の不感地域の解消等の情報通信基盤の整備といった分野に活用されている。

従来の財政支援に加え、過疎地域における人材確保への支援や、行財政運営上の情報・ノウハウの共有が図られるよう支援を図る、といったいわゆるソフト面での支援が求められる。また、各府省の横断的な支援が必要である。

例えば集落の維持・活性化に向けては、住民と住民、住民と市町村の話し合い・学び合いが必要であるが、外部からのアドバイザーが入ることで新しい方向性が見えてくる場合がある。そういった意味で、今後の過疎対策においては、基盤整備等による格差是正とともに、集落支援員などの人的支援が求められる。

人的支援については、アドバイザーの派遣など外部の力を活用するほか、人と人との交流を質量の両面から深めながら、住民の学びを促し、地域人材を育成していく視点も求められる。

地域資源を活用した商品開発の成功事例など、過疎地域がこれまでに取り組んできた成果や知恵を過疎地域同士で共有化すること、優良事例の普遍化を図ることが求められる。

市町村が地域コミュニティ、NPO、企業など多様な主体の力を組み合わせ、連携しながら、特有の自然、景観、産品などの地域資源を生かした産業化の取組、田畑や山林、有形・無形の地域文化、伝統芸能を守る活動、集落の維持・活性化を図るための取組などを行っていくことへの支援が求められる。

市町村合併の進展等を踏まえた過疎対策のあり方

合併前の旧市町村における先進的な取組について、合併後の新市町村全体に波及させる、広域化に伴うスケールメリットを生かして展開するなど、合併のメリットを最大限発揮する必要がある。

過疎市町村と非過疎市町村の合併があった地域では、社会資本の整備面での格差や、不公平感(過疎区域における非過疎区域に対する不公平感、非過疎区域における過疎区域に対する不公平感の双方)が存在しており、これらに的確に対応していくことが課題である。

人口減少や市町村合併の進展に伴い、有効活用しうる遊休施設が増加しており、都市の子どもたちの山村留学の拠点とする、UJターン者の受け入れのために転用するなど、過疎地域の自立・活性化に向け有効に活用することが求められている。

過疎地域と周辺地域との連携、広域的取組み

雇用の場は地方の中心都市で、生活の場は従来から居住している過疎地域で、というように、広域的な役割分担・機能分担がなされている。こうした中、地方の中心都市も疲弊しており、過疎地域の自立・活性化の対策とともにこれらの都市への対策も別途求められている。

身近な生活交通の確保、医療の確保、情報通信基盤の整備といった課題については、過疎地域とその周辺地域との間で事業連携や事業調整を図り、広域的に取り組むことが重要である。

原典には下線は付されておらず、本報告書で付加したものである。

(2) 『新たな過疎対策(ソフト対策)の推進に向けての研究会』における議論等

研究会の概要

自立促進法が平成22年3月31日に失効期限を迎えることを見据え、今後の過疎対策のあり方について各党各会派において熱心な議論・検討が重ねられてきた。

その結果、平成17年国勢調査の結果に基づく過疎地域の要件の追加、過疎対策事業債の対象の追加、法律の失効期限を6年間延長することなどを内容とする「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案」がとりまとめられ、平成22年3月2日、衆議院総務委員長より国会に提出され、同日の衆議院本会議で可決、9日には参議院総務委員会、10日には参議院本会議においてそれぞれ全会一致で可決され、17日に公布、4月1日に施行される運びとなった。

こうした動きをふまえ、本調査では、一部改正法により支援措置の拡充されたいわゆるソフト対策を中心として、今後過疎地域が緊急的・重点的に取り組むべき課題を抽出するとともに、「新たな過疎対策(ソフト対策)の推進に向けての研究会」を設置し、過疎対策を実施する際に重視すべき視点や配慮点等について有識者や過疎地域自治体の実務者等の意見を伺いながら、幅広く検討してきたところである。

本研究会の構成及び開催経緯は以下のとおりである。

図表1-16 「新たな過疎対策(ソフト対策)の推進に向けての研究会」の開催経緯

開催回	参加メンバー	討 議 内 容
第1回 2月10日	有識委員 過疎市町村 ・ 高知県大豊町 ・ 島根県邑南町 ・ 兵庫県養父市 ・ 静岡県浜松市	過疎市町村からの事例報告(ヒアリング)及び意見交換 過疎地域の現状、ソフト対策を中心にこれまでの過疎対策の取組とその課題について 今後の過疎対策において特に必要となるソフト対策について 新たな過疎対策(ソフト対策)の推進に向けた課題と方向性について
第2回 3月9日	有識委員 過疎関係都道府県 ・ 北海道 ・ 福島県 ・ 広島県 ・ 高知県	過疎関係都道府県からの事例報告(ヒアリング)及び意見交換 過疎地域の現状、市町村と連携した過疎対策(ソフト対策)の取組とその課題について 今後の過疎対策において特に必要となるソフト対策について 今後の過疎対策における市町村・都道府県の連携のあり方について
第3回 3月29日	有識委員	上記研究会を受け、ソフト対策を中心に今後過疎地域が緊急的・重点的に取り組むべき課題を抽出するとともに、今後の過疎対策を実施する際に重視すべき視点や方向性、配慮・留意すべき点等について意見交換

第3回研究会は平成21年度第2回過疎問題懇談会との合同開催とした。

第1回研究会の討議概要

1) 大豊町の取組事例紹介

昭和30年以降今日までに人口は約4分の1に減少した。自然増減も、平成20年には出生13人に対し死亡131人、社会増減も転出が上回り、毎年150人くらいずつ人口が減少している。全町民の平均年齢も60歳となり、2035年までに予測される人口減少率も全国で3番目に大きいなど、人口減少と高齢化が非常に厳しい状況にある。またいわゆる「限界集落」という定義に当てはまる集落は85集落中58集落に及び、役場のある町中心部の集落もそのひとつである。

ハード整備も十分でなく、道路改良率は全国平均で56%のところ未だ23%程度であるが、厳しい財政状況の中、来年度の道路整備予算は0計上とせざるを得ない。水道についても同様で、全国普及率が97%のところ、町では70%程度である。

本町の最も有用な資源は森林であり、6割が造材できればその資産価値は500億円近くになる。これが生かせないと非常に厳しい。

高齢化の進行に伴い様々な問題も発生しており、町では専任職員による地域担当制を導入してきめ細かく集落に目配りしている。また光ファイバは諦め xDSL でブロードバンド化を進め、これを生かした見守りネットワークシステムも構築している(事例1参照)。ただし光ファイバでないため、地デジ対策については新たな共聴施設を整備しなければならないなどの課題が残っている。

東西・南北に各1路線バス路線が走っており、これと接続する町営バスの無料化やスクールバスの一般無料利用の実施、定額の乗り合いタクシーの導入、通院タクシー代の補助など、生活交通の確保のための各種対策に重点を置いて取り組んできた(事例2参照)。

三位一体改革の影響もあり、町の財政事情は非常に厳しく、職員を24名減らしたり、手当てをカットするなど、人件費の大幅な削減にも取り組んできたが、それでも平成17年度は実質公債費比率が県下ワースト1位であった。

こうした厳しい状況にあるが、お年寄りもみな元気である。人が住み、営みを続けることにより山林が守られるということを多くの人に知ってもらいたい。

事例1 ブロードバンド基盤を活用した見守りネットワークシステムの構築(高知県大豊町)

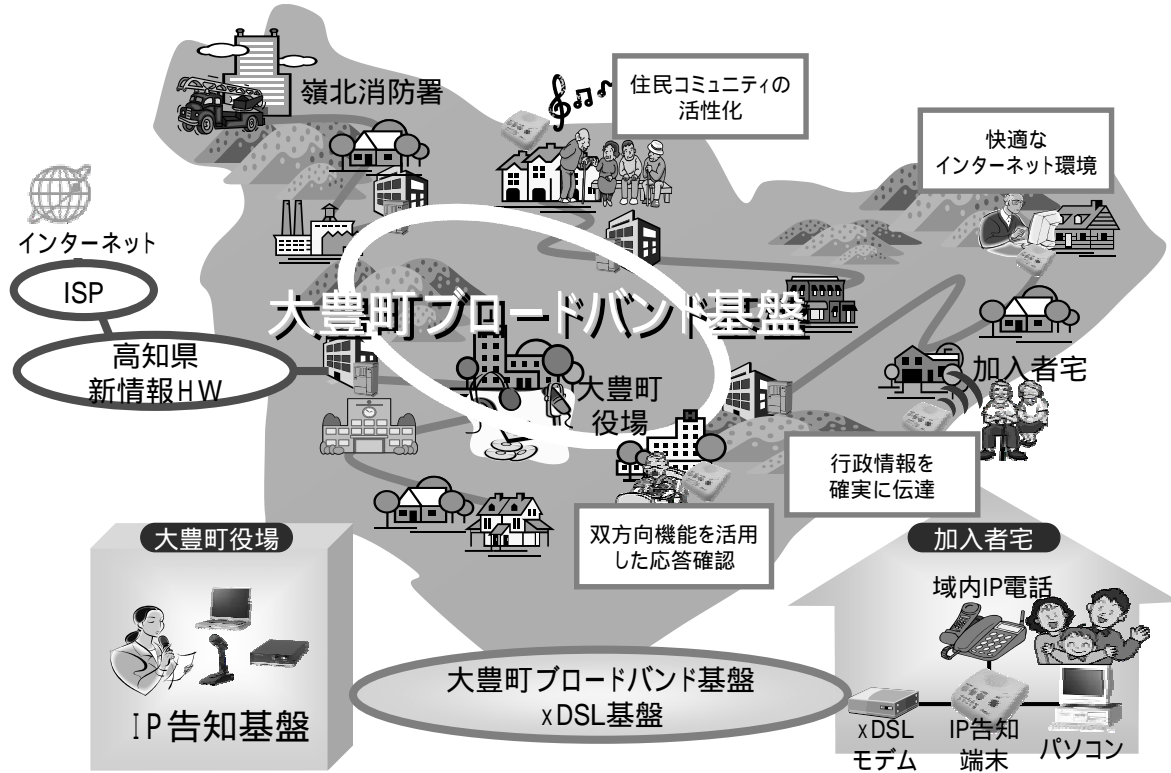
大豊町では、平成3年度よりオフトークによる「ゆとりすと放送」を開設し、行政情報の伝達等を行ってきたが、光ファイバによるブロードバンドサービスは提供されておらず、情報化への早急な対策が急務となっていた。

このため、平成19年度より、地域情報通信基盤整備事業として、町内全域で利用可能な xDSL 施設を整備しており、町がモデムと IP 告知端末を無償貸与することにより、IP 告知サービス、IP 電話サービス及びインターネットサービスの提供環境を整備した。この基盤整備の総事業費は約3億円であり、事業にあたっては、総務省の地域情報通信基盤整備推進交付金(9,390万円)及び過疎対策事業債(1億8,780万円)を活用している。

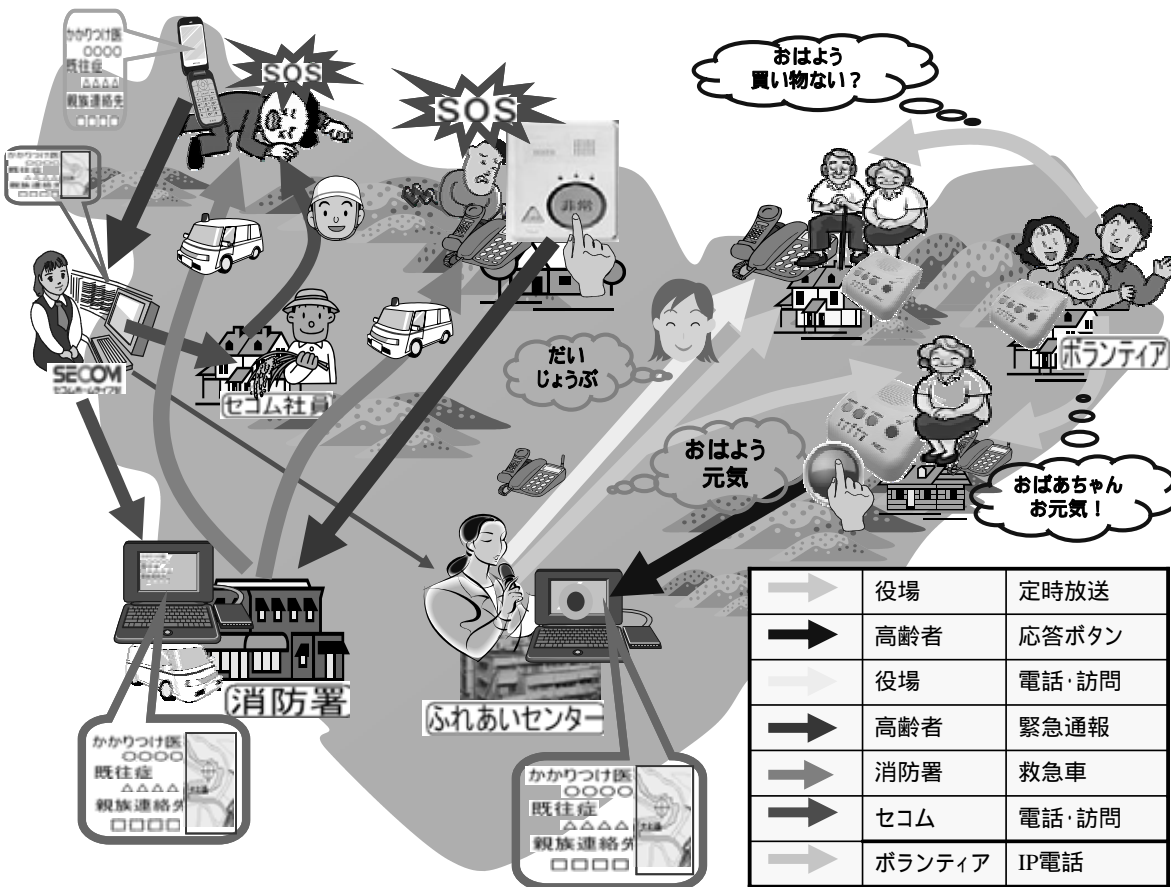
平成20年度現在の加入率は59.2%と高く、加入者同士であれば IP 電話の通話料が無料であるため、高齢者同士や家族との長時間通話が増えている。(なお、東豊永集落では、高齢者同士が IP 電話で通話していたところ、突然一方から返答がなくなったため、通話相手が家族に連絡し、電話口で倒れているところを発見、救急搬送により一命を取り留めたというケースも報告されている。)

さらに大豊町では、平成21年度事業として、このブロードバンド基盤を活用した見守りネットワークシステムを構築した。ふれあいセンターと高齢者世帯とを結び、告知端末を介して安否確認を行ったり、無料 IP 電話を活用して町内ボランティアから高齢者世帯に定期的に呼びかけをしてもらうとともに、消防や警備保障会社等とも情報共有や連携を図り、高齢者に GPS 機能付きの携帯電話端末を無償貸与するなどにより、広い町域を情報通信技術でカバーする救急救命ネットワークを構築している。

大豊町地域情報通信基盤整備事業のイメージ



ブロードバンド基盤を活用した見守りネットワークシステム

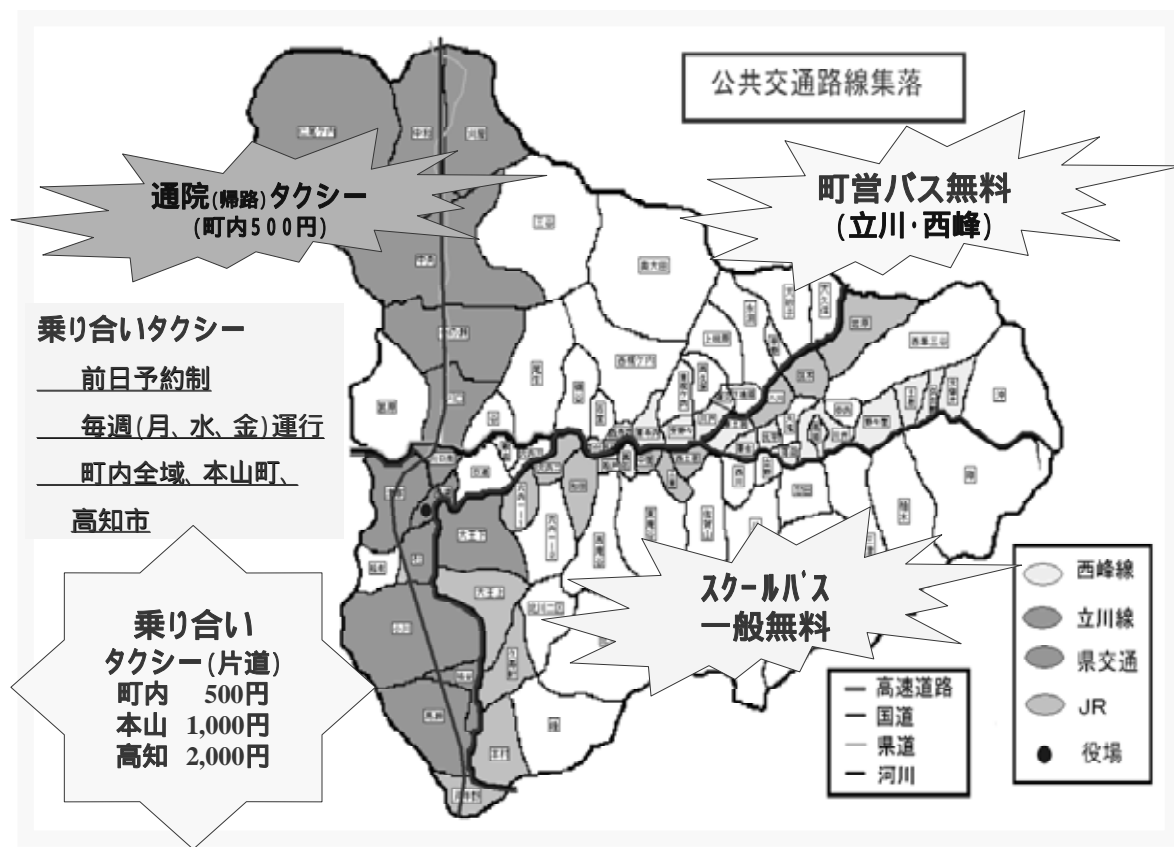


事例2 住民の日常生活を支える様々な地域交通の確保策（高知県大豊町）

大豊町では、生活交通の確保策として、平成18年5月1日より、乗り合いタクシーの運行を開始している。乗り合いタクシーは前日予約制であり、運行は毎週月・水・金の3日間である。本山町役場周辺や高知日赤病院周辺など、町外への移動にも利用可能であり、本山町へは通常タクシー料金の約10%割引、高知市へは約30%割引を目安に、地区毎に料金が設定されている。平成20年度まではこの設定料金を住民が支払って利用（一人乗車の場合はもう一人分を町がタクシー会社に助成）する形態をとっていたが、平成21年度からは住民負担を定額制（町内なら片道500円、本山町なら片道1,000円、高知市なら片道2,000円）とし、設定料金との差額をタクシー会社に助成する。

このほか、町内の病院から自宅に帰る場合に、町内の移動距離に関係なく定額（500円）で利用できる「乗り合い通院タクシー」の運行や、スクールバスの全路線一般無料化の実施、立川・西峰地区の町営バスの無料化の実施などを行っている。

道路交通網と様々な生活交通対策の実施状況



）邑南町の取組事例紹介

平成16年に石見町、瑞穂町、羽須美村の合併により誕生した。人口減は続いているが町内に雇用の場が比較的あるため、社会増減は近年±ゼロで止まっている。全216集落中、限界集落は74集落で、全体の34%にのぼる。また町内には1,800人の独居高齢者がいる。

町内には県立高校、養護学校、郡立病院など様々な施設が立地しており、比較的恵まれているといえる。またこれまでハード中心に過疎対策を講じてきた結果、道路や上下水道の整備率は県下トップクラスであり、光ファイバーでのケーブルテレビも整備され92%の世帯加入率と、民間ベースでも運営が成り立つ水準にまで加入が進んでいる。

過疎対策については、「地域力」「教育力」「生活力」という3つの柱で取組を進めている。

「地域力」事業としては、全216集落を束ねる38の自治会に対する助成のほか、県のモデル事業として報酬を負担する地域マネージャーを配置し持続可能な地域づくりを目指す「中山間地域コミュニティ再生重点プロジェクト事業」として平成20・21年度は3地域を指定して実施し、成果が見られつつある。またNPOに中心的に取り組んでもらっている「地域おこし協力隊事業」や住民自身による地域づくり計画(夢づくりプラン)の策定支援などを展開している(事例1参照)。

「教育力」事業としては、町単独事業で9小学校3中学校の全校への教員の加配(今年で4年目)や、全校への図書館司書の配置(県からの支援措置あり)などに取り組んでいるほか、統廃合の危機にある高校の存続を図るべく、寮費や通学費の助成などを行っている。また、町には民間の塾がないため、地域の協力を得ながら公営で塾を開設している。

「生活力」事業としては、コミュニティバスの運行などの生活交通対策、郡立病院への経営支援(年3億円)などの医療対策、民間と協働した空き家のDB化や都市部の女性等をハーブ栽培等の農業研修生として受け入れる制度(事例2参照)などの定住対策、ハローワークの代わりとして職業斡旋を行うセンターの開設・運営等の産業振興などに取り組んでいる。

これらの取組のほか、情報化への対策も重要であり、高齢者の見守りシステム(テレビのスイッチを入れると地域を離れている子どもの携帯にメールが届くシステム)を独自開発し、100世帯から導入をスタートさせるなど、取組を進めている。

事例1 邑南町夢づくりプラン策定事業・夢づくりプラン推進事業(島根県邑南町)

夢づくりプラン策定事業

概ね100戸以上で構成される地域を対象とし、自分たちで地域を見つめ直し、地域の課題、資源を掘り起こし、問題解決の方策や、資源活用の方法を考え計画書(夢づくりプラン)を作成する。プラン作成期間は1年間とし、地域の様々な人が計画づくりに関わることで、地域の課題や資源等に共通認識と理解が得られ、住民総参加の地域づくりに寄与している。

補助額 1地域10万円

夢づくりプラン推進事業

夢づくりプラン策定地域が、プランを具現化するために事業を実施する場合、事業費の1/2を3年間助成する。ただし推進組織の戸数に3,000円を乗じた額を上限とし助成する。自ら考え、自ら実施することを原則としており、地域の自活力が高まりをみせている。

補助額 事業費の1/2(上限は推進組織の戸数×3,000円)

事例2 邑南町研修制度「香木の森研修」「農家研修」(島根県邑南町)

観光体験施設「香木の森公園」を拠点に、ハーブ栽培やハーブクラフトを学ぶ「香木の森研修」を実施。平成5年度から毎年4名程度の都市部の女性等を研修生として受け入れているほか、受入れ農家との連携による「農業研修」として2名程度を受け入れている。これまでに約120名を受け入れ、うち21名が町内に定住している。

毎年の経費 研修生6人×月額13万円×12か月=936万円

）養父市の取組事例紹介

平成16年に八鹿町、養父町、大屋町、関宮町の4町が合併して誕生した。合併時の人口は平成12年国勢調査ベースで3万人であったが、平成17年国勢調査では2万8千人に減少、高齢化率も現在33%と県下2番目に高く、人口減・高齢化が進行している。154集落中8集落がいわゆる限界集落である。面積は422km²と広大で、その84%は山林であり、市内での標高差も大きい。山林の管理が行き届いていないため色々問題も生じている。なお市内には県立高校が2校あるほか、420床の公立八鹿病院などが立地している。

合併前の平成14年からケーブルテレビの供用が開始され、これにより郡内でコミュニティ情報や災害情報などの共有化が図られるようになったことも合併推進の大きなきっかけとなった。

少子高齢化、脆弱な産業基盤などの課題を抱えており、合併後10年経って普通交付税の合併算定替の適用期間が終わるとさらに厳しい状況が見込まれることを踏まえ、観光交流の推進と子育て支援の充実の2つを柱として取組を進めている。

過疎対策に係るソフト対策の一環として、地域医療の確保対策のため、公立八鹿病院に対して負担金を支出しているほか、修学資金貸与制度等(事例1参照)を導入している。

生活交通の確保対策(事例2参照)としては、バス路線の維持を図るための経営支援や、コミュニティバスの運行、市独自事業としての自家用有償バスの運行を行っている。自家用有償バスとは、養父市が事業者となって認可を受け、車両の整備等に要する経費は市が負担し、運転は講習を受けた地域住民にボランティアで行ってもらうものであり、利用者の住居等と既存のバス路線のバス停までをつなぐものである。運賃はワンコイン(100円)である。また高齢者の生活交通の確保策として、路線バス・コミュニティバスの運賃を一律150円として差額を市が財政負担している。平成22年度からは新規事業として高校生の通学支援(バス代の補助)にも取り組みたい。

地域振興対策(集落対策)としては、従来の集落単位ではコミュニティの維持が困難であるとの認識から、小学校区単位で地域自治協議会を設立し地域づくりを進めていくこととし、モデル的に4地域からスタートさせている。また地域文化を柱とした地域振興にも取り組んでおり、今後は若手芸術家の市への定着(移住)を図るべく「芸術村」構想にも着手していきたいと考えている。さらに、空き校舎を通信制学校や酢の醸造工場として活用しているほか、鉱山の坑道での酒造りや汚泥処理対策など、様々な地域振興対策を講じてきている。

事例1 八鹿病院組合医師修学資金貸与制度・医師修学一時資金貸付制度(兵庫県養父市)

	医師修学資金貸与制度	医師修学一時資金貸付制度
対象者	高校を卒業し、大学医学部に進学しようとする者 就学中で、大学卒業後、公立病院で2年間臨床研修を修了し、医師として公立八鹿病院組合で勤務する意思のある者	
人数	各学年3名程度	医師修学資金の貸与を受ける者が対象
貸与期間	正規の修学年限内(6年以内)	正規の修学年限内(6年以内)
修学資金貸与額	大学1～4年生:月15万円(年額180万円) 大学5～6年生:月18万円(年額216万円) 6年間で総額1,152万円(最大)	限度額 1,000万円 医学部入学金、授業料、施設設備費及び教育充実費等本人が正規の修学年限内に支払うべき学費の範囲内(1回に限る)
利息	貸与期間の日数に応じ、年10%の利率で貸与	無利息
返還免除条件	医師国家試験合格後は公立八鹿病院の研修医として採用し、公立八鹿病院で2年間の研修後、貸与期間と同期間公立八鹿病院組合で勤務した場合、修学資金の返還を免除	免除規定なし

事例2

住民の日常生活を支える様々な地域交通の確保策（兵庫県養父市）

養父市自家用有償バスの運行

交通空白地のモビリティを確保するため、地元自治会とともに市町村運営自家用有償運送を実施するとともに、地域の生活交通は地域で守り育てていく。

コミュニティバスの運行の効率化

自家用自動車の普及や人口減少により、バスの利用者は年々減少を続けている。持続可能なコミュニティバスの運行を実施していくため、利用実態に即して運行の効率化を図る。

- ・路線バスと重複したコミュニティバス路線の見直し
- ・利用実態に即した運行の実施
- ・コミュニティバスとスクールバスの一体的な運行

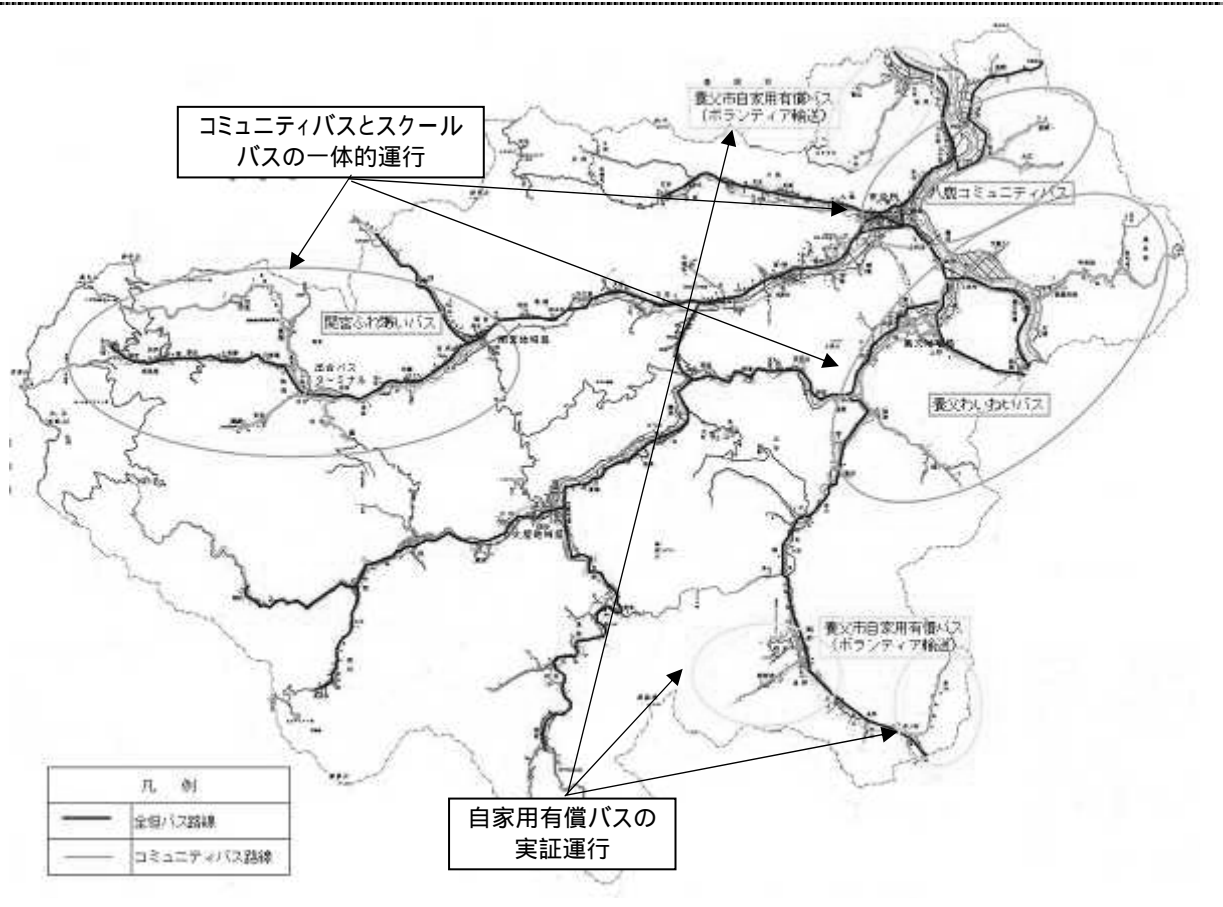
公共交通の利用促進策の実施

【高齢者優待乗車制度】

高齢者の健康と暮らしを守るため、70歳以上の高齢者等の交通弱者の利用を促進し、社会参加を図るため、路線バス、コミュニティバスを1回150円で利用できる「高齢者等優待乗車制度」を創設し、実証する。

【バス事業のPR】

バスの利用促進を図るため、市HPでの時刻表と乗継案内の紹介やバスの現状理解を深めるための講座や懇談会を開催する。



）浜松市の取組事例紹介

浜松市は平成17年に12市町村が合併して誕生した人口80万人を擁する政令市であるが、合併前の過疎市町村の区域を一部地域として有しており、都市部と厳しい過疎地域が存在しているまさに国土の縮図のような市である。市の中心部から東京までの所要時間が新幹線で1時間半あまりである一方、市役所から過疎地域の水窪地区までの所要時間は車で1時間40分かかかる。現行過疎法の失効後には、当市は過疎指定から外れるかもしれないとの危機感などから、今後の市の山間部対策の方針として「山里いきいきプラン」を2ヶ年かけて策定した。

過疎対策に係るソフト対策として、医療対策としては過疎区域の龍山地区にある公設民営の診療所に年間1,440万円の助成を行っているほか、龍山歯科診療所(個人)に年間480万円助成している。これらのほか、国民健康保険佐久間病院(60床)とその附属診療所2施設で地域医療を担っており、同病院では佐久間地域内の3ヶ所の無医地区に対して巡回診療を行っている。救急医療体制としては、ドクターヘリを一台運営しており、平成22年度はこれに加え消防ヘリを導入予定である。

生活交通の確保対策として、市内には4種類の運送形態による交通体系があるが、この全体の維持費として約2億3千万円の経費がかかっており、うち過疎区域分は約1億円である。このほか、過疎地有償運送を行っている NPO に事業開始時の初期費用として137万円、その後の運営費として年間100万円の補助を行っている。

過疎地域の全149集落中75集落がいわゆる限界集落であり、こうした集落への対策として、人的支援を行っている。平成22年度はさらに水窪と春野で1集落ずつモデル的に集落支援員を配置して取り組むこととしている(事例1参照)。

事例1 中山間地域集落機能支援事業(静岡県浜松市)

1 目的

中山間地域に存在する集落の多くは、人口減少と高齢化の進展に伴い、生活扶助機能の低下、集落活力の低下、身近な生活交通手段の不足、空き家の増加、森林の荒廃などの重大な問題が生じており、今後さらなる高齢化の進展により、これらの問題は一層深刻化するおそれがある。

このため、21年度に実施した集落機能調査事業で集落の現状を把握した結果を踏まえ、支援が必要な集落に対して集落支援員をモデル配置するとともに、外部の人材である緑のふるさと協力隊員を受け入れ、集落支援のあり方や方法を検討する。

2 事業内容

(1) 集落支援員(3名)のモデル設置

行政経験者や NPO 関係者など、地域の実情に詳しい人材を集落支援員として委嘱する。集落支援員は、支援が必要な集落を定期的に巡回し、生活状況などを把握するとともに、集落住民との話し合いを促進し、地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策を検討する。

(2) 緑のふるさと協力隊(2名)の受け入れ

NPO 法人地球緑化センターが派遣する緑のふるさと協力隊員を受け入れる。

隊員には、1年間地域に居住しながら、機能の低下している農林業の実践や、伝統行事や祭典、イベントなどの企画・実践してもらい、それらを通して地元の魅力・課題の再発見や、人的交流による集落の維持・活性化につなげる。

(3) 市職員を地区担当者として設置

地域自治センター職員を、支援が必要な集落の地区担当者として位置づける。また、集落支援員や協力隊員の調整・支援を行う。

3 事業費

4,592千円

）意見交換

(1) 今後の過疎対策におけるハード・ソフトそれぞれの対策の重要性について

ハードよりもむしろ、ソフトにも目を向けるべきであるという方向性はまさに時代にあったものであり、一部改正法ではソフトにも目を向けてもらって大変ありがたい。

道路や水道など、住民生活を維持する上で必要なハード整備は依然として存在している。また既に整備されてきたハードについては今後その維持管理と活用という視点が必要であり、そのためにいかなるソフト対策を講じるかが重要である。

従来の投資的予算中心の対策から人への対策にシフトすることが必要であり、その意味でもソフト対策は重要である。

例えば交通や医療、通信といった分野はハードとソフトを分けて考えるのではなく、投資的観点での取組が必要といえるであろう。

ソフト対策の中にも、一過性のもとの将来にわたって仕組みを革新していくようなものがあり、過疎対策としてのソフト対策事業は後者が中心となるべきではないか。

限られた財源をどのように使うのか、住民に深く議論して頂き、地域ごとの方向性を見つけて頂くことが大切である。

(2) 地域振興(集落)対策について

地域振興・集落活性化を図る上で、地域の自発的な活動を支援することは大切であり、自治会等の主体的・自主的な活動に対して支援する交付金等の制度は、事業規模の大小はあっても各市町で実施されている。

単独集落で立ち行かなくなった場合、行政としては複数集落に束ねて、範囲を広げながら守っていくというスタンスで取り組んでいる。そのためには、複数集落での取組への支援も重要であり、今回改正法でソフト対策事業に過疎対策事業債が活用できることとしたことは大きな意義を持つといえよう。

(3) 自立促進市町村計画のあり方について

過疎対策としてソフト対策を行う際に、過疎対策事業債の活用について国民的理解を得るためにも、その趣旨・目的や必要性等について十分説明し得る自立促進市町村計画の「実質化」がポイントとなる。いかに実質的な、魂の入った計画を作れるかがポイントとなる。

特に広域的な合併を行った市町村や一部過疎市町村などでは、市町村内の非過疎地域の住民等の中で『過疎』についての認識が低いという現実もあり、自立促進市町村計画の策定にあたっては、市町村内でいかに過疎対策の必要性や意義について共通認識を高めていくかが重要になる。

(4) その他

都市との交流事業の推進は、過疎地域の有する公益的機能への理解醸成や、定住人口の増加など、過疎地域の活性化に向けて非常に有効である。ただし、自治体間の連携はまだしも、浜松市のような一部過疎市町村において、ひとつの自治体内で都市と山村の住民交流を促すのは容易ではないが、良い知恵を出して取り組んでいくことが望まれる。

過疎地域に必要なソフト対策事業は様々あるが、過疎対策として行う目的を明確にした上で過疎対策事業債を活用する必要がある。

限られた財源を人そのものに回さないと立ちゆかない地域があるという事実がある。広い空間の中で、減少した人が支えあって生きている事実、またそこに価値があるということをもっと広く知らしめる必要がある。新しい人と人との付き合いを創りながら、社会としての活力を高めていくことが重要である。その意味でも、各市町村には自立促進市町村計画をしっかりと作ってもらうことが大切である。

図表1-17 第1回研究会における事例報告市町村の概況及び今後の過疎対策(ソフト対策)の方向性(イメージ)

	立地特性	人口・面積・財政力	合併状況	社会基盤の整備水準	ソフト対策の方向性	過疎対策の展開イメージ
高知県 大豊町 過疎	県境の山岳地帯で急傾斜地に85もの集落が分散・点在	人口 5,492人 高齢者比率 50.8% 若年者比率 6.7% 平均年齢60歳と高齢化が著しく、今後の人口減少も厳しい見通し 面積 314.9km ² 財政力指数 0.167	-	道路改良率・舗装率、水道普及率等ともに整備水準は低く、全国平均を大きく下回る	必要な基盤整備の実施とソフト対策の融合・連携 最低限必要なハードの整備・維持管理について、地域の実情に合致した手法を検討するとともに、少ない人口でも支えあうことで維持・活性化を図る仕組みづくりを推進する	安全・安心な生活確保の観点から必要な基盤整備の着実な実施 …狭隘道路の改良・舗装、給水施設(簡易水道)の整備 など ハードを支える/活用したソフト施策の充実 …町民による生活道の整備への支援、情報通信網を活用した見守りシステムの整備・運用 など 集落の維持・活性化のためのソフト対策の充実 …複数集落が連携した取組への補助、都市との交流促進のためのコーディネーターの確保 など
島根県 邑南町 過疎	県中央部に位置し、県境付近の山間高原地帯で豪雪地帯	人口 12,744人 高齢者比率 39.5% 若年者比率 9.8% 自然減による人口減少(社会増減は±0)、高齢化率が高いが長寿 面積 419.2km ² 財政力指数 0.198	H16合併(2町1村) 3町村とも過疎団体	道路・上下水道とも整備水準は比較的高く、施設も充実(高校1、養護学校1、小学校9、中学3、公立総合病院1、診療所10、福祉施設5、障害者施設3等)	地方都市との交流・連携による集落活性化 ハード整備が進展してきたことを活かし、近接する地方都市等との交流チャンネルを多角化して多様な主体間のネットワークを構築することにより地域・集落を維持する	整備が進められたハードの利活用(ソフト) …CATVを活用した見守りシステムの整備・運用 など 住民の安全・安心な暮らしの維持に必要なソフト対策の充実 …デマンド交通システムの導入、医師確保対策(修学資金の貸付など)、ITを活用した遠隔医療システムの導入 など 地域力の向上と交流から定住に繋げるための取組の充実 …マネージャーの派遣によるコミュニティの再編・活性化、住民による地域計画の策定支援、空き家のDB化 など
兵庫県 養父市 過疎	西部の山岳高原地帯から河川沿いの盆地を含む人口3万人規模の地方都市豪雪地帯でもある	人口 28,306人 高齢者比率 30.9% 若年者比率 12.2% かつての急激な人口減は鈍化、後期高齢者割合が拡大 面積 422.8km ² 財政力指数 0.286	H16合併(4町) うち過疎団体3町 非過疎団体1町	道路・上下水道とも整備水準は比較的高いが、昭和50年代から整備されてきた水道施設は更新の時期にある 高校2、看護専門学校1、公立総合病院1など施設も比較的全実	核となる都市機能の充実と目配りによる集落支援 医療等の面でハード・ソフト両面から北兵庫圏域の核としての機能を充実するとともに、周辺部へのきめ細かい目配りと自発的活動への支援により、ライフステージを通じて住み続けられる地方都市を目指す	周辺集落を支える都市機能の維持・向上 …病院・診療所の医療機器や設備の更新、大学への寄附講座による医師の養成、治山治水対策 など コミュニティの再編と住民自治のまちづくりの推進(ソフト) …地域自治協議会に対する包括的補助金、地域マネージャーの配置、空き家の調査と活用 など あらゆるライフステージで住み続けられる地域づくり …高校への通学支援(寮費・通学費の補助)、廃校を活用した新産業の創出による雇用の場の確保 など
静岡県 浜松市 一部過疎 旧春野町 旧龍山村 旧佐久間町 旧水窪町	全国第2位の広大な市域の北半分を過疎地域が占める政令指定都市	人口 15,398人 (市全体 804,032人) 高齢者比率 42.8% (市全体 19.9%) 若年者比率 8.5% (市全体 16.9%) 市全体では人口増も過疎地域では大幅な人口減と深刻な高齢化 面積 762.2km ² (市全体 1,511.2km ²) 財政力指数 0.93	H17合併(3市8町1村) うち過疎団体4町村 非過疎団体8市町	春野地区以外の3地区は道路改良率・舗装率が特に低く格差大 給水施設も簡易水道・飲料水供給施設がほとんどで龍山地区では特に水道普及率が低い	域内の格差解消と域内での交流の促進 上下水道や生活交通など、基本的な生活条件の格差の解消を図るとともに、市内の都市部と過疎地域との一体化を促し、共生・互恵関係を構築することにより、豊かな自然環境や広い空間の中で多様な居住・生活様式を実現できる政令市を目指す	域内格差是正のためのハード整備の着実な実施 …給水施設など住民の安全・安心な生活確保に不可欠な施設の整備 など 住民の安全・安心な暮らしの維持に必要なソフト対策の充実 …集落支援員の確保・派遣、NPOによる過疎地有償運送事業の支援、県と連携したドクターヘリの運用 など 遊休施設等の活用を図るためのソフト対策 …廃校や空き家を活用した地域づくり(改修等への補助) など 地域力の向上と域内での交流・相互理解の促進 …地域ごとの包括的補助金、域内の都市部と過疎地域の団体レベルでの交流促進(活動費補助) など

人口・面積については平成17年国勢調査、財政力指数については平成20年度のデータである。

図表1-18 第1回研究会における事例報告市町村の平成21年度における主なソフト対策事業の実施例及び事業費

(事業費の単位:千円)

	医療の確保	高齢者福祉	教育・子育て・定住対策	地域交通の確保	集落活性化・環境保全	産業振興・情報化 他	合計
高知県 大豊町 過疎	無医地区巡回診療・へき地医療事業委託 1,536 乳幼児医療費の助成 6,330	大豊町見守りネットワーク事業 8,068 外出サービス支援事業委託 7,700 地域担当制 20,705 居宅介護サービス支援事業補助金 6,781 在宅介護生活支援手当 4,080 嶺北シルバー人材センター運営補助金 1,500	通学支援対策事業(高校通学 定期代助成) 4,280 新規就農者支援補助金 900	乗合タクシー運行 1,585 助成事業 町民バス運行事業 19,277 通学バス助成事業 1,000 福祉タクシーチケット 2,671 給付事業 道路パトロール委託料 1,900 住民利用スクールバス運行事業 14,663 通学ハイヤー借上事業 1,800	地区集会所修繕工事業費補助金 4,361 みんなで支える郷づくり 4,250 事業補助金(複数集落の取組への助成) 1,350 地区集会所運営助成金 1,984 鳥獣被害緊急対策事業	拠点観光施設管理委託料 4,210 情報通信基盤・IP告知 13,989 基盤運営事業 3,000 商工会経営支援事業費補助金 3,000 小規模商工業経営改善対策事業利子補給補助金 974 ゆとり農業推進交付金 1,284 元気な農家支援対策事業 4,312 小規模基盤整備特別対策事業資金償還補助金	147,490
島根県 邑南町 過疎	直営診療所事業 41,762 公立邑智病院助成 301,743	高齢者等外出支援事業 1,325 緊急通報電話設置事業 2,154 通院タクシー料金助成事業 692 電動三輪車等購入助成事業 3,000	空き家対策事業 711 邑南町研修事業費 13,104 若者の地域づくりインターン事業 140 子ども笑顔キラキラ事業(小中学校教員の加配) 19,031 読書のまちづくり事業(学校図書等の配置) 6,421 外国青年(語学指導助手・国際交流員)招致事業 11,395 授業づくり学級づくりセミナー 870 学校づくりフォーラム 150 ふるさと学びあい講座 480 一校一菜プロジェクト 250 問題を抱える子ども等の自立支援事業 2,670 社会体育振興費 6,043 矢上高校振興支援事業 4,600	コミュニティバス運行 47,000 事業 スクールバス運営 62,816 事業	自治会助成 22,272 集落振興対策助成事業 3,659 中山間地域コミュニティ再生重点プロジェクト 2,500 邑南町夢づくりプラン策定事業・推進事業 2,700 田舎暮らし推進事業 487 公民館活動費 70,896	学校給食地産地消促進事業 2,400 邑南町農林総合事業 15,938 地産地消推進事業 8,929 地産地消推進コーディネーター配置 3,000 農地確保・利用支援事業 3,885 有害鳥獣駆除対策事業 4,540 人工授精業務助成事業 519 酪農ヘルパー助成事業 792	668,874
兵庫県 養父市 過疎	公立八鹿病院負担金 969,341		高齢者活用子育て支援事業 3,700	生活バス路線対策 71,265	移住・定住促進化事業 3,600 地域自治協議会設置事業 12,000 地域振興補助金 5,000	企業誘致(廃校利用)促進事業 600 養父市産業フェア 2,500 NPO等の育成支援 4,423 有害鳥獣・ヤマビル対策 19,193 複合発酵増殖プラント 58,000	1,149,622
静岡県 浜松市 一部過疎 旧春野町 旧龍山村 旧佐久間町 旧水窪町	龍山診療所・龍山歯科診療所運営支援事業 22,148 看護師等修学資金貸与事業 2,400 佐久間病院が行う「へき地医療」事業 3,454	中山間地における特別地域加算利用者負担額助成事業 1,096 中山間地域介護サービス利用支援事業(交通費補助) 23,928	浜松市田舎ぐらし推進事業 6,270	過疎地有償運送支援事業 1,000 バス路線維持・運行支援事業 100,611	生活用水応援事業 19,756 中山間地域集落機能調査事業 3,194	有害鳥獣駆除事業 15,089 浜松市中山間地域振興計画策定事業 1,000	199,946

事業費については各市町の一般財源分であり、事業によっては別途国県の補助金など特定財源があてられているものもある。また市町財源負担のない事業は除いている。

第2回研究会の討議概要

1) 北海道の取組事例紹介

地域医療の確保について

道としては、緊急医師派遣事業や「北海道医師養成確保修学資金等貸付事業」(年間200万円程度、6年間で1,200万円程度の修学資金を貸付、卒業後道指定の公的病院で9年間従事した場合、返還を免除)などのさまざまな対策を講じている。

一方、特徴的な市町村の取組としては、上川町の「北海道家庭医療学センター診療業務委託事業」が挙げられる(事例1参照)。家庭医の養成を行っている「医療法人北海道家庭医療学センター」と上川町が医師の派遣契約を結び、自治体病院の医師確保を図っており、専門医による良質な医療が提供されるようになったことによって受診率が向上し、自治体病院の経営改善にも寄与している。

生活交通の確保について

道では、国の補助事業である不採算なバス路線や廃止バス路線の運行費補助のほか、離島住民の交通費負担の軽減を図るため永年にわたって運航費助成(「定期航路維持対策費」)を行ってきたが、平成19年から当該事業を拡充し、新たに離島に住む妊産婦の交通費の負担軽減を図る運賃助成を行っている。

一方、置戸町では、日用品の購入に苦労している町内の無店舗地域の住民のために、移動販売者による販売や宅配サービスを実施するため、町が車輛を購入し、事業者は無償で貸与する「無店舗地域への宅配サービス事業」の実施を検討している。

安全・安心な暮らしの確保について

稚内市では、北海道健康づくり財団が実施している高齢者等に対する緊急通報事業について町が助成をしたり(「緊急通報装置給付運営事業」)、NTTと町がリース契約を結び、独居高齢者や高齢者夫婦世帯に『安心コール』を設置したりといった事業を実施している。

また、深川市では、社会福祉事業団が実施する除雪サービス事業に助成をするという形で、高齢者の安全・安心な暮らしの確保を図っている(「福祉除雪サービス事業」)。

地域活性化に向けた取組について

道事業の「地域再生チャレンジ交付金」は、市町村が民間事業者と協働で地域再生のためのさまざまなプロジェクトを実施する場合に、道が3カ年、上限1,000万円、交付率100%で助成する事業であり、現在40地域を対象に行っている(事例2参照)。

また平成17年から実施している「北の大地への交流・定住促進事業」(団塊の世代をメインターゲットとした移住促進のためのPR等)の成果として、19・20年の2年で約200名が移住したほか、市町村が移住のきっかけづくりとして行っている「ちょっと暮らし」事業も平成18年に400名、平成20年は800名と非常に好評であり、将来的に移住に結びつくことを期待している。

事例1 北海道家庭医療学センター診療業務委託事業(北海道上川町)

上川町では、町立病院の経営が厳しくなったことから、平成21年10月に町立病院を診療所化し、これに伴い老人保健福祉施設を併設した。また、町立病院の医師(旭川医大からの派遣医)の退職に伴い、新たな派遣元である「医療法人北海道家庭医療学センター」と平成21年度に診療業務に係る委託契約(医師派遣契約)を締結し、安定的な医師の確保を図っている。

(実績等) 派遣医師数: 3名(家庭医: 所長1名、医師2名)

(事業費) H21; 3,994万円

事例2 地域再生チャレンジ交付金（北海道）

地域が抱える様々な格差の是正に向け、市町村が住民などと協働して取り組む意欲的なプロジェクトを包括的に支援するもの。

対象市町村	札幌市を除く市町村 【単一】市町村 【広域】・一部事務組合 ・広域連合 ・複数の市町村で構成する協議会等																		
対象とする 地域格差の 分野と プロジェクト例	社会構造の格差	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者自らが地域社会を支える仕組みづくり 交流人口の拡大や移住の促進 特定分野での先進モデルづくりなど地域アイデンティティの確立 																	
	地域経済の格差	<ul style="list-style-type: none"> 地域ブランド力強化のためのマーケティング戦略推進 産学連携、産業複合による新事業創出 地域資源を総動員した新しい観光の創造 市街地と商店街の活性化 福祉・環境などの課題を解決する地域ビジネスの仕組みづくり 産業の担い手、起業家の支援組織の整備 																	
	医療・福祉の格差	<ul style="list-style-type: none"> 予防医療、健康増進システムの確立 通院、買い物などの効率的移動手段の確保 地域社会全体で行う子育て環境づくり 地域ケア、除雪などの体制整備 集落再編、まちなか居住の促進 																	
	地方行財政の格差	<ul style="list-style-type: none"> 住民組織の再編や遊休施設の活用などによるコミュニティの再生 企業や住民との協働事業の推進 市民活動の拡大とネットワーク化 広域的な連携による行政運営の効率化 																	
	その他格差	<ul style="list-style-type: none"> 上記に該当しないが、地域特有の資源や独自の発想を活かして行う地域再生の取組であり、特に支援すべきプロジェクト 																	
対象事業	原則として新たに取り組むソフト事業（複数事業のパッケージ）																		
交付期間 ・上限額	<ul style="list-style-type: none"> 交付期間：最大3ヶ年度 上限額： <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>採択初年度</th> <th>2年度目</th> <th>3年度目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単一</td> <td>1,000万円</td> <td>600万円</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>広域</td> <td>2,000万円</td> <td>1,200万円</td> <td>600万円</td> </tr> </tbody> </table> 			区分	採択初年度	2年度目	3年度目	単一	1,000万円	600万円	300万円	広域	2,000万円	1,200万円	600万円				
区分	採択初年度	2年度目	3年度目																
単一	1,000万円	600万円	300万円																
広域	2,000万円	1,200万円	600万円																
審査方法	<ul style="list-style-type: none"> 第1次審査：客観的基準の審査 条件不利（人口減少率、高齢者率、格差分野に応じた指標）財政状況、行革努力等 第2次審査：プロジェクトの内容の審査 民間有識者と庁内職員による審査会で審査。（格差、目標、協働、優位性、継続性、先駆性） 																		
予算額	<ul style="list-style-type: none"> 予算額の推移 （単位；千円） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>予算額</th> <th>実績額</th> <th>採択プロジェクト数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H19</td> <td>100,000</td> <td>97,300</td> <td>H19～ 単一8、広域2 計10プロジェクト</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>260,000</td> <td>253,800</td> <td>H19～ 単一7、広域2 H20～ 単一22、広域1 計32プロジェクト</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>250,000</td> <td>250,000</td> <td>H19～ 単一7、広域2 H20～ 単一22、広域1 H21～ 単一9、広域1 計42プロジェクト</td> </tr> </tbody> </table> 			年度	予算額	実績額	採択プロジェクト数	H19	100,000	97,300	H19～ 単一8、広域2 計10プロジェクト	H20	260,000	253,800	H19～ 単一7、広域2 H20～ 単一22、広域1 計32プロジェクト	H21	250,000	250,000	H19～ 単一7、広域2 H20～ 単一22、広域1 H21～ 単一9、広域1 計42プロジェクト
年度	予算額	実績額	採択プロジェクト数																
H19	100,000	97,300	H19～ 単一8、広域2 計10プロジェクト																
H20	260,000	253,800	H19～ 単一7、広域2 H20～ 単一22、広域1 計32プロジェクト																
H21	250,000	250,000	H19～ 単一7、広域2 H20～ 単一22、広域1 H21～ 単一9、広域1 計42プロジェクト																

）福島県の取組事例紹介

県として過疎対策に取り組む上でのスタンスについて

県では過疎・中山間地域対策に取り組む際に、「徹底的な現場主義」を重視している。7つの圏域ごとに設置した地方振興局を中心とし、各種出先機関と連携しながら対策を行っており、地方振興局には係長級の「過疎・中山間地域振興担当」を配置するとともに、地方振興局が自由に使える予算も含めて今年度2億6,800万円計上するなど、人材と財政の両面から市町村を支える体制を作っている（事例1参照）。

集落対策について

過疎・中山間地域の約2,600集落のうちいわゆる限界集落は133集落あるが、地域づくり総合支援事業の「集落活性化枠」として、地域住民自らの手による集落活性化計画づくりとその計画に基づく活動への支援を行ってきた（約40集落で計画策定済）（事例2参照）。平成22年度はこの事業をさらに拡充し、地域が中心となって立ち上げた団体も支援対象とするとともに、収益を伴うような経済活動についても対象としている。

このほか、集落支援員を育成する研修事業も平成21年度から開始している。

広域連携による過疎対策について

平成22年度から、高齢化が著しい奥会津地域の7町村が、外部コーディネーターの力を借りて10年間の振興計画を策定し、これに基づき各町村から人を派遣して「奥会津振興センター」を開設し、各地域の観光資源を活かしながら地域産業の創出や人材の育成を図る取組を始める予定であり、県としても人的・財政的支援を行う予定である（事例3参照）。

今後の過疎対策で重要な視点について

今後の過疎対策では『人への投資』が求められている。市町村役場の担当者などは重要かつ貴重な人材であり、また外部コーディネーターなどのキーマンがいて地域活性化が進む例もある。

また住民自身も危機感が薄かったり外部人材を受け入れないといったケースも見られることから、地域住民の心の活性化をいかに図るかも重要である。

過疎対策は総合的な対策であり、個人や市町村、県の役割分担がうまく働かない部分もある。市町村は基礎的自治体として、都道府県は広域的自治体としてという二元的な分担論にこだわり過ぎると、特に集落対策はうまく回っていかない。このため、今後の過疎対策事業債のソフト対策分の運用にあたって、県への支援、あるいは個人に対する支援のあり方も含めて検討されることを希望する。

過疎対策事業債のソフト対策分の制度設計にあたっては、過疎地域市町村の判断で、各地域の実情に応じた展開ができるように、自由度の高い制度にしていきたい。

事例1 「現場主義」に基づく福島県の過疎地域対策の体制（福島県）

（出先）

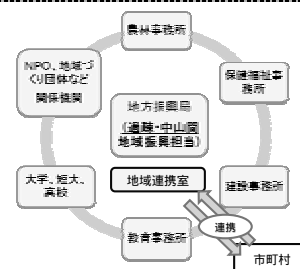
- ・ 7つの方部ごとに、過疎・中山間地域振興の担当者を設置
 - ・ 出先機関が連携し、地域の実情にあわせた施策を企画・実施
- 平成21年度過疎・中山間地域連携事業 事業費 2億6,800万円

（本庁）

- ・ 県政の最重要課題の一つと位置づけ
- ・ 知事を中心とした「過疎・中山間地域経営戦略本部会議」を設置 部局間連携により施策を推進

（地域振興課）

- ・ 県内7方部に対し、それぞれの地域担当を設置 情報の共有化により、本庁でも地域の実態を把握



事例2 地域づくり総合支援事業「集落活性化枠」(福島県)

集落等が行う再生事業及び地域づくり団体等が集落と協定を結び、地域資源を活用した経済循環を構築しながら集落の活力向上を図る事業を支援する。

(支援対象となる取組)

集落の住民がつくる地域づくり計画

上限30万円：補助率10/10 平成20年度、21年度で合計41集落が計画を策定

集落住民自らが行う地域づくり活動

上限500万円：補助率4/5 (100万円まで10/10)

集落と協定を結んだ地域づくり団体の経済活動

上限500万円(3年間)：補助率2/3

【事例1】移住者が始めた集落の活性化(喜多方市黒岩地区)

山間部の孤立した集落に東京から3名の芸術家が移住

5世帯、6人の集落で地域運動会を復活(約90名が参加)

特産品(行者にんにく)に取り組みはじめた など

(事業費)約400万円

(自主財源5万円、寄付等5万円、売上30万円、県補助金320万円、市補助金40万円)



【事例2】農産物直売所の設置(いわき市三和地区)

昭和41年に合併して市となったが、過疎地域と同様に人口減少、高齢化が進んでいる。

住民が自ら始めた青空直売所「三和町ふれあい市場」を、補助事業を活用して施設整備。

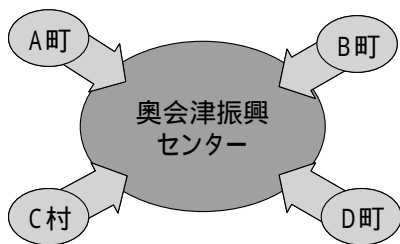
オープン1年で売上約3千万円。

いわき市の山間部は過疎地域ではないが、中山間地域として、県の支援の対象としている。

事例3 歳時記の郷・奥会津活性化事業の取組み(福島県)

基本理念 「人が住み、集まる魅力的な奥会津」

各町村から職員を派遣し、共同で「奥会津振興センター」を設置(H22)



県職員を駐在させ、人的に支援

地域産業確立事業

地域にあるものを生かし、住み続けるために必要な生業を創出。

奥会津地域人材育成事業

人材育成や伝統文化の保存・活用を通し、地域コミュニティを維持。

地域連携・暮らし向上事業

公共交通など広域的な課題に対し地域全体で連携。

歳時記の郷基盤整備事業

取組みに必要な施設の整備、維持改修を各町村で実施。

福島県

補助金により財政的に支援
(電源立地地域対策交付金を活用)

）広島県の取組事例紹介

県の過疎対策に取り組む上でのスタンスについて

平成20年度に全庁横断的に取り組む施策の総合調整を行う組織として、「新過疎対策課」を設置し、「医療」「産業・雇用」「生活・福祉」を施策の柱にして、緊急性や事業効果の高い施策を実施してきた。平成21年度からは、新たな過疎対策を県の重点施策に位置づけ、「生活を支える機能の確保」と「魅力ある中山間地域の形成」という2本の体系に基づき取組を展開している。

市町村合併の進展を背景に、県としては県・市の役割分担をしっかりと考えた上で、広域的視点からの地域医療対策、市町村境界をまたがる生活交通確保といった分野での目配りに特に留意している。

地域医療の確保について

県としては「地域医療確保緊急対策事業」のほか、将来広島県で勤務する意向のある医師に登録をしてもらい、県の魅力などを発信するホームページ「ふるさとドクターネット広島HP」を開設しており、現在94名の医師が登録している。これらの取組により、2カ年で9名の医師の招聘などにつながっている(事例1参照)。

このほか「中山間地域等従事医師奨学金貸付金制度」や無医地区等への巡回診療経費等の財政支援(「へき地医療対策事業」)なども行っている。

生活交通の確保について

市町への支援として、運行路線の走行距離に応じた安定的な補助制度や、実証運行経費を補助するメニューを創設し、持続可能な生活交通体系の構築に向けた取組を支援している(事例2参照)。その結果、全過疎市町で生活交通の再編計画が策定されたほか、12市町でデマンド交通等が導入されるなどの動きが見られる(事例2参照)。

集落対策について

住民のセーフティネットの確立という視点で、冬期生活に不安のある高齢者の方々が安心して生活できるように、雪の影響が比較的少ない町を中心に生活の場を提供する「過疎地域冬期生活支援事業」を行っている。これは病院の空き病棟や廃止された学校寮などの未利用施設を有効活用する点がポイントである(事例3参照)。

このほか、集落同士の連携を促進し地域活性化を図る「誇れるムラの資源活用モデル事業」(事例4参照)や CSR 活動実施の意向のある企業と集落におけるニーズとのマッチングを行う「企業の社会貢献活動マッチング事業」(事例5参照)等を行っている。

事例1 過疎地域の医師確保のための緊急対策(広島県)

地域医療確保緊急対策事業〔平成20～22年度事業〕

住民に身近な市町が、地域に必要な医療体制を確保するため、医師の招聘や、医師定着のための環境整備などの取組に要する経費に対し交付金を交付。

(事業費) 緊急医療支援市町交付金 3年間で総額5億円, 負担: 県2/3, 市町1/3

〔H20実績〕 11市町14施設 県補助実績額: 1億800万円

〔H21予定〕 12市町19施設 県補助予定額: 1億6,500万円

ふるさとドクターネット広島 HP の開設〔平成19～22年度事業〕

将来本県で勤務する意向のある医師の登録と登録医師への情報発信とリクルート環境づくりを目的としたHP 開設。(事業費) H22 ; 200万円

地域医療再生事業〔平成22年度事業〕

医師の確保・育成や、地域医療体制の充実を図るため、地域医療再生計画に基づく取組(地域医療推進機構(仮称)の創設、公立世羅中央病院と三原市立くい病院の再編統合支援等)。(事業費) H22 ; 3億4,800万円

事例2 地域交通の再編に係る広島県の補助事業と市町の取組状況（広島県）

市町生活交通支援事業 【H22事業費；1億9,100万円】

- ・ 走行距離に応じた安定的な補助を行い、デマンド交通の導入など、地域ニーズに即した再編を支援

過疎集落生活交通確保支援事業 【H21事業費；1,000万円】

- ・ 過疎地域の集落へ新たな交通を導入するための実証運行を行う市町を支援

過疎地域交通システム構築支援事業 【H22事業費；100万円】

- ・ 住民自らが新たな交通手段を導入するための試験的な運行を、市町と連携して支援

（市町の取組状況）

生活交通再編計画の策定・・・すべての過疎市町（16市町）が再編計画を策定済

市町運行路線の再編状況

- ・ デマンド交通やコミュニティバスなど効率的な運行形態への再編（過疎12市町）

- ・ デマンド交通導入のための実証運行

地域実態に即した交通体系導入のために実証運行を実施（4市町）

- ・ 住民自主運行の試験的な取組

住民が主体となり、生活交通を維持する試験的な取組を実施中（1市）

事例3 過疎地域冬期生活支援事業（広島県）

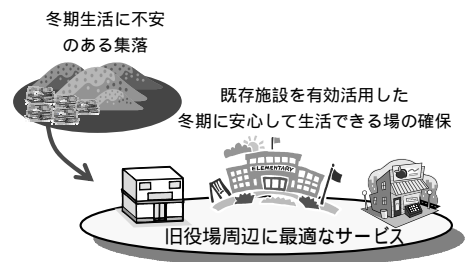
冬期生活に不安を抱える住民のニーズに対し、既存施設を有効活用し、冬期に安心して生活できる場を整備する市町の取組を支援する。平成20・21年度事業。

（補助率）補助率 1 / 2

（補助額）工事費；2,000万円以内、備品購入費；500万円以内

実施状況

- ・ 安芸太田町 町立病院空き病棟を改修（5戸）
- ・ 神石高原町 町立病院宿舎を改修（4戸）
- ・ 北広島町 町営住宅を改修（2戸）
- ・ 三次市 中学校の廃寮を改修（6戸）



事例4 誇れるムラの資源活用モデル事業（広島県）

小規模・高齢化の進む集落において、集落の地域資源を活用し、近隣集落との連携を強化し、集落機能を維持するモデル手法を構築し、県内で同様の課題を抱える集落への波及を促すことを目的に実施。平成20年度事業。

安芸太田町...那須、打梨、吉和郷集落が共同で、地域資源である「ひまわり」を使い植物油の商品化に向けた調査研究、「伝統工芸品」「地域に伝わる民具」の展示会開催などの取組を通じ、集落連携を強化。

庄原市...東城町の為重、久代中、久代東の各自治振興区が共同で、地域資源である「福寿草」をテーマに、地元行事の「福寿草祭り」のPR やツアーの商品化などの取組を通じ、自治振興区の連携を強化。

事例5 企業の社会貢献活動（CSR）マッチング事業（広島県）（平成20・21年度）

小規模・高齢化集落において、企業の社会貢献活動（CSR）により、棚田の美化や農地保全等の活動を誘導する仕組みづくりを行う市町の取組を支援。平成20・21年度事業。

- ・ 290社を対象に、CSR 活動に関するアンケート調査を実施し、参加希望のある企業を市町に紹介

- ・ マッチング事例を他の市町へ情報提供し、実施に向けた機運を醸成

（マッチング実績）・北広島町など6地区

）高知県の取組事例紹介

地域医療の確保について

今後のソフト対策としては、医師の確保や新たな診療所等の施設整備、病院や診療所への経営支援などについて町村からのニーズが高くなっており、また地元の医師会や病院等に委託し無医地区の巡回診療を行うといった事業についても支援が望まれている。

生活交通の確保について

市町村が主体となり、生活バス路線を維持するための路線再編成の仕組みづくりを行ったり、実際にバス等を運行する事業について過疎対策事業債の適用を望む声が高く、県事業としても平成22年度から「地域の交通支援事業費補助金」(事例1参照)の補助率高上げを予定している。

市町村においては、地域の生活交通としての鉄道や航路の維持に係る取組も行われており、こうした民間事業者への支援についても過疎対策事業債の適用を望む声が高い。

集落対策や地域活性化に向けた取組について

県内30ヶ所に県職員を配置し市町村を支援する「地域支援企画員制度」のほか、市町村による移住促進のための受け皿づくりを支援する「移住促進事業費補助金」(事例2参照)など、外部から人を受け入れる仕組みづくりを重視して取り組んでいる。

地域を担う人づくりという点では、農家で研修を受けながら農業に取り組む新規就農者に対し県が一律15万の研修助成金を支給し、受け入れ農家に対しても謝金を支払う「新規就農研修支援事業費補助金」を5年前から開始しており、実績を挙げている(事例3参照)。

このほか、地域の伝統文化や歴史を守る取組に対しても過疎対策事業債の対象としてほしいという声が多く聞かれる。

安全・安心な暮らしの確保について

生活物資の確保に向けた移動販売の体制整備や生活水の確保が喫緊の課題であり、平成20年度からは「高知県中山間地域生活支援総合補助金」を設けて、これらの課題に取り組む市町村に対してソフト・ハードの両面から総合的に支援を行っている。

また、厚生労働省の「ふるさと雇用再生特別交付金」を活用し、地域の既存施設を利用して多機能な福祉サービスを提供する場を作り、民間やNPOにその経営を委託する「高知県ふるさと雇用再生あったかふれあいセンター事業費補助金」を運用している。

さらに、生活者支援という観点から、「高知県中山間地域安全安心サポート体制支援事業」として、商店のない地域への移動販売を維持するため、民間事業者の移動販売車両購入費を県が補助するなどの取組も行っている(事例4参照)。

高齢者の暮らしを支援するため情報通信機器を整備する取組も各地で見られるが(大豊町、北川村など)、こうした事業についても過疎対策事業債の対象とするよう望む声が高いほか、これまで起債の対象となっていない道路や橋梁、トンネル等の生活基盤の改良や小規模修繕についても、住民の安全・安心な生活を守るという観点から支援を求める声が聞かれる。

事例1 地域の交通支援事業(高知県)

公共交通を取り巻く環境が非常に厳しい中で、地域の生活を支える公共交通の維持・活性化に取り組む市町村を支援するため、利便性向上を目指した路線再編などに必要な経費や、路線維持に必要な車両購入等の施設整備費を補助する。中山間地域での移動手段の確保に加え、都市部での路線維持のための再編及び交通空白地域での移動手段の確保も補助事業の対象とする。

仕組みづくりのための調査等...コミュニティバス、乗合タクシーなど移動手段を確保する仕組みづくりの検討、調査、周知広報、試行に要する経費(補助率2/3)

交通施設整備費...移動手段を確保するために必要な車両等設備の取得に要する経費(補助率1/2)

事例2 移住促進支援事業（高知県）

UJI ターン希望者等に地域と交流を深めていただき、移住を進めたり、地域のファンや応援団になってもらうため、中長期滞在やお試し移住ができる施設を整備し、集落の活性化を図ることを目的とする。

1. 対象事業

市町村が行う、UJI ターンや中長期滞在の受け入れ施設整備（ソフト、ハード事業）

補助率；1/2（ただしNPO法人等の場合は定額）

補助限度額；ソフト事業...50万円、ハード事業...200万円

2. 実施主体

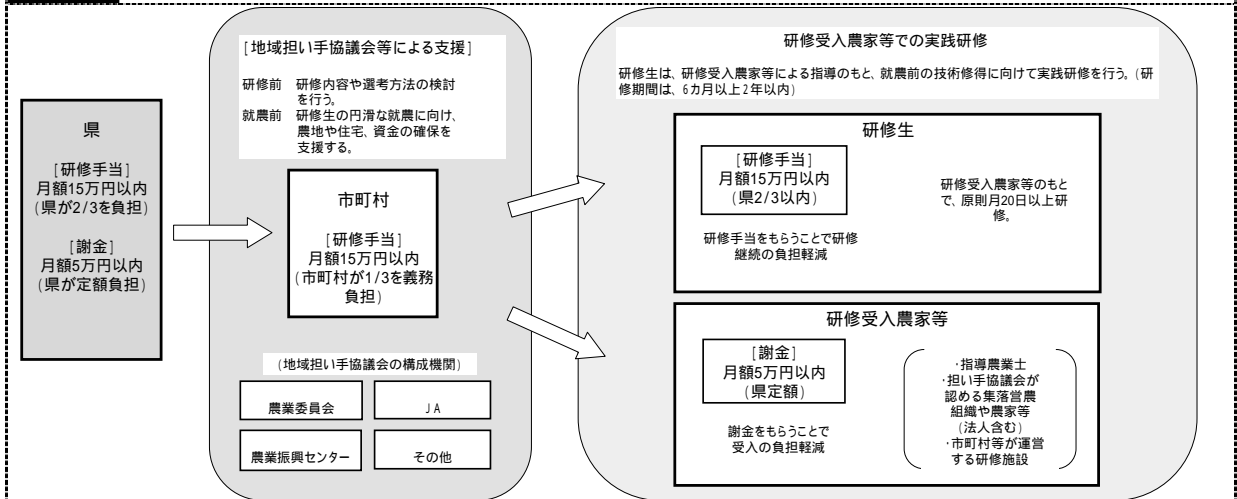
市町村、NPO法人、任意団体等

3. 事業内容

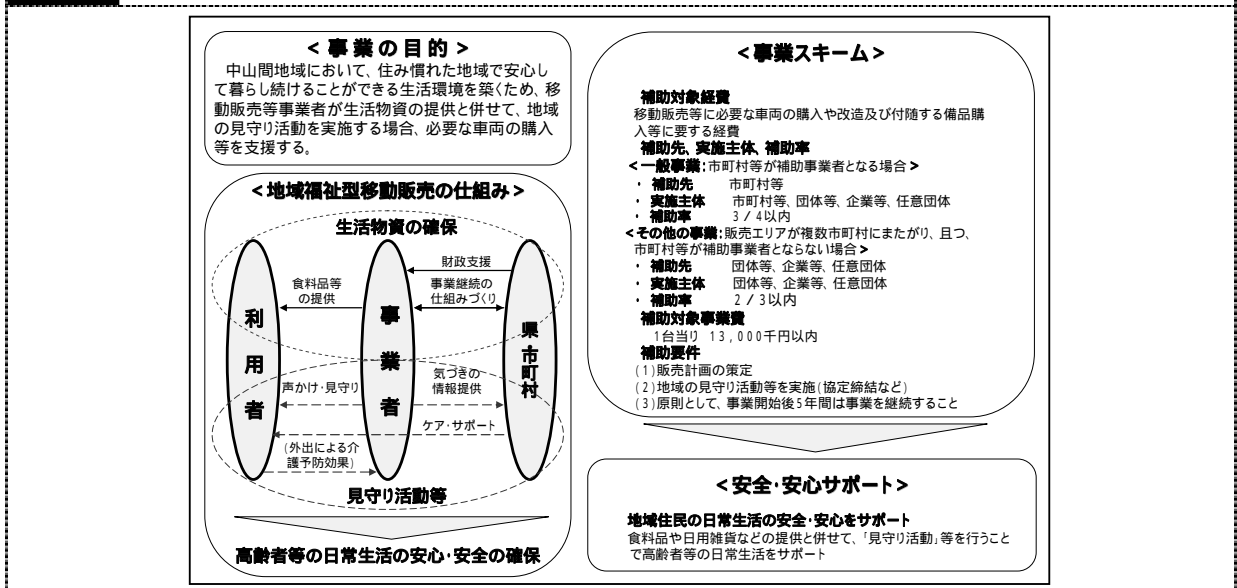
一定期間滞在する施設として、市町村が空き家や体験交流施設等を整備・改修する事業

その他、市町村からの提案による、移住促進につながると思われる施設を整備・改修する事業

事例3 新規就農研修支援事業（高知県）



事例4 高知県中山間地域安全安心サポート体制支援事業（高知県）



）意見交換

(1) 今後の過疎対策における都道府県の役割について

今後の過疎対策、特にソフト対策の実施に向けては、自立促進市町村計画の「実質化」が重要なキーワードとなるが、特に行政職員も少ない小規模市町村にとっては、ソフト対策事業の企画に係る負担は小さくないことから、実効性の高い計画を策定するためにも、都道府県による過疎市町村の計画づくりへのサポートが期待される。

(2) 地域振興(集落)対策について

過疎地域では今、「人」への投資が求められている。高齢化等で疲弊した地域では、住民の力だけでは地域づくりの実践が困難な場合も多い。移住者や集落支援員、大学との連携による大学生等の外部人材の力も借りながら、住民の「心の活性化」を図ることが大切である。

過疎対策は極めて総合的な分野であり、個人、市町村、都道府県の役割分担が難しい。特に、地域づくりや集落対策といった分野では、市町村と都道府県の役割分担にこだわりすぎず、積極的に連携して取り組むことが実効的ではないか。

市町村単独では構築が難しい人的ネットワークづくりも都道府県の重要な役割だと思う。

(3) 生活交通の確保や生活支援対策について

市町村が生活交通の確保を図る上で、他市を走るバス路線との接続や既存の路線とのすみわけなど、広域交通に関わる障害がある。地域生活交通の再編を図る際には、地域協議会において、広域交通に関わる様々な問題も含めた実態を明らかにした上で、より望ましいシステムを模索するような話し合いができると良いのではないか。

移動販売や巡回販売サービスの維持等の課題については、広域的な観点から都道府県レベルで取り組むべき課題ではないか。

(4) 今後の過疎対策(ソフト対策)に係る課題について

過疎対策としてのソフト対策実施のために過疎対策事業債を活用することについて、市町村の自由度が高い制度設計が望ましいという意見は理解できるが、一方で国民的理解を得るためには、一過性のソフト対策ではなく将来に向けて地域の仕組みを変えていくようなものであることが求められる。

これまで都道府県事業として行われている地域自治組織に対する自治振興交付金について、今後もし過疎対策(ソフト対策)の一環として取り組んでいくのであれば、例えば各自治組織による事業計画の作成・提出を条件として補助を行うなど、何らかの工夫が必要ではないか。

過疎対策事業債のソフト対策分の制度設計にあたっては、集落の維持・活性化、地域の担い手の育成、公的役割を担う民間事業者への助成など、過疎市町村の判断により各地域の実情に応じたソフト対策事業が展開できるような自由度の高いものとして頂きたい。

(5) 自立促進市町村計画のあり方について

過疎対策においては、自立促進市町村計画の「実質化」が重要なテーマとなるため、法の施行後、速やかに住民参加によるしっかりした計画策定に取り組む必要がある。

ソフト対策事業については、ハード事業と異なり、やってみてうまく行ったり失敗したりということが多々あると考えられるため、事業の実施状況を踏まえながら、絶えず見直しを行っていくことが不可欠である。このため、ソフト対策事業の計画変更についても、柔軟な対応ができるような工夫が必要ではないか。

図表1-19 第2回研究会における事例報告道県の概況及び今後の過疎対策における道県の役割(イメージ)

	過疎地域の 立地特性	道県内に占める 過疎地域の割合	過疎地域の現状 【()内は道県全体での指標】	これまでの道県としての 過疎対策の特長	今後の過疎対策における 道県の役割
北海道	道央圏や中核都市周 辺を除き道内広域に 分布 広大な平野部に低密 度分散居住 	人口:22.5% 面積:77.2% 市町村数:78.2% (140/179) 道庁まで最遠は 根室市(560分)	人口増減率(S35-H17):-49.9% (11.7%) 高齢者比率:27.4% (21.4%) 若年者比率:13.4% (16.9%) 高齢化率は全国過疎平均(30.4%)よりも 低いものの、人口減少は全国過疎平均 (-39.8%)を上回るスピードで進行して おり、特に若年層の減少が顕著 道路・上下水道等の基盤整備水準も概 して低位	これまで主に身近な医療の確保を最優先 に医師確保対策などに取り組むとともに、 離島航路対策や生活交通路線の維持な ど交通の確保対策を重点的に展開 また地域格差の是正に向けた市町村の 主体的取組を包括的に支援(地域再生チ ャレンジ交付金)	・道内の市町村の6割以上が人口1万人未満 の小規模市町村であり、単独での取組も厳 しい ・道としては、市町村間の広域的連携の促進 に積極的に関わっていくべきとの考えに基 づき対策を検討
福島県	中通りを挟んで阿武隈・ 会津の山間部に分布 高速交通体系の整備 により比較的首都圏 に近接 	人口:11.1% 面積:40.7% 市町村数:39.0% (23/59) 県庁まで最遠は 只見町(180分)	人口増減率(S35-H17):-38.9% (2.0%) 高齢者比率:31.1% (22.7%) 若年者比率:13.4% (16.4%) 人口増減率や高齢化率等は全国過疎平 均並 道路整備による近隣都市とのアクセス 向上、下水道など生活環境の整備、宅 地造成や公営住宅の整備など生活基 盤の整備が着実に進展	地域づくりサポート事業(市町村のみなら ず民間団体も対象としたソフト・ハード 事業への支援)や市町村振興基金におけ る「準過疎地域振興枠」の設定などの独 自事業も展開 「現場主義」を重視し、7つの地方振興局 を拠点に人的・財政的支援を実施	・今後の過疎対策は「人への投資」が重要と考 え、市町村職員の研修や県職員による人的 支援などを充実 ・地域づくりのような分野では、補完性の原理 を持ち出すのではなく、県と市町村が一緒 に取り組むということの基本スタンスとして いる
広島県	県境山間及び瀬戸内 海の島嶼部に分布、 狭隘な地形ながら比 較的都市部に近接 	人口:10.6% 面積:62.0% 市町村数:69.6% (16/23) 県庁まで最遠は 神石高原町(140分)	人口増減率(S35-H17):-43.1% (31.7%) 高齢者比率:34.5% (20.9%) 若年者比率:12.0% (16.8%) 人口減少は全国過疎平均(-39.8%)を上 回るスピードで進行しており、特に高齢者 割合は県平均の1.5倍と高齢化が顕著 生活基盤の整備は、整備率において 県全体に比べ低位にはあるものの、一 定の成果をあげている	新たな交通体系の構築や医師の確保な どに係る市町村の主体的・積極的な取 組に対して支援する独自事業を展開 また集落と企業のCSR活動のマッチング を行い集落環境の維持保全を図る事業 にも取り組み、6地域で実績	・合併により市町村規模も拡大しており、基礎自 治体としての市町村と広域的自治体としての 県という棲み分けを基本に役割分担を検討 ・二次医療圏レベルでの医師の確保や広域交 通路線の維持など市町村域を超えた課題へ の対応については県の役割
高知県	高知市周辺を除き県 境山間及び太平洋岸 に広く分布 	人口:25.2% 面積:76.1% 市町村数:79.4% (27/34) 県庁まで最遠は 大月町・三原村 (ともに180分)	人口増減率(S35-H17):-46.9% (-6.8%) 高齢者比率:34.8% (25.9%) 若年者比率:11.4% (15.1%) 県全体も人口減少にある中、特に高齢化 は県平均をも上回る速さで進行 道路・上下水道等の基盤整備には一定 の進展が見られるが、整備水準は依然 全国・県平均より低位	産業振興と生活環境整備の2本柱から 総合的な対策を展開、県職員(地域支 援企画員)の市町村への配置など人的 支援も実施 ソフト・ハードの両面から市町村を支援す る「高知県中山間地域生活支援総合補 助金」などの独自事業も展開	・市町村がソフト対策を進める上で計画策定が ネックとなることから、「地域支援企画員制度」 など人的支援を通じて計画策定をサポート ・ソフト事業は市町村負担が少なくないため、 県のソフト事業と併せて実施するなどして財 政面でも支援を検討

人口は平成17年国勢調査、面積は旧市町村別に平成7年国勢調査のデータを用いており、一部過疎市町村は過疎地域の人口・面積のみを「過疎地域」割合に含めている。

第2部 過疎地域自立促進計画の策定にあたって

2-1. 計画制度の仕組みと拡充された支援措置について

(1) 方針・計画の体系とその項目

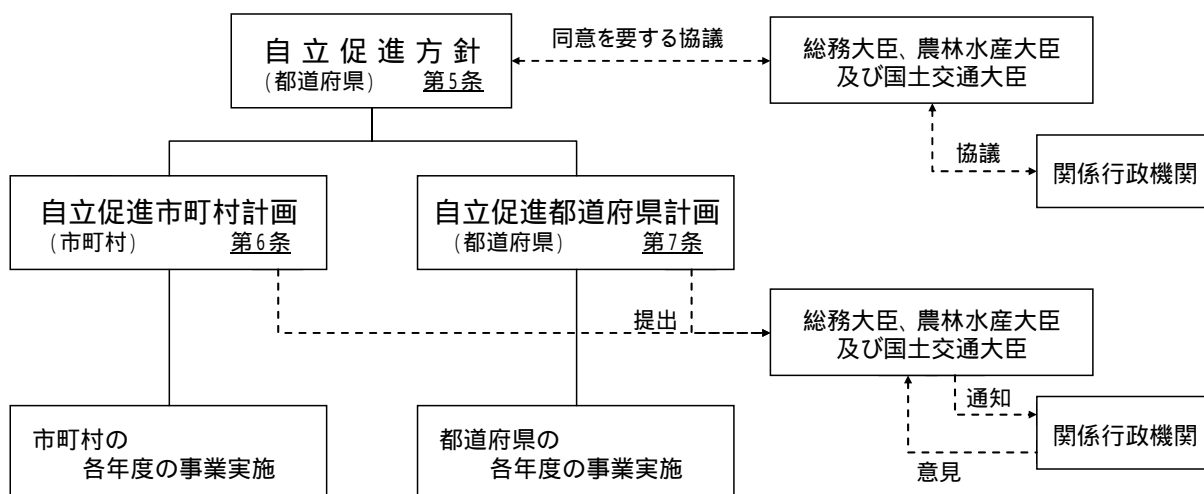
昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」の制定以降、過疎立法はこれまで4次にわたり時限立法として制定されてきた。すなわち、それぞれの時代における過疎地域を取り巻く社会情勢を踏まえた上で、過疎地域に求められる役割や過疎地域振興の理念、過疎対策の意義・必要性について検討し、十年ごとに新たな立法措置が講じられてきたものであり、それぞれの法の目的は、「緊急措置」、「振興」、「活性化」、「自立促進」と、その名称に象徴的に表されてきた。

そのような流れの中で、平成22年4月より施行される運びとなったこのたびの「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律」は、これまでの我が国の過疎対策のあゆみにおいて初めて、法の目的を新たにした新法ではなく現行法の拡充延長という形をとるものであり、自立促進法に示された過疎地域の意義・役割や過疎地域振興の必要性を踏襲しつつ、法の失効期限の延長と過疎地域の要件の追加、及び過疎対策の充実等を図るものである。

改正自立促進法に基づく過疎対策は、これまでの過疎法と同様、法に基づき、国、都道府県、市町村の三者が一体となって総合的かつ計画的に実施することとなるが、特にこのたびの法の拡充延長にあたっては、昨年12月に閣議決定された地方分権改革推進計画を受け、都道府県が策定する過疎地域自立促進方針、並びに過疎地域自立促進市町村計画及び過疎地域自立促進都道府県計画について、策定の義務付けが廃止され「できる」規定化されるとともに、市町村から都道府県に対する事前協議の内容が見直されるなどの措置が講じられている。

改正自立促進法に基づく計画制度の仕組みを整理すると、以下のとおりである。

図表2-1 改正自立促進法における計画制度の仕組み



過疎地域自立促進方針

都道府県が行う過疎地域の自立促進を図るための施策の大綱を定めるものである過疎地域自立促進方針(以下、「自立促進方針」という。)は、これまでの過疎法では都道府県に策定が義務付けられていたが、このたびの法の拡充延長により策定の義務付けが廃止され「できる」規定化された(第5条第1項)。

ただし、自立促進方針は、過疎地域自立促進市町村計画及び過疎地域自立促進都道府県計画の策定指針ともなるものであることから、都道府県の判断により自立促進方針を策定しない場合には、過疎地域市町村は都道府県に対し、自立促進方針を定めるよう要請することができ(同条第5項)、都道府県は、過疎地域市町村から要請があったときは速やかに自立促進方針を定めるものとされている(同条第6項)。

なお、この自立促進方針は、国が講ずる各種行政・財政・税制上の措置の前提となることから、都道府県は、自立促進方針の策定にあたっては、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならず、また総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、同意をしようとするときは関係行政機関の長と協議をすることとなり、国の施策との整合性を図ることとされている(同条第4項)。

自立促進方針では、おおむね以下の事項について定めるものとされている。

-) 過疎地域の自立促進に関する基本的な事項
-) 過疎地域における農林水産業、商工業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項
-) 過疎地域とその他の地域及び過疎地域内を連絡する交通通信体系の整備、過疎地域における情報化並びに地域間交流の促進に関する事項
-) 過疎地域における生活環境の整備に関する事項
-) 過疎地域における高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する事項
-) 過疎地域における医療の確保に関する事項
-) 過疎地域における教育の振興に関する事項
-) 過疎地域における地域文化の振興等に関する事項
-) 過疎地域における集落の整備に関する事項

過疎地域自立促進市町村計画

過疎地域自立促進市町村計画(以下、「自立促進市町村計画」という。)は、都道府県により策定された自立促進方針に基づき、過疎地域市町村が当該市町村の総合的、計画的な自立促進を図るための総合計画、地域計画としての性格を有する計画として策定するものであるが、これについてもこのたびの法の拡充延長により、策定の義務付けが廃止され「できる」規定化された(第6条第1項)。

ただし、過疎地域市町村が改正自立促進法に基づく財政上の特別措置及びその他の特別措置を活用する場合には、引き続き自立促進市町村計画を策定し、当該特別措置に係る事項を計画に定めることが必要となる。

なお、自立促進市町村計画は、当該市町村の議会の議決を経て策定されるもの(同条第1項)であり、またその策定にあたっては、あらかじめ都道府県とその内容について協議を行うこととされている(同条第4項)。ただし、市町村と都道府県は相互に対等の立場にあることから、この協議については同意を要する協議とはされておらず、またこのたびの法の拡充延長により、昨年12月に閣議決定された地方分権改革推進計画を受け、市町村計画に定める事項のうち「地域の自立促進の基本的方針に関する事項」及び「その他地域の自立促進に関し市町村が必要と認める事項」については事前協議を要しないこととされた。

自立促進市町村計画では、おおむね次の事項について定めるものとされている(同条第2項)。

-)地域の自立促進の基本的方針に関する事項
-)農林水産業、商工業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項
-)交通通信体系の整備、地域における情報化及び地域間交流の促進に関する事項
-)生活環境の整備に関する事項
-)高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する事項
-)医療の確保に関する事項
-)教育の振興に関する事項
-)地域文化の振興等に関する事項
-)集落の整備に関する事項
-)その他地域の自立促進に関し市町村が必要と認める事項

過疎地域自立促進都道府県計画

都道府県が自立促進方針に基づき策定する過疎地域自立促進都道府県計画(以下、「自立促進都道府県計画」という。)は、都道府県が過疎地域市町村に協力して講じようとする措置を定めた計画であるが、これについても策定の義務付けは廃止され「できる」規定化された(第7条第1項)。

自立促進都道府県計画は、過疎地域市町村との役割分担のもと、特に市町村の区域を超えた広域的な対策が必要となる取組など、広域の見地に配慮し、都道府県自らが実施する事業や過疎地域市町村の事業の円滑な実施に必要となる措置を定めることが必要である(同条第3項)。

なお、自立促進都道府県計画では、おおむね自立促進市町村計画に掲げる事項について、当該都道府県が過疎地域市町村に協力して講じようとする措置を定めるものとされている(同条第2項)。

(2) 一部改正法によって拡充された支援措置等について

過疎対策事業債のいわゆるソフト対策事業への拡充(第12条第2項)

このたびの法の拡充延長により、地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化など、将来にわたる住民の安全・安心な暮らしの確保を図るため、特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業として自立促進市町村計画に定められたいわゆるソフト対策事業についても、過疎対策事業債の対象とされた。

第12条 2 前項に規定するもののほか、地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業として過疎地域の市町村が市町村計画に定めるもの(当該事業の実施のために地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条の規定により設けられる基金の積立てを含む。次項において「過疎地域自立促進特別事業」という。)の実施につき当該市町村が必要とする経費(出資及び施設の整備につき必要とする経費を除く。)については、地方財政法第五条各号に規定する経費に該当しないものについても、人口、面積、財政状況その他の条件を考慮して総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内に限り、地方債をもってその財源とすることができる。

その他の支援措置の拡充について

このたびの法の拡充延長により、前項の措置のほか、過疎対策事業債の対象施設が追加され、また、国税(所得税・法人税)に係る減価償却の特例や地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置などについても拡充が図られている。

) 過疎対策事業債の対象施設の追加(第12条第1項等)

過疎対策事業債の対象施設として以下の施設が新たに追加された。

図書館

認定こども園

市町村立の幼稚園

太陽光、バイオマスを熱源とする熱その他の自然エネルギーを利用するための施設

) 過疎対策事業債の対象施設の要件の緩和(第12条第1項等)

過疎対策事業債の対象施設のうち、公立の小学校又は中学校の校舎、屋内運動場、寄宿舎、教職員住宅、通学用自動車又は渡船施設並びに学校給食施設及び設備については、従来、小中学校を適正な規模にするための統合に伴うものに限定していたが、今回、この統合要件が撤廃された。

) 減価償却の特例の拡充等(第30条)

租税特別措置法の定めるところにより国税(所得税・法人税)の特別償却を行うことができる事業について、『ソフトウエア業』を除外し、新たに『情報通信技術利用事業』(コールセンター)が追加された。

) 地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置の拡充等(第31条)

地方税法第6条の規定により、地方公共団体が事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税をした場合に、その減収分について地方交付税により補てんする措置の対象となる事業について、『ソフトウエア業』を除外し、新たに『情報通信技術利用事業』(コールセンター)が追加された。

2 - 2 . 自立促進市町村計画の策定にあたり重要となる視点とソフト対策の方向性

「新たな過疎対策(ソフト対策)の推進に向けての研究会」においては、今後、過疎地域市町村が各般の過疎対策を具体的に進めていくにあたっては、それぞれの地域が従来の対策の成果や効果、残された課題と新たな課題、地域が抱えるニーズ等をこれまで以上に十分把握・分析した上で、過疎地域の自立促進に向けて真に求められる対策を検討し、講じていくことが必要不可欠であるとの見解が示されている。

その認識のもと、第1部で整理した上記研究会での議論等を踏まえ、ソフト対策を中心として、今後、各過疎地域市町村が地域の実情に応じた実効性ある自立促進市町村計画を策定する上で重要となる視点や、重点的に取り組むべきソフト対策の分野別方向性等を整理すると、以下のとおりである。

(1) 自立促進市町村計画の策定にあたり重要となる視点

安全・安心な暮らしを支えるための実情の適切な把握

過疎地域の自立促進を図るためには、地域が抱える課題や地域を取り巻く社会状況を的確に把握するとともに、それぞれの地域が持つ個性豊かな自然資源や伝統文化などを有効に活用しながら必要な対策を講じていくことが重要である。

近年では、地域の実態や課題についての的確に把握するため、地域担当職員制度を導入したり、集落の実態把握調査や活性化に向けた住民への意識調査などを実施する市町村も見られるが、こうした動きはまだ緒についたばかりであり、地域へのきめ細かな「目配り」体制が十分ではないケースも少なくない。

また、「平成の大合併」が進み小規模市町村を中心に再編が進んだ結果、広域化した市町村の中に特性や課題が異なる様々な地域が内在化することとなり、従来の「過疎地域市町村」と「その他の市町村」との間でみられた格差が同一市町村内の地域間格差という形で顕在化することも考えられる。

過疎対策とは、そこに住まう人々の安全・安心な暮らしを支えるための対策である。このことを踏まえると、過疎対策の第一義的役割を担う市町村にとっては、地域の実情に応じてきめ細かく「目配り」を行い、地域それぞれの実情や特性、住民の生活実態やニーズ、今後の動向等について地区単位や集落単位などで的確に把握すると同時に、それらの情報を統合して地域ごとの課題や地域間格差を的確に抽出していくことが、全ての対策の出発点であるといえる。

人口や世帯数といった数字で表される実態ばかりでなく、人々の暮らしぶりや生活上の課題なども含めて地域の実情をきめ細かく把握していればこそ、独自性ある対策の検討が可能になる。過疎地域市町村においては、この視点に基づき、地域の実情を適切に把握した上で、必要な対策について優先順位も含めて検討し、計画に反映させていくことが重要である。

真に必要な対策の見極めと計画の「実質化」

一部改正法により、過疎地域が直面する様々な行政課題に対応するためのソフト対策事業も過疎対策事業債の対象事業となるなど、支援措置の拡充が図られたところである。

また、自立促進市町村計画については策定の義務付けが廃止され「できる」規定化されたが、法に基づく財政上の特別措置等を活用する場合には、引き続き自立促進市町村計画を策定し、当該特別措置に係る事項を計画に定めることが必要となる。

その際、特にソフト対策事業については、地域の実情を十分把握し、様々な課題がある中でも住民が安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図る上で特に重点的に対策を図るべき課題や施策を見極め、真に必要な対策について重点的に記述するなどにより、計画の「実質化」を図ることが求められる。

特に、地域の実情・動向や行政ニーズを的確に把握しつつ、各事業分野においてどのようなソフト対策が重要かつ必要であるかを見極め、事業の優先順位を定めることが重要である。また、ソフト対策事業の検討にあたっては、これまで整備されてきたハードの利活用にも配慮することが望ましい。

なお、ソフト対策事業の中には、その事業成果が有形の資産・資源としては明確に残らないものもある。しかし、過疎対策事業として過疎対策事業債を活用して実施するソフト対策は、その成果・効果が将来にわたって持続・拡大し、過疎地域の課題解決に寄与するとともに、過疎地域の自立促進に向けて様々な仕組みを革新していくような取組であることが望ましい。

このことを踏まえ、特にソフト対策事業については、自立促進市町村計画策定の際に、事業名を記載するのみではなく、事業の目的や必要性、予見される成果・効果等についてもしっかり盛り込み、当該地域の過疎対策における位置付けを明確に定めておくことが望まれる。

ソフト対策事業の進捗管理と評価及び計画の変更

これまでの過疎法は10年間の時限立法であったが、改正自立促進法は、平成27年度までの6年間の期限とするものである。従って、過疎地域市町村は、長期的・総合的な視点から、向こう6年間の過疎対策について十分検討した上で自立促進市町村計画を策定するとともに、計画策定後も、これまで以上に事業の進捗管理にきめ細かく目を配り、適宜計画内容を見直すことにより、計画の実効性を高めることが求められる。

特に、ソフト対策事業の実施にあたっては、各地域が様々な行政課題に対してどのように取り組むことがふさわしいかを考え、地域の自治力を高めながら創意工夫に富んだ仕組みづくりを行っていくことが望まれる。

また、ソフト対策事業については、事業運営に関わる主体や運営の仕組み、あるいはサービス等の対象地域(対象者)の状況変化などに応じてその成果・効果が大きく変動しやすいため、不断の進捗管理と成果・効果の分析・評価を通じて計画内容を精査し、必要な見直しと変更を行うことで、地域にふさわしい事業の“動かし方”を探っていくことが求められる。

地域の各主体の参画による計画策定及び実施

過疎地域が直面する諸課題に対し実効性ある対策を講じていくためには、地域住民をはじめ、NPO や地元関係団体など多様な主体の積極的な参画を促し、その力を活用することで、地域の自治力・自給力・創富力を高めていく必要がある。

また、過疎地域がそれぞれの個性を発揮して自立した地域社会を構築していく上では、住民自身が地域の将来への展望と「誇り」、「自信」をもてるよう、多様な地域資源を再評価し、地域の価値やこれからの地域のあり方について学び合う場や機会を積極的に築いていくことが重要である。様々な主体の参画により地域の将来像を検討し、計画を策定するという過程そのものが、過疎地域の自立を促す大きなチャンスでもある。

このため、過疎地域においては、自立促進市町村計画の策定段階から、行政はもとより地域住民や地元企業、NPO、地域活動団体など、地域社会を構成する様々な主体の参画を促し、地域の将来像とその実現に向けた互いの役割や責任について共通認識と合意形成を図り、過疎対策についての住民の学びや理解を促すとともに、それぞれが果たすべき、あるいは担うことが期待される役割を示すなど、各主体の行動計画としてより実効性のある計画となるよう配慮することが求められる。

さらに、こうした今後の過疎対策の推進における各主体の役割や取組の実施体制、その進捗管理方法(事業進捗の点検、事業評価の方法)についても、計画策定に反映させることが望ましい。

なお、こうした過程において住民参加を実現するためには、各事業についての徹底した情報公開と一層の広報の充実が必要であり、特にソフト対策事業については、前項で示した進捗管理や成果・効果の分析内容等についても適宜公開していくことが望まれる。

市町村内のあらゆる資源を活用した過疎対策の検討

「平成の大合併」が進んだ結果、市町村圏域は広大化し、過疎地域の実態も多様化している。特にみなし過疎市町村や一部過疎市町村など、合併を経験した過疎地域市町村においては、市町村内での地域格差や過疎地域の実態・課題について適確に把握し、必要な対策を講じるとともに、都市的地域、過疎地域それぞれが持つ資源や特性を活かしながら過疎対策を講じていくことが重要となる。

特に一部過疎市町村では、法に基づく過疎対策を講じる地域が当該市町村内の一部地域に限られることとなるが、当該過疎地域の課題解決のための取組が必ずしも当該地域内だけで完結するものばかりではないことから、市町村全体として当該過疎地域の課題をどう捉え、その解決に向けどのような仕組みを圏域全体で構築していくかが問われているとも言える。

従って、自立促進市町村計画の策定にあたっては、圏域内の都市的地域・過疎地域それぞれの実態や両地域の共生関係を的確かつ客観的に把握した上で、過疎対策として重点的に施策を講じるべき分野やその内容・方法等を明確化するとともに、都市的地域も含めた市町村内のあらゆる資源や特性を過疎対策に活かしていく仕組みや方策を検討することが重要である。

(2) 重点的に取り組むソフト対策の分野別方向性

2-1. で示したとおり、このたびの法の拡充延長により、地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化など、将来にわたる住民の安全・安心な暮らしの確保を図るため、特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業として自立促進市町村計画に定められたいわゆるソフト対策事業についても、過疎対策事業債の対象とされた。

ここでは、このような法の拡充延長の趣旨・ねらいを踏まえた上で、今後の過疎対策において重点的に取り組むべき施策の方向性とその具体的な事業例について、特にソフト対策事業に焦点を当てて検討し、分野ごとに整理した。

産業の振興及び観光の開発

過疎地域では、基幹産業である農林水産業の振興を図るべく、これまで過疎対策事業債を活用し基盤整備や高付加価値産品への転換等を進めてきたが、農林水産業を取り巻く状況は依然として厳しく、後継者や担い手の確保・育成は引き続き大きな課題となっている。

こうした中、近年では、地域資源を活用した新しい交流型産業(ツーリズム産業)の発展や、コミュニティビジネス等の地域密着型産業の新興、あるいは規模は小さくても独自の技術やアイデア等によって地域資源を活用して発展している地域や企業の出現など、過疎地域ならではの資源や都市部も含めた様々な主体間の交流等を活かした多様な産業が各地域で展開されるようになりつつある。

人口減少と高齢化が進む過疎地域において住民の生活を守り、地域社会の維持を図る上では、就労の場の確保は不可欠であることから、過疎地域における産業振興は今後とも重要な施策である。なかでも、今後は第1次・第2次産業と観光・レクリエーション等との有機的結合による6次産業化や、整備が進められてきた交流拠点や遊休施設等を活かした新たな流通・販売チャンネルの構築、情報通信基盤を活用した新たな雇用の場の確保・充実などに重点的に取り組むことが有効であると考えられる。

また、人口減少・高齢化が進む過疎地域においてこれからの地域運営を支える人材の定着、拡大を目指すためにも、ハード・ソフト両面から起業後の軌道に乗るまでの支援制度を充実することにより、幅広い主体の参入を促すことが求められている。

起業・創業や新産業の創出に対する支援

(例) 過疎地域における新事業の創出を促すため、新規事業の立上げや初動期の事業活動を支援する

事例1 産業振興支援事業(島根県江津市, 平成19年度~)

企業の新分野進出、地域資源を活用した産業の創出といった課題に対し、産学官連携により地域を支える産業人材の育成・確保を支援するため、産業人材育成コーディネーターの設置や新分野進出セミナー等の開催、起業家サロンの開設等を実施。民間経験のある産業人材コーディネーターの配置により、企業の新分野進出などの成果が出始めている。

今後は6次産業化への誘導、個人経営から法人化による経営への移行支援による雇用の拡大と生産額の確保、都市部企業との連携による産業人材還流システム構築支援等を展開予定。

(事業費) H19: 187万円, H20: 211万円, H21(予算): 280万円

6次産業化の推進

(例) 既存の農地と民家や既存施設等を活用した6次産業化を推進するため、農林水産業者や地域住民等による活動組織の立ち上げや施設の維持管理、運営等について支援する

事例1 ツーリズム事業と農商工連携の推進（青海島共和国）（山口県長門市，平成19年度～）

平成18年に廃校となった青海島小学校がある3地区の人口は850人で、年々減少しており、地域の活力が失われつつあったことから、廃校利用のモデルケースとして地域住民と協働した取組を進め、地域の活性化につなげることを目的として実施した。

具体的には、地域住民の手による青海島共和国（廃校舎の活用）の設立とツーリズムや体験交流型イベントの開催のための組織づくりのために補助金を交付するものである。

なお、施設の維持、管理費についての市からの支援は平成20年度のみを考えており、以降は自主財源で運営可能になるよう自立化に向けた取組として展開するとともに、先行の俄山地区（グリーンツーリズム）とともに、地域の活性化モデルとして、市全域に拡大する予定である。

（事業費）H19；30万円，H20；136万円，H21（予算）；109万円

情報通信基盤を活用したテレワークの推進

(例) 情報通信基盤を利用したテレワーク事業を推進するため、遊休施設等を活用する

事例1 遊休施設の活用によるテレワーク事業の起業支援（愛知県設楽町，平成10年度～）

設楽町では、地域づくりとして立地によらない知的産業創造構想や豊川水資源を通じた上下流連携による地域づくりを模索していた中で、Iターン者である東三河地域研究センターの菅野氏からテレワーク事業の提案があり、企業組合「テレコテージしたら」の起業に至った。平成7年（1995年）旧国土庁主催の全国UJIターン・定住シンポジウムが下流の新城市で開催された際、同イベントの事務局業務を「テレコテージしたら」が受託したことが、本格活動の契機となった。

企業組合「テレコテージしたら」は組合員10人で構成され、それぞれが営業責任を持つ。作業スタッフは農家の主婦4～5名で構成され、主に東三河地域のデータ処理関連事業所や町内施設から、データベース入力業務やホームページ管理業務などを受託している。

「テレコテージしたら」の活動場所は町から旧役場支所の施設の貸与を受けており、パソコン等の設備も町から貸与されている。各組合員が営業実績の10～20%を組合に入金し、その中から光熱水費をまかなっている。

出典：「わがまち・わがむらの産業おこし 過疎地域を元気にする「起業」のすすめ」（平成14年3月，総務省過疎対策室）

交通通信体系の整備

これまで過疎対策事業の中心的な分野として重点的に取り組まれてきた事業のひとつが道路整備である。市町村道改良率・舗装率や高速道路 IC への時間距離等は着実に改善が図られており、これまでの過疎対策の成果が見られる。

しかし一方で、まだ3割近くの市町村では都道府県庁まで2時間以上かかるなど、現実には広域的なアクセス条件が十分改善されていない地域もなお残っており、都市機能の集積を活かしながら過疎地域の発展を目指していく上で、その整備は今後とも重要な施策のひとつである。

加えて、昭和40～50年代に過疎対策として重点的に整備されてきた道路の多くは、現在、維持・補修という新たな課題に直面している。急峻な山間地に集落が点在している地域などでは、市町村道の整備や補修に集落からも負担金を拠出する例や、集落住民自身が役務を提供する例が見られるが、過疎対策においては、このようにそれぞれの地域にふさわしい維持管理手法を検討し、安全・安心な生活を送る上で、の基盤として適切な管理を行っていくことが肝要である。

こうしたハード面での道路整備もさることながら、バス路線の廃止・縮小により地方公共交通のおかれた状況は年々厳しさを増しており、過疎地域においては、通院や通学など住民生活を支える地域交通の維持・確保が極めて大きな課題となっている。この点を踏まえると、過疎対策においては、各地域の実情に即した交通手段の確保に特に重点を置く必要がある。

具体的には、乗合タクシーやデマンド型交通、NPO 等によるボランティア有償運送など、関係事業者や行政機関との協議を通じて地域に適合した生活交通手段の導入を図るとともに、多くの地域で既に展開されているスクールバスの一般住民の利用に加えて、今後は福祉施設や交流施設への送迎車両が住民の輸送を兼ねるなど、より弾力的な生活交通確保策を検討していくことが重要である。

デマンドバス・コミュニティバス・乗り合いタクシー等の運行に対する支援

(例) 交通空白地域における生活交通手段の確保を図るため、市町村が民間業者に委託してデマンドバスを運行したり、運行事業者への支援等により低廉な価格でコミュニティバスや乗り合いタクシーを運行する

事例1	デマンド型交通システム整備事業（山形県最上町，平成21年度～）
民間経営のバス路線の廃止により、路線形式のバス運行を行っているが、利用者層の高齢化により、自宅から停留所までの移動が困難な状況が顕著化してきたことから、利用者の移動負担を軽減するとともにより効率性の高い地域公共システムを構築することを目的として、町内を3つのエリアに区分し、各エリアを車輛3台でデマンド運行する。また、効果的な予約システムを行うために、オペレーションセンターを設置する。	
平成21年度は構想段階であり、平成22年度に民間事業者等との本格的な協議と制度設計を行った上で、平成23年度から運用を開始する予定。	
事例2	デマンドバスの運行委託（長野県栄村，平成19年度～）
村営バスと民間委託の路線バスについて、利用者の減少が続き、大型のバスを走らせることが非効率だと判断し、これらを廃止してデマンドバスに移行し、民間業者に運行を委託することにより効率化を図った。	
（事業費）H19；960万円，H20；960万円，H21（予算）；960万円	
事例3	デマンドタクシー運行事業（広島県北広島町，平成18年度～）
民間バス事業者の不採算バス路線の撤退・減便により余儀なくされた交通弱者に対する生活交通の確保するため、町が民間タクシー事業者にバス運行を委託しているが、利用客の増加が見込めず不採算となるなど生活交通の確保が困難を極めていることから、デマンドタクシーを導入し、利用者のニーズに則した生活交通を確保する。	
運行委託している町内タクシー事業者に対し、運行経費の欠損部分を予算の範囲内で補助金を交付する。	
（事業費）H18；2,267万円，H19；4,944万円，H20；6,761万円，H21（予算）；6,805万円	

事例4 乗り合いタクシーの運行（高知県大豊町，平成18年度～）

生活交通の確保に係る課題に対応するため導入。乗合タクシーは前日予約制であり、運行は毎週月・水・金の3日間である。本山町役場周辺や高知日赤病院周辺など、町外への移動にも利用可能であり、本山町へは通常タクシー料金の約10%割引、高知市へは約30%割引を目安に、地区毎に料金が設定された。ただしこの料金では1人乗車だとタクシーとしては採算が合わないため、住民に複数人での乗車を奨めるとともに、1人乗車の場合に限り同額（もう1人分の料金）をタクシー会社に助成している。平成20年度の助成額は約30万円である。

平成21年度からは、同じ料金表を用いながら、住民負担を定額制（町内片道移動500円、高知市片道移動2,000円等）とし、設定料金との差額をタクシー会社に助成するという事業に組み替えた。

（事業費）H20；30万円，H21；120万円

バス路線の維持対策

（例）地方バス路線の維持を図るため、市町村が独自に運行事業者に対して支援を行う

事例1 路線バス運行委託（熊本県南関町，平成12年度～）

民間企業の路線バス運行廃止に伴い、利用者の生活交通の確保を図るため、国のバス運行対策費補助金（以下の「関連施策」参照）の補助対象以外のバス路線について町単独事業として委託料を支出し運行を委託している。

（事業費）；H17；917万円，H18；917万円，H19；915万円，H20；917万円，H21（予算）；918万円

関連施策

バス運行対策費補助金（地方バス路線維持対策）	国土交通省	国庫補助金
<p>地域住民の生活に必要な不可欠なバス路線を維持・確保するため、国は都道府県と協調して当該路線を運行する乗合バス事業者に対し補助を行う。</p>		
<p>生活交通路線維持に係る補助</p>		
<p>地域協議会にて必要と認められ、都道府県知事が指定する「生活交通路線」（複数市町村にまたがり、キロ程が10km以上、1日の輸送量が15～150人、1日の運行回数が3回以上、広域行政圏の中心市町村等にアクセスする広域的・幹線的な路線）について補助</p>		
<p>補助率：国1/2、都道府県1/2</p>		
<p>生活交通再生路線に係る補助</p>		
<p>地域協議会にて必要と認められ、都道府県知事が指定する「生活交通再生路線」（前年度に生活交通路線維持費補助金を受けた路線を短縮し、その短縮により生活交通路線ではなくなる区間を効率的な他の運送方法により運行を継続して行う路線、又は一般路線を短縮し生活交通路線に効率的に接続する路線）について補助</p>		
<p>補助率：路線運行費補助 = 国1/2、都道府県 + 市町村1/2</p>		
<p>設備整備費補助 = 国1/4、都道府県 + 市町村1/4</p>		
<p>車両購入費補助 = 国1/2、都道府県 + 市町村1/2</p>		

交通弱者対策（高齢者等の生活交通の確保）

(例) 高齢者や障害者などの交通弱者に対しタクシー等の利用への支援を行う

事例1 福祉タクシー事業（徳島県吉野川市，平成16年度～）

美郷地区に住む者で、生活保護世帯である等の条件を満たした場合にタクシー利用料金の80%を補助金として交付する。自宅にひきこもりがちな移動制約者に対する支援を提供することにより、自立した日常生活の確保を図るとともに総合的な保健福祉の向上に資することを目的とする。利用区域は美郷区域内とし、自宅から最寄りの市営バス停、診療所、小売店、官公庁等までの往復とする。

（事業費）H17；70万円，H18；79万円，H19；52万円，H20；71万円，H21（予算）；70万円

事例2 高齢者及び障害者（児）福祉タクシー助成事業（長崎県雲仙市，平成16年度～）

交通弱者となり易い高齢者及び障害者に対して福祉施策としてタクシー利用料金の一部を助成する。

（対象者）市内在住で、かつ 70歳以上の者、身体障害者手帳1～3級所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、のいずれかに該当する者

（助成額）1回の乗車につきタクシー規定料金の3割以内（上限500円）、一人年間60回まで

（事業費）H18助成額；2,027万円，H19助成額；2,112万円，H20助成額；2,315万円

出典：「新たな過疎対策に向けた最近の施策動向等に関する調査研究報告書」（平成21年3月，総務省過疎対策室）

地域自治組織等による輸送活動に対する支援

(例) 交通空白・不便地域において、自治会や集落等の地域自治組織などによる相互扶助活動としての輸送活動の実施を支援する

事例1 地域生活交通対策補助事業（兵庫県宍粟市，平成20年度～）

路線バスの休止に伴う交通弱者をはじめとする市民の日常生活を支える地域生活交通手段の確保を図るため、地域住民の合意形成をもって地区自治会等が主体となって運行する地域生活交通事業（コミバス等）に対して助成する。

路線バスの休止後の交通手段について自治会等と話し合いを行う過程で、地域団体代表等による運営委員会が独自に設置され、地域住民によるバスの運行が平成20年度より開始された。市公用車（10人乗りワゴン車）を無償提供し、一日3往復、住民ボランティア（有償）の交替で運行する。市は車両の無償提供のほか、車両維持費や運行経費等を助成する。料金は区間ごとに200円又は300円に設定されており、平成20年度の利用収入は燃料代相当であった。

（事業費）H20；139万円（市一般財源127万円，県費12万円），H21（予算）；145万円

事例2 養父市自家用有償バスの運行（兵庫県養父市，平成20年度～）

養父市が事業者の認可を受け、小型バン（10人乗り）を購入した上で、それを地域団体に貸与し、地域のボランティアにより運行業務を行う事業。

乗車賃金は100円で、公共交通路線のないエリアから路線バスのバス停までをつなぐ運送を行う。

平成20年度は実証運行

情報通信基盤の整備・利活用

情報通信技術は、地理的条件不利性を克服し、様々な分野での地域間格差を解消する上で有効な手段であるばかりでなく、全国土面積の半分以上を占める過疎地域において、効率的に各種行政サービスを提供する上でも大きな役割を果たすものである。これまでも、過疎地域をはじめとする国の条件不利地域対策として情報通信基盤の整備に係る様々な支援施策が展開され、主に行政が主体となって地域情報化を押し進めてきた結果、都市部と遜色ない程度にまで基盤整備が進んだ地域もみられ、さらにその情報通信基盤を活かし、産業振興や保健・福祉・医療、教育文化、若年層の定住促進など、様々な分野で活用する取組も各地で展開されている。

人口減少・高齢化が先行する過疎地域にあっては、今後は整備が進められた情報通信基盤を活かし、保健・福祉サービスや遠隔教育システム、遠隔医療などの多分野にわたる活用を図り、住民の日常生活を支えていくことが重要となる。特に、情報通信基盤を活用して高齢者の安否確認や買い物支援、生活情報の伝達などのサービスを展開することにより、行政として十分な見守り体制を構築することは、全国を上回る速さで進行する高齢化への対策として有効かつ重要である。

情報端末の活用による買い物等生活支援対策

(例) 中心集落や商店等から遠隔にある集落の高齢者等が自宅で情報端末から日用品等の購入ができるようにするなど、これまでの過疎対策の一環として整備されてきた情報通信基盤を活用した集落での生活支援に取り組む

(関連する経費：システム開発・運用費、地元商業者に対する委託費、配送サービスの委託費等)

事例1 過疎地域でのCATV網の多目的活用調査研究事業（島根県・鳥取県ほか，平成20年度）

島根県・鳥取県及び鳥取県日南町・島根県奥出雲町・島根県邑南町では、これからの過疎対策において高度情報通信技術を活用した広域連携対策が重要な政策課題になると考え、県境を接する奥出雲町・日南町をフィールドに、総務省の補助事業としてCATV網（FTTH対応）を活用した生活支援サービスの有効性について調査・研究を実施した。全国で初めての試みとして、CATV網を活用した高齢者を中心とした買い物支援システムを構築し、日南町において公開実験を実施した。

具体的には、日南町内に敷設されているCATV網を活用し、モニター世帯のテレビやタッチパネル式の専用端末、パソコン、ゲーム機等の画面上で地元商店の商品を選択・注文、商品は週1回各家庭に配送されるというシステムで、日南町の4商店と奥出雲町の1商店が実験に参加し、食料品や酒、日用品等を販売、シルバー人材センターが配送にあたる。

（事業費）国が5千万円（1/2）、島根県1,500万円・鳥取県1千万円・ほか3町で1,500万円

出典：「新たな過疎対策に向けた最近の施策動向等に関する調査研究報告書」（平成21年3月，総務省過疎対策室）

参考

民間運送会社の過疎地域への買い物支援	日経ネット 2010/1/6
A 運輸会社は過疎地や交通の不便な地域を対象に、生鮮食料品など日常の買い物を支援するサービスを始める。高齢者でも買い物しやすいタッチパネル方式の端末を用意し、人の集まる公民館や集会所などに設置する。住民は注文した商品を宅配便で受け取る。高齢化や人口減少で今後、買い物が不自由になる地域は増えると判断し、強みである全国の配送網を生かすことにした。	
現在、B市内の公民館と端末を置く交渉をしている。端末の設置台数の目標などは検討中。設置後の住民の反応や利用実績を見た上で設置地域を全国に広げる方針である。	

高齢者等緊急通報システムの整備

(例) 高齢化の著しい集落等において高齢者等が安心して生活を送ることができるよう、GPS 機能付き携帯電話の高齢者への貸与や警備会社等との委託等により市町村が緊急時の通報システムを整備・運営する

事例1 大豊町見守りネットワーク事業（高知県大豊町，平成21年度～）

町内に整備されたブロードバンド基盤（町内全域で利用可能な xDSL 施設を整備しており、町がモデムと IP 告知端末を無償貸与することにより、IP 告知サービス、IP 電話サービス及びインターネットサービスの提供環境を整備）を活用し、高齢者の安否確認システムや無料 IP 電話を活用した町内ボランティアによる見守り（声かけ）システムを構築するとともに、消防や警備保障会社等とも情報共有や連携を図り緊急時の通報システムを構築し、救急救命ネットワークを整備する。

なお、基盤整備の総事業費は約3億円であり、事業にあたっては、総務省の地域情報通信基盤整備推進交付金（9,390万円）及び過疎対策事業債（1億8,780万円）を活用。

緊急時の通報装置（シルバーホン又は携帯電話）の貸与事業

シルバーホン...各家庭の固定電話に接続詞、緊急時に「非常」ボタンを押すことにより登録されたところに電話が通じるもの。レンタル代は無料。

携帯電話...緊急時にボタンを押すことにより警備会社に繋がるとともに、状況により消防署等への通報や緊急対処員が出勤する。パソコンを利用すれば家族が GPS による位置確認を行うこともできる。レンタル代は月315円、位置情報提供についてはオペレータ利用で210円/回、ネット利用で105円/回、現場急行料金は10,500円/回

愛コンタクトサービス（日常生活の中での安否確認事業）

ゆとりすと放送に加入している(1)概ね65歳以上の独居高齢者又は70歳以上の高齢者、(2)身体障害者又はこれに準ずる人について、希望者には、IP 告知端末を利用した安否確認のサービス、ボランティアによる声かけサービスを実施。サービス利用料は無料。

(事業費) 町一般財源；36.8万円，地域活性化・生活対策臨時交付金（内閣府）770万円

事例2 高齢者等の安心・安全生活サポート事業（島根県奥出雲町，平成20年度～）

高齢者でも抵抗なく簡単に操作できる、タッチパネル式で大画面の多機能テレビ電話を高齢者宅や民生委員宅等に設置するとともに、コールセンターを整備する。コールセンターを中心としたテレビ電話ネットワークを通じて、高齢者等に見守りや生活支援等のサービスを提供することにより、安心・安全な生活をサポートする。総務省の「地域 ICT 利活用モデル構築事業」により実施。

地域見守りサービス...テレビ電話を活用し、コールセンターと地域のマンパワーが連携して、高齢者等の安否確認や生活相談を実施

ヘルスケアサービス...テレビ電話に健康データ測定機器を付設し、血圧等を測定するとともに、測定結果に何らかの異常が認められれば、その場でテレビ電話を利用した健康相談を実施

生活支援サービス...テレビ電話を介して食料品や日用品等の購入ができる

出典：平成20年度第4回過疎問題懇談会資料（総務省情報流通行政局資料）

事例3 江北町ひとり暮らし老人等緊急通報システム事業（佐賀県江北町，平成6年度～）

高齢化の進行に伴い、ひとり暮らし老人等が増加していることから、これらの高齢者の安全・安心を確保するために緊急通報システムを導入する。おおむね65歳以上の虚弱もしくは寝たきり等のひとり暮らし老人又はこれに準ずるものを抱える高齢者のみの世帯、重度身体障害者でひとり暮らしである者等に緊急通報システムを貸付・貸与することで、急病または災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図る。なお申請には協力員3名を確保する必要があり、地域コミュニティが希薄になる中、この協力員確保が急務となっている。

(実績等) 平成19年度；システム貸与36件，通報（救急車要請など）3件

平成20年度；システム貸与33件，通報（救急車要請など）7件

(事業費) H17；169万円，H18；155万円，H19；139万円，H20；133万円，H21（予算）；153万円

生活環境の整備

住民生活の安全・安心の基盤となる生活環境の整備については、これまでも重要な過疎対策の柱のひとつとして、主に上水道・簡易水道の整備や下水処理施設等の整備、公営住宅の整備等を中心に組み込まれてきた。その結果、水道普及率は着実に向上するなど、確かな成果が見られる一方で、特に生活排水関連施設については依然として全国水準との格差もみられ、また地形的な制約等から上・下水道の整備が困難なため、安全な飲料水の確保もままならない地域もなお多く残されている。

基礎的な生活環境として住民生活の安全・安心を守るインフラの整備は不可欠であり、また自然環境の保全という観点からみても対策が急がれる分野であることから、今後は地域の実情に応じた施設の整備やその維持管理方針について地域住民等と十分協議しながら、計画的・効率的に整備を進めることが重要である。

また、人口減少・高齢化が進行する過疎地域では、人口流出に伴う空き家の増加や道刈・道普請などの生産補完機能の低下により、農山村景観の荒廃も深刻化している。さらに、資源管理が十分行き届かず、森林の荒廃、耕作放棄地の発生、水路の荒廃等が進むことにより、洪水や土砂災害等の自然災害の被害拡大につながる恐れが高まるなど、住民の安全・安心な生活を脅かす事態の深刻化が懸念される。

豊かな自然と人の営みとが精緻に調和することを基調に形成されてきた過疎地域における独特の景観は、住民の良好な生活環境の基盤であるばかりでなく、次代に受け継ぐべき我が国全体での財産でもあり、「美しく風格ある国土」の形成を図る上でもその保全は重要な課題である。このため、今後は地域住民等による景観保全活動への支援や、耕作放棄地の復元や荒廃した街並みの修景などのソフト対策事業を充実させていくことも重要である。

さらに、近年では、自然志向の高まり等を背景に、UJターンや二地域居住、田舎暮らしなど活発な人口流動が見られつつあるため、空き家等の既存ストックを活用した住宅整備等を進めることで、こうした新しいライフスタイルを実現する受け皿としての生活環境を整備していくことも有効である。

上水道施設・生活排水施設の整備への支援

(例) 地域の実情に即した上水道施設・生活排水施設の整備として、地域住民による飲料水供給施設の建設や浄化槽の整備等を支援する

事例1 浄化槽整備事業（北海道壮瞥町，平成16年度～）

昭和63年から下水道（集落排水事業）を導入しているが、点在する農家等は、計画対象区域外であったことから、生活環境を等しくするため、浄化槽の整備をPFI方式で実施することとなった。平成16年度より開始し、平成21年度までに145戸について設置する計画であり、当初計画通りほぼ実施されている。

事業は平成23年度まで実施予定。

（事業費）H17；2,580万円，H18；2,516万円，H19；1,130万円，H20；860万円，H21；1,515万円

事例2 飲料水確保対策事業（島根県江津市，平成18年度～）

近年の異常気象により飲料水確保に困っている地域がある中で、水道事業として、採算性の取れない地域での水道施設整備は困難であり、安全で安定した水道の施設整備実施計画の目途が立たない地域を対象に、日常生活に欠くことのできない飲料水を確保するための飲料水供給施設の整備に対して支援する。

具体的には、住民が飲料水を確保するために整備する飲料水供給施設の建設費に対し補助を行うものであり、対象地域は水道整備計画において現在実施計画が未定の地域とする。飲料水供給施設の整備に要する費用及び給水開始前に行う水質検査費用を対象とし、交付額は交付対象経費の3分の1、1件当たりの交付額は上限50万円。

（事業費）H18；191万円，H19；183万円，H20；50万円，H21；（当初予算）200万円（補正予算）50万円

地域住民等による景観保全活動への支援

(例) 過疎地域における良好な集落景観の保全を図るため、地域住民等が主体となつて行う景観保全活動(荒廃農地の復元、道普請、街並み景観の再生など)に対し、必要な活動費を市町村が支援する

事例1 栃尾表町雁木づくり(新潟県長岡市, 平成9年度~)

栃尾表町区は300mほどの町屋と、それぞれの趣に沿った雁木が連なり、独自の景観を創出している。近年、少子高齢化の進行とともに、車優先の住宅形態となり、町屋の建て替えのために雁木が失われはじめていた。これに危機感を持った住民の声に、大学・行政が一緒になり、雁木をキーワードとしたまちづくりが始まった。

本事業は、歯抜け雁木の解消、老朽雁木の再建をするにあたり、この地区の記憶や特徴を取り入れながらデザインした雁木を建築することにより独特の地域景観を復活させるとともに地域コミュニティを醸成させることを目的としている。

具体的には、学生と住民からなるデザインチームを編成し、4月~9月まで雁木のデザインに取り組む。9月末に雁木デザインコンペを開催し、住民の投票により上位3チームの作品の中から、実際に建築する雁木を選定する。建築に際しても、最大限学生と住民が関わり、地元大工の手伝いをして雁木を建築する。

活動開始から十余年が経過し、地域には、住民や大学生の想いの詰まった作品が随所に見受けられる。ここから波及し、住宅の建て替え時や空き地に自ら雁木を建築するなど、地域景観の持続的向上への取り組みが始まっている。また、この活動がきっかけとなり、参加する学生との交流が卒業後も継続したり、住民同士の連携が深まったりと、コミュニティの醸成にも寄与している。

(事業費) H17; 83万円, H18; 83万円, H19; 83万円, H20; 150万円, H21; 150万円

UJI ターン促進のための空き家の利活用

(例) UJI ターンの促進と地域景観の保全を図るため、市町村が空き家を借上げ改修し、移住者用住宅として整備する

事例1 空き家の改修及び無料貸し出し(静岡県静岡市, 平成21年度~)

中山間地域の過疎化に歯止めをかけるため、改修した空き家を移住希望者に無料で貸し出し、モニターとして生活してもらう地域振興事業を平成21年度から実施。

中山間地域の空き家調査や所有者との交渉を進め、6棟(葵区4、清水区2)を借り上げ約1,500万円かけて改修した上で、平成22年度から移住希望者に無料で貸し出す計画。平成21年度当初予算案には関係4事業計約2,900万円を盛り込んだ。

出典: MSN 産経ニュース 2009/3/3

高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

全国を上回る速度で高齢化が進む過疎地域にあっては、高齢者が地域社会の中核的な人材として活躍しており、豊富な経験や受け継いできた知恵・わざを活かして社会に貢献している例も少なくない。

今後ますます加速する高齢化を前に、過疎地域において、高齢者一人ひとりが安心して住み慣れた地域で生活を継続していけるよう、介護サービス事業の充実を図るとともに、情報通信基盤を活用しながら、行政・医療・介護・警察・地域ボランティアなど様々な主体のネットワークづくりを行い、地域全体で高齢者を支える仕組みを創っていくことが重要である。

また、一人暮らし高齢者に対する配食サービスなどを通じて見守り体制の充実を図ることも有効である。

さらに、都道府県とも連携し、保健福祉分野の専門的人材の確保を図るなど、高齢者に対する保健福祉サービスを質量両面で確保・充実していくことが重要である。

居宅介護サービスの充実

(例)市町村内で周辺部など介護サービスに不均衡が生じている地域におけるサービス提供体制の充実を図るため、介護サービス提供事業者に対する支援を行う(例えば、中心部から遠隔にある集落に対して介護サービスを提供する事業者に対し交通費等の助成を行うなど)

事例1 介護サービス平準化交通費支給事業(岐阜県山県市,平成15年度~)

過疎地域北部には居宅介護サービス提供事業者がなく、サービス利用が他地域と比較して極端に少ない状況があった。そこで、当該地域北部への介護サービス提供事業者の参入を促進し、サービスの利用しやすさについて地域格差の是正を図ることを目的として、対象地区に居住する要介護認定者に訪問介護、訪問看護などの訪問サービスを提供する事業所に対し交通費を支給する事業を実施。市単独事業。

(事業費) H17; 188万円, H18; 164万円, H19; 176万円, H20; 113万円, H21(予算); 93万円

事例2 中山間地における特別地域加算利用者助成事業(静岡県浜松市,平成12年度~)

浜松市では、中山間地の訪問系介護サービス等について介護報酬の15%特別地域加算を行っており、これに伴い、1割の利用負担額についても加算相当分が増額されることとなるため、中山間地域以外の住民との利用者負担の均衡を図るため、利用者負担の加算増額分を助成している。

浜松市の事業としては合併した平成17年7月1日以降

(実績等)平成20年度上半期は195人、下半期は193人に対して、総額889,756円を助成。

(事業費) H21; 110万円

情報通信基盤を活用した高齢者の見守り体制の充実

(例)高齢者のみ世帯や高齢者単独世帯が在宅で安全にかつ安心して生活を送ることができるよう、情報通信基盤を活用した安否確認のための見守りシステムを開発・運用する

事例1 大豊町見守りネットワーク事業(高知県大豊町,平成21年度~) 再掲

町内に整備されたブロードバンド基盤(町内全域で利用可能な xDSL 施設を整備しており、町がモデムと IP 告知端末を無償貸与することにより、IP 告知サービス、IP 電話サービス及びインターネットサービスの提供環境を整備)を活用し、高齢者の安否確認システムや無料 IP 電話を活用した町内ボランティアによる見守り(声かけ)システムを構築するとともに、消防や警備保障会社等とも情報共有や連携を図り緊急時の通報システムを構築し、救急救命ネットワークを整備する。

高齢者等に対する配食サービス

(例) 高齢者の安全・安心な生活を支え、見守る体制の充実を図るため、一人暮らし高齢者への配食サービスを行う

事例1 独居高齢者等給食サービス（北海道小樽市，平成11年度～）

小樽市蘭島では、保健所の研修を受けた町内会の女性6名が家庭訪問による健康調査を行ったところ、独居高齢者が多いという課題が明らかとなった。こうした高齢者を支える体制として平成11年、保健所や社会福祉協議会、民生委員等との連携により「蘭島ふれあいネットワーク」を立ち上げ、毎週金曜日に独居高齢者への配食と安否確認を行っている。

この取組はその後社会福祉協議会事業として市全体で展開され、平成21年度からはさらに従来のボランティアによる配食に加え、グループ化による相互見守りや業者委託により事業を拡大している。

出典：小樽市社会福祉協議会 HP、小樽市 HP、北海道「過疎地域を考える懇話会（第3回）」資料

事例2 高齢者等配食サービス事業（広島県江田島市，平成11年度～）

食の自立及び低栄養状態改善の観点から調査を行った結果、必要と認められた者に対して、調理した食事を定期的（1日1食、実費600円）に提供。事業は民間企業、社会福祉協議会、NPOに委託して実施している。

（事業費）H21；126万円

高齢者福祉対策に係る専門的人材の確保（都道府県による人的支援）

(例) 過疎地域市町村における保健・福祉サービスの充実のため、都道府県が持つ高度な技術や専門的人材等の資源ストックを活かし、保健福祉分野の専門的人材の確保・育成を図る

事例1 専門的人材派遣事業（兵庫県，平成6年度～）

兵庫県は、「但馬長寿の郷構想」の実現に向けた取組の一環として、平成6年度より、理学療法士、作業療法士など単独の市町では雇用が困難な保健医療福祉分野の専門的人材を県が確保し、市町に派遣する専門的人材派遣事業を開始した。

過疎・高齢化の進展する但馬地域において、市町単独では実施が困難な広域的事業を実施し、但馬地域の保健医療福祉水準の向上を図るものであり、具体的には県立但馬長寿の郷の理学療法士7名・作業療法士2名を但馬地域の市町に派遣し、介護予防事業や包括的支援事業、老人保健事業等を実施している。

（派遣日数）	H16	H17	H18	H19	H20
延日数	1,236日	1,114日	1,049日	928日	676日

医療の確保

過疎地域において地域住民の安全・安心な生活を確保する上で、地域医療の確保は近年大きな課題となっている。高齢化の進行や医療ニーズの高度化・多様化等を背景として、研修医の都市部集中など、医療従事者の需給不均衡や診療科の偏在が生じている上、厳しい地方財政を背景に公立病院の経営破綻や診療科の縮小なども各地で相次いでおり、へき地診療所に医師を派遣すべき拠点病院においてさえ、医師の確保や病院の運営が困難な状況にあるなど、地域医療は深刻な局面を迎えている。

こうした中、市町村は、これまでも公立病院の施設・設備の整備や運営費の補助などに取り組んでおり、さらに近年では、医師の確保に向けた修学資金の貸付や派遣診療に伴う経費等の助成など、地域医療に携わる人材の確保や地域医療体制の確保を図るための独自の取組もみられ始めている。

医療の確保は最も基礎的な生活条件のひとつであることから、地域社会の維持・存続を図る上で欠くことのできない対策である。さらに、人口減少・高齢化が著しく、医療の確保が一層厳しい過疎地域では対策の喫緊性・緊急性は極めて高く、都道府県と連携した対応を図っていくことが必要である。

このため、地域医療の確保に係るソフト対策事業については、今後の過疎対策におけるひとつの重点施策として位置付け、地域の実情に即した対策が講じられることが望まれる。

また、地域住民の通院に係る交通手段の確保や、医療水準の維持に必要な医療設備・機器の導入・更新やシステムの更新についても、今後とも適切に対応していく必要がある。

医師修学資金貸付事業への支援

(例) 地域医療の従事者を確保するため、将来過疎地域の病院・診療所において医療に従事しようとする者に対して市町村が修学資金の貸し付けを行う

事例1	西和賀町医師養成修学資金貸付事業（岩手県西和賀町，平成16年度～）
西和賀町国民健康保険沢内病院において医療に従事しようとする者に対して、医師養成修学資金を貸し付けることにより、修学を容易にするとともに、沢内病院の医師の確保を図る。	
資金の償還は沢内病院に医師として9年間義務履行した場合免除される。現在利用者は1名（修学中）。	
（事業費）H17；300万円，H18；300万円，H19；300万円，H20；300万円，H21（予算）；300万円	
事例2	医師修学資金貸付制度（兵庫県養父市，平成19年度～）
養父市と香美町で構成する公立八鹿病院組合の事業として、高校を卒業した医学生に対して修学資金の貸付（6年間で総額最大1,152万円）を実施している。公立八鹿病院で2年間の研修後、貸与期間と同期間公立八鹿病院組合で勤務した場合、修学資金の返還が免除される。	
なお、平成21年度からは上限1,000万円とする修学一時資金貸付制度も併せて実施している。	
（貸与額）大学1～4年生：月15万円（年額180万円）	
大学5～6年生：月18万円（年額216万円） 6年間で総額1,152万円（最大）	
（実績）平成19年度…3名	
事例3	京丹後市医療確保奨学金貸与事業（京都府京丹後市，平成19年度～）
将来、市が定める市内医療機関で勤務する意思を有する医師（専門研修医、臨床研修医、大学院生）または医師を目指す大学生に、修学などに要する資金を貸与する。貸与を受けた年数と同じ全期間を市内医療機関で勤務した場合は、奨学金の返還を免除する。	
（貸与額）基本額…月額20万円以内 特定診療科加算…月額5万円以内（小児科、産婦人科）	
（実績）平成19年度…貸与者1人 平成20年度…貸与者3人	
（事業費）H19；300万円，H20；780万円，H21（予算）；1,020万円	

専門医の派遣に対する支援

(例)市町村内の医療機関にない専門診療科の受診を可能にするため、市町村が専門医や医療機関に委託し定期的に専門診療科の出張診療を行う

事例1	専門医派遣診療事業（北海道奥尻町，平成15年度～）
<p>小児科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科などの専門医が不在であるため、これらの科の受診のみならず出産・健診も島内で実施することができない。こうした専門科の島内での診療を可能にするため、専門診療に係る専門医師の報酬及び出張旅費を町が負担する。平成21年度現在の診療は眼科、耳鼻咽喉科、矯正歯科となっている。</p> <p>（事業費）H17；1,376万円，H18；1,376万円，H19；1,354万円，H20；1,374万円，H21（予算）；1,400万円</p>	
事例2	専門医派遣事業（沖縄県与那国町，平成15年度～）
<p>町には専門診療科を有する医療機関が無いため、専門診療を受診するには島外へ出る必要があり住民の負担が厳しいことから、産婦人、皮膚、耳鼻咽喉、眼科等の専門医を、医師と委託契約することで月に一度ずつ派遣してもらい医療福祉の向上を図る。</p> <p>（事業費）H17；600万円，H18；700万円，H19；750万円，H20；750万円，H21（予算）；790万円</p>	

当番医制の維持に対する支援

(例)無医地区における医療の確保や、休日・夜間等の救急医療体制の確保等を図るため、市町村が地元医師会や医療機関等に委託し、当番制で医師を確保又は派遣する

事例1	救急傷病者診療制度（茨城県大子町，昭和49年度～）
<p>ほとんどの集落が無医地区状態である中、町が水郡医師会と契約を結び、町内の救急患者に対し、休日・昼夜間を問わず町消防本部救急隊が出動して、水郡医師会所属の救急協力当番医療機関（3病院が当番制で対応）に搬送し診療を受ける緊急医療体制を確保している。</p> <p>（事業費）H17；520万円，H18；520万円，H19；520万円，H20；770万円，H21（予算）；770万円</p>	
事例2	医師当番制対策事業（長野県佐久市，昭和37年度～）
<p>無医地区において、市が施設を設置した上で市内開業医に委託し、週1回午後2時間の出張診療（診療、処置、健康診断、健康相談及び療養の指導等）を実施。市内開業医が受託できない無医地区については、市立病院の医師を派遣し、週1回午後2時間の出張診療（診療、処置、健康診断、健康相談及び療養の指導等）を実施。</p> <p>（事業費）H17；52.5万円，H18；52.5万円，H19；73万円，H20；178.5万円，H21（予算）；182万円</p>	

関連施策

へき地保健医療対策	厚生労働省	国庫補助金
<p>平成18年度からの第10次へき地保健医療計画では、医療資源の都市部偏在等により二次医療圏単独では医療過疎地域の医療需要に対応しきれないことを踏まえ、より広域的に都道府県単位でへき地医療対策を講じている。</p> <p>具体的には、へき地医療支援機構の運営費の補助（国1/2・県1/2）のほか、へき地医療拠点病院の運営費（医師派遣、巡回診療実施のための人件費等を含む）や施設・設備整備費、へき地診療所の運営費（診療実施のための人件費等を含む）や施設・設備整備費等について補助。</p>		

通院に係る交通手段の確保に対する支援

(例) 無医地区等の住民に対する医療の確保対策として、市町村が患者輸送のためのバス等を運行したり、あるいは医療機関が運行する通院シャトルバスの経路延長分について市町村が支援するなど、通院に係る交通手段の確保を図る

事例1	通院専用無料送迎バスの運行（北海道積丹町，平成19年度～）
<p>地域医療を支えてきた道立余別診療所が平成19年3月末で廃止となり、地区住民は町立診療所（車で30分）まで通わざるを得ず、1日5往復の路線バスはあるものの、料金は片道800円前後であることから、年金暮らしの高齢者等地域住民の負担・不安の緩和を図るため、週2回運賃無料の通院専用送迎バスを運行している。</p> <p>（事業費）H19；126万円，H20；126万円，H21（予算）；153万円</p> <p>なお、事業費には『通院専用無料送迎バスの運行』の目的ほか、「町営温泉への無料送迎」、「バス路線廃止地区住民の交通手段確保」のためのバス運行を、1台の車両で行っており、また一括で予算経理しているため区分することが困難であることから、それらの経費についても含まれている。</p> <p>また、運行に関する職員人件費については含まれていない。</p>	
事例2	百島救急患者搬送業務（広島県尾道市，平成20年度～）
<p>島内に病院のない百島からの救急患者の搬送については、長年地元の事業所（個人）へ業務委託して個人所有の船舶にて搬送を実施してきたが、受託者が高齢となり後継者も見つからなかったため、平成20年度から市で船舶（患者輸送船）を購入し、操船のみを地元住民のグループ「百島救急患者搬送運営委員会」に委託する方法へ切り替えた。委員会は男性3名で構成、24時間態勢で待機する。</p> <p>（委託費）待機料として1日4,000円（土日祝は5,000円）、搬送1回につき1万5,000円（夜間は2万円）</p> <p>出典：msn産経ニュース（2008/5/16）、中国新聞（2008/5/19、2008/6/12）、朝日新聞（2008/9/11）等</p>	
事例3	通院バス運行事業（山口県山口市（旧阿東町），平成19年度～）
<p>旧阿東町において、町立診療所の廃止に伴い当該地区が無医地区となることから、当該地区住民に対して通院バスを無料で運行するもの。当事業は阿東町が山口市に合併後も引き続き実施している。福祉バス（運賃200円）で通院している地区住民との格差解消が課題となっている。</p> <p>（事業費）H19；106万円（H20以降も大きな事業費の変更はなし）</p>	

関連施策

へき地患者輸送車（艇）整備費補助金制度	厚生労働省	国庫補助金
<p>人口が50人以上で、最寄りの医療機関まで通常の交通機関を利用して15分以上を要する無医地区について、都道府県又は市町村が患者を最寄りの医療機関まで輸送する目的をもって設置するへき地患者輸送車（艇）の整備に要する費用を補助する。（補助率1/2）</p>		

教育の振興及び地域文化の振興等

一次医療と並んで、学校教育(特に義務教育)については、過疎地域においても子育てをしていく上で不可欠な基本的な生活サポート機能であり、特に若年層を中心とした人口の定着(定住)を図る上では、過疎地域に住んでも子どもの教育に影響を及ぼさないような対策が必要である。

一方、過疎地域では、人口減少・少子化等により学校の統廃合が進み、遠距離通学を余儀なくされる児童・生徒が増えており、また離島などでは依然として通学に係る負担も大きいことから、教育の振興を図る上ではこうした通学への支援策の検討が必要である。

なお、今後の過疎地域において地域コミュニティの維持・存続を図る上では、こうした教育振興に係る様々な取組と併せて、地域コミュニティの中核的施設としての学校施設の役割にも着目した取組が重要である。特に学校統廃合に伴う廃校舎等については、地域への愛着を育んできた貴重な地域資産として有効に活用する視点が必要であり、企業誘致により新たな産業の拠点として活用したり、あるいは都市との交流拠点や子どもの体験活動のフィールドとして再整備するなど、様々な形で有効活用される方策を検討する必要がある。

遠距離通学に対する支援

(例) 学校統廃合や路線バスの廃止等により通学費負担が増す世帯への支援を行う

事例1 置戸町バス通学定期運賃補助事業(北海道置戸町, 平成18年度~)

置戸町では、ふるさと銀河線の廃線に伴い、それまでの(自動車による)通学定期代とバス通学定期代との差額が大きかったため、通学生徒を持つ家庭の負担増に対する激変緩和措置として、「ふるさと銀河線代替バス定期運賃差額補助事業」(ふるさと銀河線を利用していた時の定期代金を上回る額相当を補助)を実施した。平成21年度からは、「置戸町バス通学定期運賃補助事業」として、置戸町内で乗車するバス停から北見バスターミナル間で乗降する通学定期運賃の1/3(10円未満は切り捨て)を補助している。

(事業費) H18; 834万円, H19; 898万円, H21(予算); 600万円

事例2 渡良瀬溪谷鐵道高校生通学費補助(群馬県みどり市, 平成3年度~)

国鉄民営化により第3セクターわたらせ溪谷鐵道が運行開始し、経営上定期券代をアップしたことにより、高校生に通学にかかる保護者の負担が大きくなったため、保護者負担を軽減し人口流出を抑制することを目的として、通学定期券の補助を行っている。なお補助金額・補助率は他村・他地域のバランスから何度か変更され、またわたらせ夢切符(1年間家族4人まで1万円)が発売された平成17年9月~平成18年9月までは見送られた。

(事業費) H17; 409万円, H18; -, H19; 184万円, H20; 298万円, H21(予算); 448万円

廃校舎の有効活用

(例) 地域コミュニティの中核的施設である廃校舎を活用し、企業誘致や新産業の創出を図る(企業が廃校舎を活用して新規事業に取り組むに当たり地元住民の雇用を促進するなど)

事例1 企業誘致(廃校利用)促進事業(兵庫県養父市, 平成16年度~)

地域活性化と雇用確保等のため、統合により廃校となった小学校等を活用した企業誘致を進めており、平成20年4月には旧大谷小学校を活用した広域通信単位制高校が開校した。毎週100人~150人の生徒が2泊3日のスクーリングに訪れる。

また、旧西谷小学校は調味料メーカーが酢の醸造施設として平成21年に操業を開始している。

集落の整備及び集落機能の充実

過疎地域の集落を取り巻く状況は厳しさを増しており、地域コミュニティの崩壊や耕作放棄地の増大、森林の荒廃、貴重な地域文化の消滅等が課題として社会問題化しているが、過疎地域が今後とも都市部では得ることのできない良好な生活空間として維持されるためには、地域における最も基本的な生活圏である集落の維持が不可欠である。

集落の維持・活性化を図る上では、まず住民自身が集落の現状を知り、集落の問題を自らの課題として捉え、集落の将来像を描いていく必要がある。そのためには、住民の「気づき」や「学び」、集落活性化に向けた前向きな検討を促し、真の住民自治による集落運営をサポートしていくことが重要であり、自治会や集落等の地域自治組織が行う自主的・自発的活動を支援する仕組みは今後とも必要である。

一方、これまでの過疎対策においても、集落再編整備などのハード面での取組に加え、近年では集落支援員の活動等を中心とした集落対策の推進に対して特別交付税による措置を講ずるなどのソフト対策も充実化が図られており、またこのほかにも、「地域おこし協力隊」など人材の確保・派遣に係る施策も相次いで創設されている。

地域住民同士での話し合いや協議を活性化するとともに、住民の「気づき」を促し、自発的な活動につなげていく上では、こうした外部人材の力を借りることも有効であり、また行政が集落にきめ細かく目配りをし、地域の実情や住民ニーズを把握するという観点からも、こうした人的支援のための制度を活用しながら効率的で持続可能な地域経営の仕組みを創ることが必要である。

自治会活動への支援

(例) 集落活動の活性化や地域コミュニティの再生を図るため、自治会や集落等が行う地域づくり活動に対し交付金・補助金等を交付する

事例1 みんなで築くふるさと遠野推進事業（岩手県遠野市，平成19年度～）

平成19年2月に作成した「みんなで築くふるさと遠野指針」の理念に基づいて、市内の地域づくり連絡協議会、自治会その他の団体等が地域づくりを目的として行う「みんなで築くふるさと遠野推進事業」に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

この事業により、遠野遺産の保護及び活用など、地域の文化に根ざした活動が広がった。また、平成20年度には遠野市ふるさとづくり市民会議が立ち上がり、市民協働の推進組織となっている。

（事業費）H19；1,631万円，H20；1,173万円，H21（予算）；1,800万円

事例2 田野畑村住民自治活動確立支援事業（岩手県田野畑村，平成16年度～）

地域主権時代に対応し、住民と行政との役割分担と協働により自立した住民自治活動の確立を支援するため、自治会等の公共的団体が創意と工夫により実施する自主的な活動等の事業に要する経費に対し、助成金を交付する。平成16年度からの取組の結果、行政だけに頼らない住民自治活動が定着してきている（例：自治会や自治振興会ごとの敬老会開催、地区民による公民館等の改修、リサイクルステーションの整備など）。

（補助率）1．住民自治活動推進事業（全7項目に分類）

ソフト事業：助成対象事業費の4分の3以内。限度額は1申請につき30万円。

ハード事業：助成対象事業費の3分の2以内。限度額は100万円。

2．特認事業；補助率、限度額ともその都度定める。

（事業費）H17；165万円，H18；247万円，H19；154万円，H20；120万円，H21（予算）；167万円

見守り体制の構築（集落支援員の活動など）

(例) 市町村が地域にきめ細かく目配りをするための一手段として、「集落支援員」等を配置し、集落の定期的な巡回や生活状況、農地・林地の状況等の把握、集落住民による集落点検や話し合い等の実施をサポートするとともに、その結果を踏まえた集落活性化策の実施へとつなげる

事例1 集落支援員の配置（和歌山県那智勝浦町，平成20年度）

集落の課題や問題点を把握し、今後の取組に生かすため、町内色川地域（9集落）に1人の集落支援員（色川地域集落支援員）を設置。集落支援員の人材としては、新たな視点から地域を見つめ直し、集落の維持・活性化を図るため、若い新規定住者を活用した。集落支援員は、月に15日程度集落を巡回し、集落の現状把握及び村落共同体におけるルールの検証を行い、調査内容を活動日誌にまとめるとともに、町の担当者や地区代表者と定期的に活動内容検討会を開催し、行政との連携を図った。

出典：「新たな過疎対策に向けた最近の施策動向等に関する調査研究報告書」（平成21年3月，総務省過疎対策室）

事例2 むらづくり支援員の配置（和歌山県高野町，平成20年度）

町内の人口減少・高齢化が進む集落の活性化を図るため、伝統産業や農作業、祭りなどを支援する「むらづくり支援員」を全国から募集した。支援員は地区が用意した住居に入居、フレックスタイム制で月間総労働時間の目安は100時間とし、報酬は月額15万円。平成21年7月から平成24年3月までの3年間、集落の現状把握や活性化に向けた活動にあたる。3名の募集に対して全国から162名の応募があり、最終的に5名を採用。

出典：高野町 HP、和歌山放送 WEB（2009/9/18）

事例3 冬期集落保安要員設置事業（新潟県津南町，昭和50年度～）

特別豪雪地帯における冬期間孤立状態を余儀なくされる集落の住民の安全と、生活環境の維持向上を図るため、冬期間孤立状態を余儀なくされる集落の主要生活道路の雪路の開設、生活保護世帯の除排雪、急患対策などを行う「保安要員」に対して報酬を支給する。

なお、本事業は昭和50年度に新潟県が開始したものであるが、県は事業の集落設置要件の見直しを行い、平成21年度は5集落が該当となっている。

（事業費）H17；223万円，H18；221万円，H19；95万円，H20；総事業費316万円（うち県補助金158万円），H21（予算）；総事業費379万円（うち県補助金190万円）

集落点検など集落の実態把握

(例) 市町村が集落の実態をきめ細かく把握し、集落対策に積極的に取り組むことを目的として、高等教育機関や調査機関、地域住民組織等との連携により集落点検や実態調査、社会実験等を行う

事例1 鯉ヶ沢町過疎集落活性化モデル調査研究事業（青森県鯉ヶ沢町，平成19年度～）

特に三河川沿いの山間部に点在する集落では少子・高齢化の傾向が著しく、地域社会の機能が低下しつつあり、また、生活水準の維持も困難になりつつあるため、町内の山間部に位置する深谷地区の3つの過疎集落を対象に、町と弘前大学、地元町内会によるプロジェクトチームを編成し、集落の現状について調査を実施している。

（事業費）H19；20万円

平成20年度以降の活動には町内会費等を利用しているため、町としての事業費はない。

関連施策

過疎地域等における集落対策（集落支援員の設置等）	総務省	財政措置
<p>市町村が実施する（１）集落支援員の設置に要する経費、（２）集落点検の実施に要する経費、（３）集落における話し合いの実施に要する経費について、特別交付税による措置を行う。</p> <p>具体的には、専任集落支援員の場合、一人あたり年額350万円（平成20年度は一人あたり年額220万円）を、兼任集落支援員の場合、一人あたり年額40万円をそれぞれ上限とする特別交付税措置を講じる。</p> <p>（平成20年度実績）都道府県分として11府県、市町村分として26道府県66市町村で対策を実施 専任の集落支援員の設置数 = 199人（自治会長などとの兼務 約2,000人）</p> <p>（平成21年度実績）都道府県分として9府県、市町村分として36道府県113市町村で対策を実施 専任の集落支援員の設置数 = 449人（自治会長などとの兼務 約3,500人）</p>		
「地域おこし協力隊」の推進	総務省	財政措置
<p>地方自治体が都市住民を受け入れ、地域おこし協力隊員として委嘱し、一定期間以上、農林漁業の応援、水源保全・監視活動、住民の生活支援などの各種の地域協力活動に従事してもらいながら、当該地域への定住・定着を図る取組について、地方自治体が意欲的・積極的に取り組むことができるよう、特別交付税等により支援する。</p> <p>具体的には、隊員の募集に要する経費や隊員の活動に要する経費について受入側の自治体が負担した場合、隊員1人あたり上限350万円（報酬費等については200万円、その他の経費については150万円）を特別交付税により措置するものである。</p> <p>（平成21年度実績）都道府県分として2県、市町村分として20道県30市町村で取組を実施 地域おこし協力隊員の人数 = 89人</p>		
『田舎で働き隊！』事業（農村活性化人材育成派遣支援モデル事業）	農林水産省	国庫補助金
<p>農山漁村地域における活性化活動に関心を持つ都市部人材等の活用を目的とする人材育成システムの構築に向け、人材育成をはじめ都市と農村の交流等の企画力を有する仲介機関に助成を行う事業。</p> <p>若年者の流出により活性化の担い手となる人材不足に悩む農村に都市部の人材を派遣するコーディネーターをモデル的に支援する。</p>		

人材育成・人材確保、地域の担い手の確保

自立促進市町村計画を実効性のあるものとしていくためには、地域住民や住民組織、NPO、企業などの様々な主体がより積極的に地域の将来像の検討やその実現に向けた方策の検討に参画し、それぞれの立場から主体的な活動を展開していくことが重要であるが、そのために最も重視すべき課題のひとつは、地域を担う人材の育成・確保をいかに図るかという点である。

過疎地域では、これまでも人口減少を食い止め地域活性化を図るため、都市部等からの移住を促す様々な支援施策を展開してきたが、今後は地域活動への参画を条件として住宅の確保を支援するなど、地域活動に関わる人材を確保することにより重きを置いた施策の展開が必要である。

また、前述のように、集落の維持・活性化を図る上では、地域住民自身がともに学びあいながら、地域の実情と活性化の方向を探り、将来像を描いていく必要があるが、そのためには、学びの場の提供と同時に住民間の合意形成を図るための地域リーダーの育成への支援を行うことも今後ますます重要になる。

さらに、近年では、従来の地域自治組織のみならず、NPO や都市住民、企業など多様な地域社会の担い手が地域経営の場面で活躍し始めており、こうした主体が協働して従来の公領域や公共的価値を有する私領域などにまで活動を広げる新たな地域経営の動きも各地で見られ始めている。こうした動きを踏まえると、今後は従来の地域コミュニティに加え、こうした多様な主体との協働を促す施策を推進することも、地域自治力の強化を図る上で有効である。

地域の担い手の確保対策

(例) 募集・PR 費、転入者の住宅確保への支援等により、人口減少の著しい集落等に移住・定住し地域活動等に携わる人材を確保する

事例1 「ふくし留学」の取組（島根県吉賀町，平成21年度～）

島根県吉賀町にある学校法人六日市医療技術専門学校が、新入生不足のため、平成21年度から介護福祉科の募集を停止することを決定していたところ、神戸の医療関係者らの集まりを前身とする（社）コミュニティネットワーク協会がこれに着目。平成20年11月に町と学園、協会の三者で、学生募集継続及び定住促進、人材育成を目標とした総合的な地域ケアシステムの構築に関する合意書を締結し、同協会による同学園への経営参画、町による支援がスタートした。

ハローワーク登録者を対象に、吉賀町で働きながら、2年間で介護福祉士の資格取得を目指す「ふくし留学生」を広く募集。年齢・性別・職歴などは問わず、新卒者はもちろん、突然解雇された離職者や、シングルマザー、定年後の再就職希望者など広く門戸を開放した。国の離職者訓練制度を活用すると授業料は免除、無利子の奨学金制度など設け、在学中の仕事は学校が斡旋する。町は住居の確保を支援。留学生は2年間、福祉施設や農家などで働きながら学び、資格の取得を目指す。卒業後は町内で5年間働けば奨学金の返還も免除される。卒業後の仕事も町や協会が斡旋する。

東京・大阪などで説明会を行った結果、全国から失業者の受験が相次ぎ、介護福祉課の入学生は10倍に増えた。学生は約半数が島根県出身でその他は全国各地から集まっている。年齢構成も幅広く、有志によるまちづくり活動や遊休農地を借りた農業体験、地域との交流なども活発に行われている。

平成21年度は(財)地域活性化センターの「移住・交流受入システム支援事業」の採択を受け実施

出典：読売新聞（2009/1/30）、神戸新聞（2009/2/23）、移住・交流推進機構 HP

事例2 畑区自治会長全国募集事業（京都府京丹後市，平成20年度）

1世帯3人にまで減少してしまった集落（畑区）において空き家を活用した移住者の受入を図るべく、全国から自治会長を募集することとなった。原則として30代の夫婦で、移住・定住の意志を持ち、生計を立てられる職等を有することが条件となっており、全国からの応募（6件）から、地域住民等との“お見合い”等を経て、1組の家族を選定した。転入者に対しては、畑区の空き家を格安で斡旋。平成20年度の地域力創造アドバイザー事業（総務省）を活用し、アドバイザーの助言等を受け実施。

（事業費）H20；国費75.6万円（地域力創造アドバイザー事業：総務省）

地域リーダーの育成と活動支援

- (例) 住民の自治力を高め、住民自身が地域の将来像について検討し、地域課題の解決に取り組むことができるよう、市町村が主体となって地域リーダーの育成や住民による自治組織の活動支援等に取り組む
(関連する経費: リーダー研修の開催費、地域リーダー等住民による地域自治活動への補助、専門家やアドバイザー等の派遣に係る費用等)

事例1 協働によるまちづくりの推進(島根県大田市, 平成18年度)

平成18年度を「まちづくり元年」と位置づけ、市民と行政の「協働によるまちづくり」をスタートした。市内を7ブロックに分け、各地域にまちづくり委員会を設置し、地縁型コミュニティの育成を行うとともに、まちづくりの基本となる「協働によるまちづくり指針」を策定し、市民と行政とが協働で地域づくりを推進している。

さらに、平成21年4月から市内全域にまちづくりセンターを設置し、それをサポートする機関として、7つのブロック単位にまちづくり支援センターを設置した。また、まちづくり支援センターに、市職員を配置し、積極的に地域に出向き、市民と一緒にまちづくりを進めている。

- (事業内容) まちづくりのリーダー育成のためのリーダー研修会の開催
「まちづくり委員会」のまちづくり計画策定や実践活動への支援(補助制度の創設)
まちづくり委員会の活動を支援する「まちづくりサポーター(市職員)」の配置
NPO法人等の育成のための相談窓口の設置やNPOに関する市民講座の開催
まちづくり支援センターに、市の職員を配置

(事業費) H18; 97万円, H19; 253万円, H20; 397万円, H21(予算); 2,100万円

事例2 地域コミュニティ推進事業(大分県宇佐市, 平成20年度~)

宇佐市では、周辺部対策、小規模集落対策の一環として、住民の結びつきが強い小学校区単位で集落を越えて支え合う新たなコミュニティ組織を構築し、住民主体による地域づくり、協働のまちづくりへの基盤づくりを目指す「地域コミュニティ推進事業」を平成20年度から実施している。

平成20年度事業では、モデル校区(安心院・院内地域に1箇所ずつ)を設定し、それぞれに佐田地区まちづくり協議会、南院内さとづくり協議会の2組織を設立。校区コミュニティ推進補助員の設置、コミュニティ意識醸成に向けた調査研究、学習会、リーダー養成研修、拠点施設の機器等の整備、まちづくり計画書の作成、などを実施した。

平成21年度には、「まちづくり計画」の遂行のため、コミュニティ推進員を中心に、各種補助事業の活用や自主財源確保に向けた取組、県・市の協働事業等を実施した。

また、平成21年8月には、こうしたモデル校区での実績を踏まえながら、地域コミュニティ推進に対する宇佐市の方向性を明らかにした「宇佐市地域コミュニティビジョン」を策定し、モデル校区の取組を紹介しながら、他地域への普及を図り、新たに2つの地域コミュニティ組織を設立した。

今後は、本ビジョンに基づき、先行的に安心院・院内地域、その後高齢化の進んだ中山間地域において組織化を図り、将来的には市全域での形成を目指す。

組織設立年度の支援

- (事業内容) コミュニティ意識醸成に向けた取組(学習会、先進地研修、リーダー養成講座等)
実践活動や地区の将来像を盛り込んだ「まちづくり計画書」の作成
コミュニティ推進補助員の設置
拠点施設の機器整備

(事業費) H20; 200万円(2組織), H21(予算); 170万円(2組織)

実践活動年度支援(事業内容・予算)

運営経費支援

- ・地域コミュニティモデル校区推進事業補助金(コミュニティ推進員賃金、広報誌発行費等) 168万円(2組織)

実践活動費支援

- ・大分県小規模集落・里のくらし支援事業補助金 200万円(2組織)
- ・宇佐市周辺地域元気づくり応援事業補助金 50万円(1組織)
- ・宇佐市がんばる団体応援事業補助金 50万円(1組織)

地域の担い手の一員としての NPO・民間事業者等の活動への支援

(例) 都市と過疎地域を結ぶコーディネーター的役割を担う NPO 団体や、買い物の代行(届けるサービス)、過疎地有償運送サービスの提供など、過疎地域での生活を様々な側面でサポートする NPO 団体の活動を支援する

事例1 民間事業者への補助による移動販売の実施(富山県富山市,平成20年度~)

富山市では、平成20年8月から、八尾地域の4地区27集落へそれぞれ週1~2回、移動販売車を運行する民間事業者に対して補助を実施。

平成21年度はさらに地元の食料品店が閉店した桐谷集落周辺の4集落も新たに巡回。

(事業費) H20; 250万円、H21; 260万円

出典: 読売新聞(2008/8/29、2009/4/8)、北日本新聞(2009/10/22)

事例2 高知県中山間地域安全安心サポート体制支援事業(高知県,平成20年度~)

高知県では、中山間地域において、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる生活環境を築くため、「高知県中山間地域安全安心サポート体制支援事業」として、移動販売等事業者が生活物資の提供と併せて、地域の見守り活動を実施する場合、必要な車両の購入等を支援する事業を行っている。

補助対象経費: 移動販売等に必要な車両の購入や改造及び付随する備品購入等に要する経費

補助先、実施主体、補助率

	一般事業 市町村等が補助事業者となる場合	その他の事業 販売エリアが複数市町村にまたがり、かつ、 市町村等が補助事業者とならない場合
補助先	市町村等	団体等、企業等、任意団体
実施主体	市町村等、団体等、企業等、任意団体	団体等、企業等、任意団体
補助率	3 / 4 以内	2 / 3 以内

補助対象事業費: 1台あたり 1,300万円以内

補助要件;

販売計画の策定

地域の見守り活動等を実施(協定締結など)

原則として、事業開始後5年間は事業を継続すること

(事業費) H21; 8,900万円

都市住民との連携・交流の促進や交流居住・定住の促進

これからは、人々が地域間を活発に流動し、多様な主体間でネットワークが形成されることによって、国土や地域を支える新たな仕組みを構築することが肝要であり、今後の過疎対策においては、過疎地域と都市部との共生・互恵関係を重視しながら、これまで以上に都市住民との連携・交流を推進することが必要である。

これまでの対策では、都市住民における自然志向の高まりやライフスタイルの多様化等を踏まえ、過疎地域が有する豊かな自然環境や景観を活かして、都市部では失われた自然景観や安らぎを提供する場として整備しつつ、都市住民との連携・交流を図る取組が多かった。こうした取組は今後も引き続き展開していくことが重要であるが、一方でこうした交流形態は一時的、単発的なものにとどまりやすいという側面もある。

従って、今後の過疎対策においては、人口減少と高齢化が進む過疎地域の地域社会としての維持・活性化を図るという観点から、地域活動を補う原動力として都市住民に一步踏み込んだ地域との関わり方を提示し、連携・交流から交流居住・定住へと展開していくことが重要となる。

また、将来に向けて過疎対策についての国民的コンセンサスを高めていく上では、次代を担う子どもたちへの働きかけも重要であり、過疎地域・都市部それぞれの子どもたちが過疎地域の実情や魅力を知り、相互理解を深められるような場や機会の創出を図ることも今後の過疎対策においては重要となる。

地域おこし協力隊等の受入など

(例)人口減少・高齢化等が進み地域活動の維持が困難になった集落等を支援するため、市町村が「地域おこし協力隊」等の事業を活用した都市住民の受入に取り組む

(関連する経費: 隊員の募集・PR 費、隊員に対する活動委託費等)

事例1 地域おこし協力隊(村独自事業)の募集(秋田県上小阿仁村, 平成21年度~)

上小阿仁村では、上小阿仁川の最上流地区に位置し、村内で最も過疎化が著しい八木沢集落(8世帯19人、うち高齢者14人)に対する「地域おこし協力隊」の募集を村独自事業として行った。2名の募集に対し全国から15名の応募があり、面接を経て滋賀県出身の大学生と東京都出身の元アルバイトの2名が支援員として決定した。

支援員は八木沢集落に移住し、地区を見回り声かけをしながら住民の安否を確認するとともに、高齢者の農作業や除雪、病院等の送り迎え等の集落住民をサポートする諸活動に携わる。報酬は月額16万円(週5日、1日7時間勤務)、住居は村から無償で貸与(集落内の分校跡の公民館に居住)される。任用期間は平成22年3月末までであるが、希望により平成24年3月末まで延長が可能。

出典: 上小阿仁村 HP、河北新聞(2009/12/1)、読売新聞(2009/12/25、2010/1/7)、毎日新聞(2010/3/18)

定住コーディネーターの配置

(例)都市部等からの移住・交流や定住の促進を図るため、都市部と過疎地域の仲介者として、都市部等への情報発信や定住希望者への相談対応、空き家等の発掘・斡旋や地域住民との仲介などを行う「定住コーディネーター」(仮称)を配置する

(関連する経費: 募集・PR 費やコーディネーターに対する活動委託費、研修費等)

事例1 定住コーディネーターの配置(島根県川本町, 平成21年度~)

川本町では、平成21年度から、定住コーディネーター1名を役場内に配置し、行政や民間の様々な取組とも連携を図りながら、都市住民への幅広い情報発信や UI ターン希望者への積極的な相談対応を実施することとして募集を開始、内定者の辞退による再募集等を経て、平成21年12月に東京出身の30代男性が着任した。

定住コーディネーターは、自治会等へ直接出向き、集落点検や意見交換会等を行いながら、空き家バンク事業の積極的な活用や元気な地域づくり事業の申請に関する相談をはじめ、自治会の様々な課題解決等に取り組む。市から定住コーディネーターへの委託料は300万円/年度である。

出典: 川本町 HP、中国新聞(2009/12/8)

定住促進対策

(例)人口減少・高齢化が深刻な過疎地域にあって、特に若年層の流出を食い止め、定住を促進するための取組として、市町村が若年世帯等に対して住宅の確保や通勤等を支援する

事例1 しあわせ実感・いきいき定住促進事業補助金（宮城県丸森町，平成18年度～）

結婚や子どもの学校入学などを機に、町外に転出する若者世代が多く、若者の町外流出抑制が大きな課題であった。その要因のひとつとして世帯向けの民間賃貸住宅の不足があった。

このため、結婚や子どもの学校入学などを機にした転入を支援し、新婚や子育て世帯などの若年層の定住促進を図る。

- (補助率)
- ・民間賃貸住宅家賃補助...新婚世帯(婚姻後5年未満で年齢制限あり)の世帯に対し、一時金10万円と月々の家賃の2分の1(上限1万円)を最長24ヶ月補助する。
 - ・住宅取得補助...新婚世帯又は子育て世帯(未就学児を扶養)が住宅取得する場合、一定額(最高200万円)を補助する。
 - ・民間が行う賃貸住宅建設(世帯向け)や宅地開発に対し一定額を補助する。

(事業費) H18; 14万円, H19; 1,070万円, H20; 1,964万円, H21(予算); 2,456万円

事例2 通勤助成金支給事業（長野県伊那市，平成8年度～平成21年度）

長谷地域及び高遠町地域(三義地区)地区は特に高齢化率が高く、若者が定住しないことが課題とされている。

このため、長谷地区及び三義地区から一定以上離れた事業所への通勤の財政的負担を減らすことにより、特に若年層を中心とした定住人口の増加を図る。

具体的には、対象地区に住所を有し、かつ、定住の意思が認められる若者等で地区外に就職し、通勤距離が片道10km以上の者を対象に、通勤助成金の支給を行う。

(事業費) H17; 444万円, H18; 325万円, H19; 303万円, H20; 330万円, H21(予算); 500万円

事例3 大鹿村通勤就職者通勤費補助金交付（長野県大鹿村，平成10年度～）

若年層の村外流出を食い止め、定住促進を図るため、村内に在住し、周辺市町村に通勤する40歳未満の若年者に対して、定期に運行される交通機関又は自己の所有する自動車を利用して通勤に要するための経費について補助を行う。

(補助額) 月額 15,000円以内

(事業費) H17; 383万円, H18; 385万円, H19; 348万円, H20; 342万円, H21(予算); 378万円

事例4 離島指定地域からの通勤・通学者定期運賃補助事業（愛媛県松山市，平成17年度～）

島嶼部における定住促進を図るため、当該地域に居住し、地域外に通勤・通学している住民の船舶定期運賃の一部を補助する。(合併前に旧中島町が実施していた事業を合併後も継承)

年間利用者は30人～37人であり、本制度により、島嶼部から通勤・通学する住民の船舶定期運賃の負担が軽減され、当該地域を離れて下宿したり、あるいは一家で転居するケースの減少につながっている。

(事業費) H17; 463万円, H18; 497万円, H19; 592万円, H20; 631万円, H21(予算); 933万円

なお、以上で示した事業例と各地の取組事例は、あくまでも参考として例示したものであり、過疎対策事業債の対象となるかどうかを元に整理したものではないことに留意されたい。

2 - 3 . 自立促進方針の策定にあたり重要となる視点

2 - 1 . で前述したとおり、自立促進方針は都道府県が行う過疎地域の自立促進を図るための施策の大綱を定めるものであるとともに、自立促進市町村計画及び自立促進都道府県計画の策定指針となるものである。

2 - 2 . と同様に、「新たな過疎対策(ソフト対策)の推進に向けての研究会」での議論等を踏まえ、今後、各過疎関係都道府県が自立促進方針を策定する際に特に重要となる視点を整理すると、以下のとおりである。

過疎地域市町村の実情や意向を踏まえた方針の策定

都道府県としては、過疎地域の自立促進において何が必要であり、どのような状態が最適か、またそのためにどのような対策をどのような優先順位で講じていくかについて、過疎地域市町村自身の判断・決定を尊重し、支援する観点を持つことが望まれる。

都道府県が自立促進方針を策定する際には、自立促進市町村計画の策定にあたり参考にされるものであることに鑑み、過疎地域市町村の実情や意向・意見を十分踏まえて検討することが重要である。

広域圏としての発展に向けた地域間の合意形成

特に医療の確保やきめ細かな保健・福祉サービスの確保、あるいは国土保全など、市町村単独では対応が困難と考えられる広域的な事業等については、過疎地域を支える地方の中心的都市の役割にも着目した上で、隣接・近接する地方の中心的都市も含めた圏域全体としての対策のあり方について、関係者の意向や意見を十分聴取し、地域間連携についての合意形成を図りながら、そうした内容を自立促進方針に反映させていく視点が必要である。

ソフト対策事業への配慮

これまでにみてきたように、過疎地域を取り巻く厳しい現状等を鑑み、過疎地域においては、これまでのハード事業に加えて、いわゆるソフト対策事業の重要性がますます高まるものと考えられる。そしてこのたびの法の拡充延長においては、こうした現状認識を踏まえ、過疎対策事業債のソフト事業への拡充が図られており、過疎対策を第一義的に実施していく市町村においては、ソフト対策の目的や必要性、あるいはそれにより期待される成果・効果等について計画に明示した上で、柔軟かつ多様な対策を講じることが求められる。

自立促進方針の策定にあたっては、都道府県としても今後の過疎対策におけるソフト対策事業の重要性について市町村と認識を共有するとともに、方針にもその姿勢を明確に示すことにより、市町村が必要と考える対策が円滑に遂行されるよう配慮することが望ましい。

2 - 4 . 自立促進都道府県計画の策定にあたり重要となる視点と重点施策の方向性

2 - 2 .と同様に、「新たな過疎対策(ソフト対策)の推進に向けての研究会」での議論等を踏まえ、ソフト対策を中心として、今後、各過疎関係都道府県が地域の実情に応じた実効性ある自立促進都道府県計画を策定する上で重要となる視点や、重点的に取り組むべきソフト対策の分野別方向性等を整理すると、以下のとおりである。

(1) 自立促進都道府県計画の策定にあたり重要となる視点

自立促進市町村計画の策定やその「実質化」に向けた人的・技術的支援

住民に最も身近な総合的な行政主体として、住民生活に密接に関係した分野の行政サービスを提供し、市町村としての全体的な振興を図っていくことは、基礎自治体である市町村の役割である。これまでの各過疎法でも、市町村を過疎対策の中心的役割を果たす第一義的な主体とし、都道府県はこれを包括するものとしており、都道府県計画においても市町村計画に基づく自主的な取組を支援する観点から、各市町村の事業・施策が滞りなく遂行されるよう必要な支援措置を示すこととされてきた。

一方、近年、社会経済情勢の変化や地域主権改革の進展、市町村合併の進展など、国や地方公共団体を取り巻く環境は大きく変化しており、これまで以上に市町村の自主的・自立的な行政運営が求められる時代となっている。

こうした時代の流れに沿って、このたびの法の拡充延長にあたっては、地域の自給力と創富力を高める地域主権型社会の実現に向け、過疎地域のニーズに応えソフト対策の充実が図られている。

これを受け、過疎地域市町村が実際に過疎対策事業債を活用してソフト対策事業を実施するにあたっては、地域住民コンセンサス、さらには国民的コンセンサスを得るためにも、今まで以上に実質的な自立促進市町村計画を策定し、真に実効性の高い対策を講じていくことが強く求められている。

しかしながら、財政基盤や人的集積規模の小さい過疎地域市町村では、多様な関係者間の共通理解と合意形成を図りながら真に必要な対策とそのプライオリティを決定し、実質的な市町村計画を策定していく上でのノウハウや人材が不足している場合も考えられる。

このため、都道府県としては、市町村からの要請に応じて都道府県職員を市町村や集落に派遣するなど、市町村計画の策定段階から様々な知的・人的支援を行い、市町村と意識を共有しそれぞれの知恵を結集することで過疎地域市町村の計画策定をサポートするとともに、その過程で過疎地域市町村のニーズや意向をきめ細かく把握し、真に必要な対策が講じられるよう、都道府県計画の内容に反映させていくことが重要である。

市町村域を越えた行政課題への対応や広域的観点からの事業調整

前述のとおり、過疎対策は基本的には市町村の取組が中心となるが、都道府県が広域自治体としての立場から率先して市町村域を越えた課題に対処するとともに、都道府県の有する広域コーディネート機能やノウハウの蓄積を活かしながら関係市町村間の調整・連携を図り、市町村の取組を補完・支援していくことが求められ、こうしたスタンスを都道府県計画にも反映させていくことが重要である。

例えば市町村合併の進展により基礎自治体の圏域が広域化した。特に農山村地域を広く抱える過疎地域においては、広域的に連たんする自然環境の保全と一体的・総合的な整備及び利活用を図る上で、都道府県が積極的に主導的役割を果たしていくことが望まれる。これらに付随する広域的な受益と負担の利害調整や、自然災害への対応などの面では、都道府県が流域的観点にも配慮しながら広域的な見地

から圏域全体を見据え、主導的に調整機能を発揮することが期待される。

また、地方の中心的都市と過疎地域を結ぶ広域交通の確保や医療の確保、情報通信基盤の整備などについては、生産圏域や交流圏域の拡大に対応するとともに、地域住民の安全・安心な生活の確保という観点からも計画的な整備が望まれるため、非過疎地域も含めた関係団体・関係機関との調整等の面で都道府県の積極的な対応が求められる。

過疎地域にとって重要な課題のひとつである産業振興についても、個々の市町村だけでは地域間競争の激化に対応しきれない場合があるが、都道府県が隣接する市町村間の連携を積極的に促し、それぞれの地域資源を広域的に結びつけて活用することにより、圏域全体での産地ブランド化を図ることも有効である。

このほかにも、生活圏域が広域化する中で、都市との交流の推進や観光振興など、様々な面で市町村域を超えた広域連携による取組が必要となっており、都道府県による調整機能の発揮が期待される。

行政サービス等の高度化・専門化・効率化への支援

基礎自治体である市町村においては、地域主権改革の進展に伴いその役割が拡大するとともに、各種行政サービスの提供にあたっては、より一層効率的かつ高度・専門的な能力を発揮することが求められるようになった。

しかしながら、規模の小さい過疎地域市町村にとっては、必ずしもその期待に応えきれない場合も考えられる。特に近年、過疎地域において大きな課題となっている地域医療の確保や情報通信基盤の整備及び利活用といった課題は、その代表的なものである。

このため、都道府県としては、高度な技術の蓄積や専門的人材のストックを活かし、共同研究や技術開発、技術移転等の側面から過疎地域市町村における取組を積極的に支援することにより行政サービスの高度化・専門化を図っていく視点が必要であり、こうした視点を都道府県計画にも反映させていくことが重要である。

都道府県による積極的なソフト施策の推進及び市町村が実施するソフト対策事業への支援

これまでの過疎法においては、都道府県の役割として、基幹道路や公共下水道の幹線管渠等の代行整備、高齢者福祉施設の整備など、広域的観点からの基盤整備に重点が置かれていた。しかし、今後の過疎対策においては、これまでのハード事業に加えて、過疎地域に対する人的支援や人材の確保・育成、交流・移住施策の推進といったソフト施策における役割を積極的に担っていくべきであり、こうした視点を自立促進都道府県計画の策定に反映させていくことが重要である。

過疎地域市町村においては、過疎対策としてのソフト対策事業の目的や必要性、あるいはそれにより期待される成果・効果等について市町村計画に明示するとともに、その実施にあたっては適切な運営方法や事業の成果等について適宜評価・分析を行い、計画を見直していくことが望まれる。都道府県においても、こうした今後の過疎対策におけるソフト対策事業の重要性について市町村と共通の認識を持つとともに、計画の策定や事業の効果・成果の測定にあたっては、市町村が行う様々なソフト対策事業を円滑かつ有効に実現・実行ならしめるよう、適宜情報の提供や助言、協議等を行うなど配慮することが重要である。

(2) 分野別にみた重点施策の方向性

これまでの過疎対策において都道府県が果たしてきた役割、及びこのたびの法の拡充延長の趣旨・ねらいを踏まえた上で、今後の過疎対策において都道府県が重点的に取り組むべき施策の方向性とその具体的な事業例について、分野ごとに整理した。

農林水産業、商工業その他の産業の振興及び観光の開発

都道府県は、付属研究機関や高等教育機関における人的・技術的資源を活かし、過疎地域市町村における新規産業の創出や産業高度化を支援することが求められる。

また、産業振興を図る上で、広域的な生産・流通基盤の整備や企業立地の促進など、市町村単独では十分な整備が困難な場合は、都道府県が広域的な立場から支援を図り、産業活性化を推進していくことも重要である。

さらに、広域自治体としての立場から、圏域全体での産地ブランド化を図るとともに、その知的財産としての保全と活用を支援するなど、市町村との連携や市町村間の連携を深める支援を行い、圏域全体で競争力を高めていくことも、これからの都道府県の重要な役割である。

交通通信体系の整備、地域における情報化及び地域間交流の促進

過疎地域市町村単独では整備が困難な過疎 - 非過疎(地方都市)間の基幹的な道路の整備や、過疎地域を圏域として支える核となる地方都市と過疎地域とを結ぶ生活交通の維持などについては、生産圏域や交流圏域の拡大のみならず、地域住民の安全・安心な生活の確保という観点からも、都道府県のコーディネートにより、広域的見地から整備や維持を図る必要がある。

また、不採算性の問題から民間ベースでの整備が進みにくい情報通信基盤の整備とその利活用についても、過疎地域の自立促進に向け都道府県が積極的に取り組む必要がある。

特に生活交通の維持については、従来から都道府県が地域の实情に見合った新たな交通サービスの再編成に向けた試行的取組に対して支援するなどの取組が各地で見られる。今後ともこうした支援を充実させるとともに、広域的な公共交通ネットワークの分断を防ぐという観点から、地方都市と周辺の過疎地域を連絡する、あるいは複数市町村間を連絡する幹線的な地域間交通の維持に向け、都道府県がその役割を果たしていくことが必要である。

生活環境の整備

特に上下水道などの生活環境整備については、その整備が立ち遅れている地域を中心に、住民の安全・安心な生活の確保という観点から、市町村の实情に応じ必要な支援を行っていくことが求められる。

高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

きめ細かな保健・福祉サービスの確保を図る上で、市町村単独では効率的な行政サービスを提供することが困難である場合もあることから、例えば都道府県が各市町村間で連携した保健・福祉サービス事業の立ち上げを支援するなど、今後の広域圏での人口動向や人口構造の変化も見据えた積極的な支援が望まれる。

医療の確保

地域医療の確保については、基礎自治体である市町村が、住民生活を支える基本的な行政サービスとして対策を講じるべきであるものの、特に医師の確保などについては市町村単独の対応では限界もあることから、様々な過疎対策の分野の中でも特に都道府県による主体的な取組が市町村から強く求められている分野でもある。

こうした実情や市町村のニーズを踏まえると、都道府県としては、地域医療の確保に係る課題を医療圏全体での問題として捉え、医師不足地域に安定的に医師を派遣するシステムを構築したり、ドクターヘリの導入などにより広域圏として地域医療を支えるシステムを構築するなど、広域自治体としての役割を積極的に果たしていくことが望まれる。

教育の振興及び地域文化の振興等

通勤や通院など住民の日常生活に不可欠な生活交通は、児童・生徒の通学手段の確保という面でも欠くことのできないものであるが、その維持に係る負担は大きく、過疎地域市町村にとって深刻な課題となっている。

都道府県としては、市町村が行う児童・生徒の通学対策について補完的に支援したり、あるいは高校への通学など市町村をまたぐ通学支援対策について市町村間の調整や支援を行うなど、過疎地域における教育環境の整備を図る上での配慮が求められる。

集落の整備及び集落機能の充実

人口減少と高齢化が進む過疎地域市町村では、集落の活性化を図る上で、その担い手確保が大きな課題のひとつである。一方で、国においても、近年の自然志向の高まりやライフスタイルの多様化等に伴い都市と農山漁村の交流が活発化しつつある動きを捉え、「集落支援員」制度や「地域おこし協力隊」など、集落を支える人材を確保・派遣するための支援制度を相次いで創設し、地域社会の担い手の育成や誘致を多面的に支援している。

都道府県としても、例えば地域づくりに係る専門的人材の紹介・派遣や集落支援員への研修等の実施、あるいは各活動主体間の交流や情報交換の場の創出などを通じて、過疎地域市町村の集落活性化に向けた取組を支援することが重要である。

また、都道府県が広域自治体としての情報収集能力を発揮し、地域づくりに関わる特徴的・先進的な取組や政策情報について、都道府県内外の事例を収集・提供しながら、各地域にふさわしい地域づくり施策の展開を促進することも、都道府県の重要な役割であるといえる。

おわりに - まとめにかえて -

我が国における人口減少・高齢化がかつての予測を上回るスピードで急激に進行しており、なかでも過疎地域においてはその進行は全国平均以上に急速である。一方で、過疎地域は広大な国土の過半を全国の1割に満たない人口で支えている地域でもあることから、少ない人口で広い国土を管理するための豊かなわざと知恵を備えた地域として、人口減少社会におけるこれからの地域づくりの先駆的役割を果たすことが期待されているといえる。

今後の過疎対策の推進にあたっては、こうした過疎地域が有する今日的意義や役割を積極的に評価するとともに、都市との共生・互恵関係の実現を通じて持続可能な新しい地域社会の形成を目指していく視点が求められる。このたびの法の拡充延長にあっても、このような現状認識を踏まえた上で、過疎地域の自立促進のための特別措置の拡充等を図ったものであり、特に、これまでハード中心であった過疎対策事業債の対象事業について、いわゆる「ソフト対策」が追加されたことは、このたびの法の拡充延長における最も重要な点である。

本報告書は、こうした法の拡充延長の趣旨を踏まえた上で、今後の過疎対策において重点的に取り組むべき施策の方向性について、特にソフト対策事業に焦点を当てて検討したものであり、これまでの過疎問題懇談会等における議論・提言や、本調査で設置した研究会における委員等からの意見・指摘、あるいは過疎地域市町村・関係都道府県において展開されている様々な取組事例等を参考に、各分野での具体的なソフト対策事業の展開例を示している。

過疎地域市町村にあっては、こうした事業例も参考にするとともに、市町村間で様々な取組事例やそのノウハウ等の共有を図りながら、地域の自立促進に向け真に必要なソフト対策を検討していくことが望まれる。その際には、第2部でも繰り返し述べている自立促進市町村計画の「実質化」が重要なポイントであり、地域の実情や課題、住民の生活実態やニーズ等をきめ細かく把握するとともに、地域社会を構成する様々な主体の知恵と力を結集して、それぞれがオリジナリティあるソフト対策を企画・立案・実行していくことが求められる。

また、都道府県にあっては、人的・技術的資源の集積を活かし、こうした市町村の取組を積極的に支援していくことが期待され、計画策定にあたっては市町村と意識を共有し地域の課題やニーズ等を把握するとともに、広域的な観点も踏まえながら、真に必要な対策がそれぞれの地域にふさわしいやり方で実行されるよう、積極的な支援が望まれる。

過疎地域において安全・安心な暮らしの確保を図るための課題は行政分野の多岐にわたることを踏まえ、行政にはこれまで以上に「総合力」をもって対策を講じていく姿勢が求められる。この場合の「総合力」とは、行政内において部局横断的に過疎対策に取り組むというだけでなく、地域社会を構成する多様な主体の参画と協働を促し、地域が一体となって課題解決にあたる体制を築くという意味も含まれる。このため、これからの過疎対策においては、基礎自治体としての市町村、広域自治体としての都道府県それぞれに調整能力を高め、総合力を発揮していくことが重要である。

過疎地域市町村・都道府県には、効率性のみを追求する価値観とは対極にある過疎地域の価値・魅力がより発揮されるよう、各地域で必要な対策を十分検討し、実効性ある方針・計画を策定するとともに、以上のような視点をもって個性ある地域づくりに鋭意取り組まれることが望まれる。

附属資料

現行過疎法（過疎地域自立促進特別措置法）の拡充延長について

1 経緯

平成22年3月末で失効する現行過疎法については、過疎地域の置かれた厳しい現状を踏まえ、各地域から立法措置を求める強い要望。

議員立法による法案の国会提出に向けて、各党派間で協議・調整が行われた結果、以下を内容とする「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案」がとりまとめられ、委員長提案の議員立法として今国会に提出。衆議院は3月2日、参議院は3月10日にいずれも全会一致で可決され、3月17日に公布されたところ。

2 法律の概要

現行法の失効期限の延長

・6年間の延長 平成28年3月31日まで

平成17年国勢調査の結果に基づく過疎地域の要件の追加

・現行法の過疎地域に加え、現行法の考え方に即し、平成17年国勢調査の結果に基づく過疎地域の要件を追加（58団体が追加の見込み）

過疎地域自立促進のための特別措置の拡充

(1) 過疎対策事業債のいわゆるソフト事業への拡充

・地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化などの住民の安全・安心な暮らしの確保を図るためのソフト事業へ拡充

(2) 過疎対策事業債の対象施設の追加

・図書館、認定こども園、市町村立の幼稚園、自然エネルギーを利用するための施設を追加。小中学校の校舎等の統合要件を撤廃

(3) 国税（所得税・法人税）に係る減価償却の特例の拡充

(4) 地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置の拡充

・(3)(4)とも対象からソフトウェア業を廃止し、新たに情報通信技術利用事業（コールセンター）を追加

地方分権改革推進の観点からの過疎地域自立促進方針等の策定に係る義務付け等の見直し

・過疎地域自立促進方針（都道府県が策定）、同市町村計画及び同都道府県計画について、これらの策定に係る義務付けの廃止、市町村から都道府県に対する事前協議の内容の見直し など

施行期日は平成22年4月1日（ただし、失効期限の延長に係る改正は、公布の日から施行）

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)

改 正 案	現 行
<p>(過疎地域)</p> <p>第二条 この法律において「過疎地域」とは、<u>次の各号のいずれかに該当する市町村(地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。)</u>の区域をいう。</p> <p>一 <u>次のいずれかに該当し、かつ、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十四条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値(次号において「財政力指数」という。)</u>で平成八年度から平成十年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・四二以下であること。ただし、イ、ロ又はハに該当する場合には、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成七年の人口から当該市町村人口に係る昭和四十五年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一未満であること。</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>三 <u>次のいずれかに該当し、かつ、財政力指数で平成十八年度から平成二十年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・五六以下であること。ただし、イ、ロ又はハに該当する場合には、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成十七年の人口から当該市町村人口に係る昭和五十五年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一未満であること。</u></p> <p>イ <u>国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和三十五年の人口から当該市町村人口に係る平成十七年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和三十五年の人口で除して得た数値(以下「四十五年間人口減少率」という。)</u>が〇・三三以上であること。</p> <p>ロ <u>四十五年間人口減少率が〇・二八以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成十七年の人口のうち六十五歳以上の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・二九</u></p>	<p>(過疎地域)</p> <p>第二条 この法律において「過疎地域」とは、<u>次に掲げる要件に該当する市町村(地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。)</u>の区域をいう。</p> <p>一 <u>次のいずれかに該当すること。ただし、イ、ロ又はハに該当する場合には、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成七年の人口から当該市町村人口に係る昭和四十五年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一未満であること。</u></p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>三 <u>地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十四条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で平成八年度から平成十年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・四二以下であること。</u></p>

以上であること。

八 四十五年間人口減少率が〇・二八以上であって、
国勢調査の結果による市町村人口に係る平成十七
年の人口のうち十五歳以上三十歳未満の人口を当
該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値
が〇・一四以下であること。

三 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和五
十五年の人口から当該市町村人口に係る平成十七
年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に
係る昭和五十五年の人口で除して得た数値が〇・一
七以上であること。

2 (略)

(過疎地域自立促進方針)

第五条 都道府県は、当該都道府県における過疎地域の自
立促進を図るため、過疎地域自立促進方針(以下「自立
促進方針」という。)を定めることができる。

2 自立促進方針は、おおむね次に掲げる事項について定
めるものとする。

- 一 過疎地域の自立促進に関する基本的な事項
- 二 過疎地域における農林水産業、商工業その他の産業
の振興及び観光の開発に関する事項
- 三 過疎地域とその他の地域及び過疎地域内を連絡す
る交通通信体系の整備、過疎地域における情報化並び
に地域間交流の促進に関する事項
- 四 過疎地域における生活環境の整備に関する事項
- 五 過疎地域における高齢者等の保健及び福祉の向上
及び増進に関する事項
- 六 過疎地域における医療の確保に関する事項
- 七 過疎地域における教育の振興に関する事項
- 八 過疎地域における地域文化の振興等に関する事項
- 九 過疎地域における集落の整備に関する事項

3・4 (略)

5 過疎地域の市町村は、自立促進方針が定められていな
い場合には、都道府県に対し、自立促進方針を定めるよ
う要請することができる。

6 前項の規定による要請があったときは、都道府県は、
速やかに、自立促進方針を定めるものとする。

(過疎地域自立促進市町村計画)

第六条 過疎地域の市町村は、自立促進方針に基づき、当
該市町村の議会の議決を経て過疎地域自立促進市町村

2 (略)

(過疎地域自立促進方針)

第五条 都道府県は、当該都道府県における過疎地域の自
立促進を図るため、過疎地域自立促進方針(以下「自立
促進方針」という。)を定めるものとする。

2 自立促進方針は、次に掲げる事項について定めるもの
とする。

- 一 過疎地域の自立促進に関する基本的な事項
- 二 過疎地域における農林水産業、商工業その他の産業
の振興及び観光の開発に関する事項
- 三 過疎地域とその他の地域及び過疎地域内を連絡す
る交通通信体系の整備、過疎地域における情報化並び
に地域間交流の促進に関する事項
- 四 過疎地域における生活環境の整備に関する事項
- 五 過疎地域における高齢者等の保健及び福祉の向上
及び増進に関する事項
- 六 過疎地域における医療の確保に関する事項
- 七 過疎地域における教育の振興に関する事項
- 八 過疎地域における地域文化の振興等に関する事項
- 九 過疎地域における集落の整備に関する事項

3・4 (略)

(過疎地域自立促進市町村計画)

第六条 過疎地域の市町村は、自立促進方針に基づき、当
該市町村の議会の議決を経て過疎地域自立促進市町村

計画（以下「市町村計画」という。）を定めることができる。

2 市町村計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 地域の自立促進の基本的方針に関する事項
- 二 農林水産業、商工業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項
- 三 交通通信体系の整備、地域における情報化及び地域間交流の促進に関する事項
- 四 生活環境の整備に関する事項
- 五 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する事項
- 六 医療の確保に関する事項
- 七 教育の振興に関する事項
- 八 地域文化の振興等に関する事項
- 九 集落の整備に関する事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、地域の自立促進に関し市町村が必要と認める事項

3 （略）

4 過疎地域の市町村は、市町村計画を定めようとするときは、当該市町村計画に定める事項のうち第二項第二号から第九号までの事項については、あらかじめ都道府県に協議しなければならない。

5・6 （略）

7 第一項及び前三項の規定は、市町村計画の変更について準用する。

（過疎地域自立促進都道府県計画）

第七条 都道府県は、自立促進方針に基づき、過疎地域の自立促進を図るため、過疎地域自立促進都道府県計画（以下「都道府県計画」という。）を定めることができる。

2 都道府県計画は、おおむね前条第二項各号に掲げる事項について当該都道府県が過疎地域の市町村に協力して講じようとする措置の計画とする。

3 （略）

4 都道府県は、都道府県計画を定めたときは、これを総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に提出するものとする。

5 前条第六項の規定は都道府県計画の提出があった場

計画（以下「市町村計画」という。）を定めなければならない。この場合において、当該市町村は、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。

2 市町村計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 地域の自立促進の基本的方針に関する事項
- 二 農林水産業、商工業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項
- 三 交通通信体系の整備、地域における情報化及び地域間交流の促進に関する事項
- 四 生活環境の整備に関する事項
- 五 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する事項
- 六 医療の確保に関する事項
- 七 教育の振興に関する事項
- 八 地域文化の振興等に関する事項
- 九 集落の整備に関する事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、地域の自立促進に関し市町村が必要と認める事項

3 （略）

4・5 （略）

6 第一項及び前二項の規定は、市町村計画の変更について準用する。

（過疎地域自立促進都道府県計画）

第七条 都道府県は、自立促進方針に基づき、過疎地域の自立促進を図るため、過疎地域自立促進都道府県計画（以下「都道府県計画」という。）を定め、これを総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に提出するものとする。

2 都道府県計画は、前条第二項各号に掲げる事項について当該都道府県が過疎地域の市町村に協力して講じようとする措置の計画とする。

3 （略）

4 前条第五項の規定は都道府県計画の提出があった場

合について、前項及び同条第六項の規定は都道府県計画の変更について、それぞれ準用する。

(過疎地域自立促進のための地方債)

第十二条 過疎地域の市町村が市町村計画に基づいて行う地場産業に係る事業又は観光若しくはレクリエーションに関する事業を行う者で政令で定めるものに対する出資及び次に掲げる施設の整備につき当該市町村が必要とする経費については、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

一 交通の確保又は産業の振興を図るために必要な政令で定める市町村道(融雪施設その他の道路の附属物を含む。)、農道、林道及び漁港関連道

二 漁港及び港湾

三 地場産業の振興に資する施設で政令で定めるもの

四 観光又はレクリエーションに関する施設

五 電気通信に関する施設

六 下水処理のための施設

七 公民館その他の集会施設

八 消防施設

九 高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設

十 保育所及び児童館

十一 認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第三条第一項又は第二項の規定による認定を受けた施設をいう。)

十二 診療施設(巡回診療車及び巡回診療船並びに患者輸送車及び患者輸送艇を含む。)

十三 公立の小学校又は中学校の校舎、屋内運動場及び寄宿舍並びに公立の小学校又は中学校の教員又は職員のための住宅及び児童又は生徒の通学を容易にするための自動車又は渡船施設

十四 図書館

十五 地域文化の振興等を図るための施設

十六 集落の整備のための政令で定める用地及び住宅

十七 太陽光、バイオマスを熱源とする熱その他の自然エネルギーを利用するための施設で政令で定めるも

合について、第一項及び同条第五項の規定は都道府県計画の変更について、それぞれ準用する。

(過疎地域自立促進のための地方債)

第十二条 過疎地域の市町村が市町村計画に基づいて行う地場産業に係る事業又は観光若しくはレクリエーションに関する事業を行う者で政令で定めるものに対する出資及び次に掲げる施設の整備につき当該市町村が必要とする経費については、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

一 交通の確保又は産業の振興を図るために必要な政令で定める市町村道(融雪施設その他の道路の附属物を含む。)、農道、林道及び漁港関連道

二 漁港及び港湾

三 地場産業の振興に資する施設で政令で定めるもの

四 観光又はレクリエーションに関する施設

五 電気通信に関する施設

六 下水処理のための施設

七 公民館その他の集会施設

八 消防施設

九 高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設

十 保育所及び児童館

十一 診療施設(巡回診療車及び巡回診療船並びに患者輸送車及び患者輸送艇を含む。)

十二 公立の小学校又は中学校を適正な規模にするための統合に伴い必要となり、又は必要となった校舎、屋内運動場及び寄宿舍並びに公立の小学校又は中学校を適正な規模にするための統合に伴い必要となった教員又は職員のための住宅及び児童又は生徒の通学を容易にするための自動車又は渡船施設

十三 地域文化の振興等を図るための施設

十四 集落の整備のための政令で定める用地及び住宅

の

十八 前各号に掲げるもののほか、政令で定める施設

2 前項に規定するもののほか、地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業として過疎地域の市町村が市町村計画に定めるもの(当該事業の実施のために地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条の規定により設けられる基金の積立てを含む。次項において「過疎地域自立促進特別事業」という。)の実施につき当該市町村が必要とする経費(出資及び施設の整備につき必要とする経費を除く。)については、地方財政法第五条各号に規定する経費に該当しないものについても、人口、面積、財政状況その他の条件を考慮して総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内に限り、地方債をもってその財源とすることができる。

3 市町村計画に基づいて行う第一項に規定する出資若しくは施設の整備又は過疎地域自立促進特別事業の実施につき過疎地域の市町村が必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債(当該地方債を財源として設置した施設に関する事業の経営に伴う収入を当該地方債の元利償還に充てることができるものを除く。)で、総務大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、当該市町村に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

(公共下水道の幹線管渠等の整備)

第十五条 (略)

2 (略)

3~9 (略)

(減価償却の特例)

第三十条 過疎地域内において製造の事業、情報通信技術利用事業(情報通信の技術を利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する事業その他の政令で定める事業をいう。以下同じ。)又は旅館業(下宿営業を除く。以下同じ。)の用に供する設備を新設し、

十五 前各号に掲げるもののほか、政令で定める施設

2 市町村計画に基づいて行う前項に規定する出資又は施設の整備につき過疎地域の市町村が必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債(当該地方債を財源として設置した施設に関する事業の経営に伴う収入を当該地方債の元利償還に充てることができるものを除く。)で、総務大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、当該市町村に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

(公共下水道の幹線管渠等の整備)

第十五条 (略)

2 (略)

3 市町村は、前項の申請をしようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。

4~10 (略)

(減価償却の特例)

第三十条 過疎地域内において製造の事業、ソフトウェア業又は旅館業(下宿営業を除く。以下同じ。)の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合において、当該新設又は増設により、当該過疎地域内における雇用の増大に寄与すると認められるときは、当該新設又

又は増設した者がある場合において、当該新設又は増設により、当該過疎地域内における雇用の増大に寄与すると認められるときは、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置（製造の事業又は情報通信技術利用事業の用に供するものに限る。以下同じ。）並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法の定めるところにより、特別償却を行うことができる。

（地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置）

第三十一条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条の規定により、地方公共団体が、過疎地域内において製造の事業、情報通信技術利用事業若しくは旅館業の用に供する設備を新設し、若しくは増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合若しくは過疎地域内において畜産業若しくは水産業を行う個人について、その事業に対する事業税を課さなかった場合又はこれらの者について、これらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあっては、これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度（個人の行う畜産業及び水産業に対するものにあつては、総務省令で定める期間に係る年度）におけるものに限る。）のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が総務省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

（過疎地域の市町村以外の市町村の区域に対する適用）

第三十二条 この法律の規定は、平成八年以降において最初に行われる国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された場合においては、第二条第一項第一号中「平成八年度から平成十年度まで」とあるのは「第三十

は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置（製造の事業又はソフトウェア業の用に供するものに限る。以下同じ。）並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法の定めるところにより、特別償却を行うことができる。

（地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置）

第三十一条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条の規定により、地方公共団体が、過疎地域内において製造の事業、ソフトウェア業若しくは旅館業の用に供する設備を新設し、若しくは増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合若しくは過疎地域内において畜産業若しくは水産業を行う個人について、その事業に対する事業税を課さなかった場合又はこれらの者について、これらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあっては、これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度（個人の行う畜産業及び水産業に対するものにあつては、総務省令で定める期間に係る年度）におけるものに限る。）のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が総務省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

（過疎地域の市町村以外の市町村の区域に対する適用）

第三十二条 この法律の規定は、平成八年以降において最初に行われる国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された場合においては、第二条第一項第一号中「平成七年の人口から」とあるのは「第三十二条に規定

二条に規定する国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日の属する年度前三箇年度内」と、「平成七年の人口から」とあるのは「第三十二条に規定する国勢調査が行われた年（以下「基準年」という。）の人口から」と、「昭和四十五年」とあるのは「基準年から起算して二十五年以前において最近に国勢調査が行われた年」と、「〇・一」とあるのは「〇・一を二十五で除して得た数値に基準年から起算して二十五年以前において最近に国勢調査が行われた年の翌年から基準年までの年数を乗じて得た数値」と、「昭和三十五年」とあるのは「基準年から起算して三十五年以前において最近に国勢調査が行われた年」と、「平成七年の人口を」とあるのは「基準年の人口を」と、「〇・三」とあるのは「〇・三を三十五で除して得た数値に基準年から起算して三十五年以前において最近に国勢調査が行われた年の翌年から基準年までの年数を乗じて得た数値」と、「〇・二五」とあるのは「〇・二五を三十五で除して得た数値に基準年から起算して三十五年以前において最近に国勢調査が行われた年の翌年から基準年までの年数を乗じて得た数値」と、「平成七年の人口のうち」とあるのは「基準年の人口のうち」と、「同年の人口で除して得た数値が〇・二四」とあるのは「基準年の人口で除して得た数値が〇・二四」と、「同年の人口で除して得た数値が〇・一五」とあるのは「基準年の人口で除して得た数値が〇・一五」と、「〇・一九」とあるのは「〇・一九を二十五で除して得た数値に基準年から起算して二十五年以前において最近に国勢調査が行われた年の翌年から基準年までの年数を乗じて得た数値」とそれぞれ読み替えて、過疎地域の市町村以外の市町村の区域についても適用する。

附 則

（この法律の失効）

第三条 この法律は、平成二十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

する国勢調査が行われた年（以下「基準年」という。）の人口から」と、「昭和四十五年」とあるのは「基準年から起算して二十五年以前において最近に国勢調査が行われた年」と、「〇・一」とあるのは「〇・一を二十五で除して得た数値に基準年から起算して二十五年以前において最近に国勢調査が行われた年の翌年から基準年までの年数を乗じて得た数値」と、「昭和三十五年」とあるのは「基準年から起算して三十五年以前において最近に国勢調査が行われた年」と、「平成七年の人口を」とあるのは「基準年の人口を」と、「〇・三」とあるのは「〇・三を三十五で除して得た数値に基準年から起算して三十五年以前において最近に国勢調査が行われた年の翌年から基準年までの年数を乗じて得た数値」と、「〇・二五」とあるのは「〇・二五を三十五で除して得た数値に基準年から起算して三十五年以前において最近に国勢調査が行われた年の翌年から基準年までの年数を乗じて得た数値」と、「平成七年の人口のうち」とあるのは「基準年の人口のうち」と、「同年の人口で除して得た数値が〇・二四」とあるのは「基準年の人口で除して得た数値が〇・二四」と、「同年の人口で除して得た数値が〇・一五」とあるのは「基準年の人口で除して得た数値が〇・一五」と、「〇・一九」とあるのは「〇・一九を二十五で除して得た数値に基準年から起算して二十五年以前において最近に国勢調査が行われた年の翌年から基準年までの年数を乗じて得た数値」と、同項第二号中「平成八年度から平成十年度まで」とあるのは「第三十二条に規定する国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日の属する年度前三箇年度内」とそれぞれ読み替えて、過疎地域の市町村以外の市町村の区域についても適用する。

附 則

（この法律の失効）

第三条 この法律は、平成二十二年三月三十一日限り、その効力を失う。

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）

改正案			現行		
<p>附 則 （特別の地方債に係る償還費の基準財政需要額への算入） 第五条（略） 2 前項に規定する測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令の定めるところにより算定する。</p>			<p>附 則 （特別の地方債に係る償還費の基準財政需要額への算入） 第五条（略） 2 前項に規定する測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令の定めるところにより算定する。</p>		
測定単位の種類	測定単位の算定の基礎	表示単位	測定単位の種類	測定単位の算定の基礎	表示単位
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
二 過疎地域自立促進等のための事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	過疎地域自立促進等のための事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債で過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十二条第三項（同法附則第五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により総務大臣が指定したもの又は旧過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）第十二条第二項（同法附則第十二項又は過疎地域自立促進特別措置法附則第十七条の規定による改正前の市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）第十二条において準用する場合を含む。）旧過疎地域振興特別措置法（昭和五十五年法律第十九号）第十二条第二項（同法附則第七項において準用する場合を含む。）若しくは旧過疎地域対策緊急措置法（昭和四十五年法律第三十一号）第十一条第二項の規定により自治大臣が指定したものに係る当該年度における元利償還金	千円	二 過疎地域自立促進等のための事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	過疎地域自立促進等のための事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債で過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十二条第二項（同法附則第五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により総務大臣が指定したもの又は旧過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）第十二条第二項（同法附則第十二項又は過疎地域自立促進特別措置法附則第十七条の規定による改正前の市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）第十二条において準用する場合を含む。）旧過疎地域振興特別措置法（昭和五十五年法律第十九号）第十二条第二項（同法附則第七項において準用する場合を含む。）若しくは旧過疎地域対策緊急措置法（昭和四十五年法律第三十一号）第十一条第二項の規定により自治大臣が指定したものに係る当該年度における元利償還金	千円
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）

改正案	現行
<p>（農村地域工業等導入実施計画）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2～11（略）</p> <p>12 都道府県又は市町村が前項の規定により過疎地域自立促進特別措置法第七条第一項の都道府県計画又は同法第六条第一項の市町村計画を変更した場合における同法第七条又は同法第六条の規定の適用については、<u>同法第七条第五項</u>において準用する<u>同条第四項</u>中「これを総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に提出する」とあるのは「その旨を総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に報告する」と、<u>同条第五項及び同法第六条第七項</u>において準用する<u>同条第六項</u>中「の提出があった場合においては、直ちに、その内容」とあるのは「を変更した旨の報告があった場合においては、直ちに、その旨」と、<u>同条第七項</u>において準用する<u>同条第五項</u>中「これを提出し」とあるのは「その旨を報告し」とする。</p>	<p>（農村地域工業等導入実施計画）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2～11（略）</p> <p>12 都道府県又は市町村が前項の規定により過疎地域自立促進特別措置法第七条第一項の都道府県計画又は同法第六条第一項の市町村計画を変更した場合における同法第七条又は同法第六条の規定の適用については、<u>同法第七条第四項</u>において準用する<u>同条第一項</u>中「これを総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に提出する」とあるのは「その旨を総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に報告する」と、<u>同条第四項及び同法第六条第六項</u>において準用する<u>同条第五項</u>中「の提出があった場合においては、直ちに、その内容」とあるのは「を変更した旨の報告があった場合においては、直ちに、その旨」と、<u>同条第六項</u>において準用する<u>同条第四項</u>中「これを提出し」とあるのは「その旨を報告し」とする。</p>

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）

改 正 案	現 行																																
<p>附 則 （所掌事務の特例）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 総務省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号及び前項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">期 限</th> <th style="text-align: center;">事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">平成十四年三月三十一日</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成二十四年三月三十一日</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成二十五年三月三十一日</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成二十六年三月三十一日</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成二十七年三月三十一日</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>平成二十八年三月三十一日</u></td> <td style="text-align: center;"><u>過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成二十九年三月三十一日</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	期 限	事 務	平成十四年三月三十一日	（略）	平成二十四年三月三十一日	（略）	平成二十五年三月三十一日	（略）	平成二十六年三月三十一日	（略）	平成二十七年三月三十一日	（略）	<u>平成二十八年三月三十一日</u>	<u>過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</u>	平成二十九年三月三十一日	（略）	<p>附 則 （所掌事務の特例）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 総務省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号及び前項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">期 限</th> <th style="text-align: center;">事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">平成十四年三月三十一日</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>平成二十二年三月三十一日</u></td> <td style="text-align: center;"><u>過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成二十四年三月三十一日</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成二十五年三月三十一日</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成二十六年三月三十一日</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成二十七年三月三十一日</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成二十九年三月三十一日</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	期 限	事 務	平成十四年三月三十一日	（略）	<u>平成二十二年三月三十一日</u>	<u>過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</u>	平成二十四年三月三十一日	（略）	平成二十五年三月三十一日	（略）	平成二十六年三月三十一日	（略）	平成二十七年三月三十一日	（略）	平成二十九年三月三十一日	（略）
期 限	事 務																																
平成十四年三月三十一日	（略）																																
平成二十四年三月三十一日	（略）																																
平成二十五年三月三十一日	（略）																																
平成二十六年三月三十一日	（略）																																
平成二十七年三月三十一日	（略）																																
<u>平成二十八年三月三十一日</u>	<u>過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</u>																																
平成二十九年三月三十一日	（略）																																
期 限	事 務																																
平成十四年三月三十一日	（略）																																
<u>平成二十二年三月三十一日</u>	<u>過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</u>																																
平成二十四年三月三十一日	（略）																																
平成二十五年三月三十一日	（略）																																
平成二十六年三月三十一日	（略）																																
平成二十七年三月三十一日	（略）																																
平成二十九年三月三十一日	（略）																																

農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）

改 正 案	現 行																								
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>3 農林水産省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">期 限</th> <th style="text-align: center;">事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">平成二十四年 三月三十一日</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成二十五年 三月三十一日</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成二十六年 三月三十一日</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成二十七年 三月三十一日</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成二十八年 三月三十一日</td> <td style="text-align: center;"><u>過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</u></td> </tr> </tbody> </table>	期 限	事 務	平成二十四年 三月三十一日	（略）	平成二十五年 三月三十一日	（略）	平成二十六年 三月三十一日	（略）	平成二十七年 三月三十一日	（略）	平成二十八年 三月三十一日	<u>過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</u>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>3 農林水産省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">期 限</th> <th style="text-align: center;">事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">平成二十二年 三月三十一日</td> <td style="text-align: center;"><u>過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成二十四年 三月三十一日</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成二十五年 三月三十一日</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成二十六年 三月三十一日</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成二十七年 三月三十一日</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	期 限	事 務	平成二十二年 三月三十一日	<u>過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</u>	平成二十四年 三月三十一日	（略）	平成二十五年 三月三十一日	（略）	平成二十六年 三月三十一日	（略）	平成二十七年 三月三十一日	（略）
期 限	事 務																								
平成二十四年 三月三十一日	（略）																								
平成二十五年 三月三十一日	（略）																								
平成二十六年 三月三十一日	（略）																								
平成二十七年 三月三十一日	（略）																								
平成二十八年 三月三十一日	<u>過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</u>																								
期 限	事 務																								
平成二十二年 三月三十一日	<u>過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</u>																								
平成二十四年 三月三十一日	（略）																								
平成二十五年 三月三十一日	（略）																								
平成二十六年 三月三十一日	（略）																								
平成二十七年 三月三十一日	（略）																								

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）

改 正 案	現 行																								
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（所掌事務の特例）</p> <p>第二条 国土交通省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">期 限</th> <th style="text-align: center;">事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">平成二十四年 三月三十一日</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成二十五年 三月三十一日</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成二十六年 三月三十一日</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成二十七年 三月三十一日</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成二十八年 三月三十一日</td> <td style="text-align: center;">過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 （略）</p>	期 限	事 務	平成二十四年 三月三十一日	（略）	平成二十五年 三月三十一日	（略）	平成二十六年 三月三十一日	（略）	平成二十七年 三月三十一日	（略）	平成二十八年 三月三十一日	過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（所掌事務の特例）</p> <p>第二条 国土交通省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">期 限</th> <th style="text-align: center;">事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">平成二十二年 三月三十一日</td> <td style="text-align: center;">過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成二十四年 三月三十一日</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成二十五年 三月三十一日</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成二十六年 三月三十一日</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成二十七年 三月三十一日</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 （略）</p>	期 限	事 務	平成二十二年 三月三十一日	過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。	平成二十四年 三月三十一日	（略）	平成二十五年 三月三十一日	（略）	平成二十六年 三月三十一日	（略）	平成二十七年 三月三十一日	（略）
期 限	事 務																								
平成二十四年 三月三十一日	（略）																								
平成二十五年 三月三十一日	（略）																								
平成二十六年 三月三十一日	（略）																								
平成二十七年 三月三十一日	（略）																								
平成二十八年 三月三十一日	過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。																								
期 限	事 務																								
平成二十二年 三月三十一日	過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。																								
平成二十四年 三月三十一日	（略）																								
平成二十五年 三月三十一日	（略）																								
平成二十六年 三月三十一日	（略）																								
平成二十七年 三月三十一日	（略）																								

過疎地域自立促進特別措置法

(平成12年3月31日法律第15号)

目次

第1章 総則(第1条 第4条)

第2章 過疎地域自立促進計画(第5条 第9条)

第3章 過疎地域自立促進のための財政上の特別措置(第10条 第13条)

第4章 過疎地域自立促進のためのその他の特別措置(第14条 第31条)

第5章 雑則(第32条 第34条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。

(過疎地域)

第2条 この法律において「過疎地域」とは、次の各号のいずれかに該当する市町村(地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。)の区域をいう。

- 一 次のいずれかに該当し、かつ、地方交付税法(昭和25年法律第211号)第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値(次号において「財政力指数」という。)で平成8年度から平成10年度までの各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.42以下であること。ただし、イ、ロ又はハに該当する場合には、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成7年の人口から当該市町村人口に係る昭和45年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が0.1未満であること。
 - イ 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和35年の人口から当該市町村人口に係る平成7年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和35年の人口で除して得た数値(以下「35年間人口減少率」という。)が0.3以上であること。
 - ロ 35年間人口減少率が0.25以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成7年の人口のうち65歳以上の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が0.24以上であること。
 - ハ 35年間人口減少率が0.25以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成7年の人口のうち15歳以上30歳未満の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が0.15以下であること。
- 二 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和45年の人口から当該市町村人口に係る平成7年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和45年の人口で除して得た数値が0.19以上であること。
- 三 次のいずれかに該当し、かつ、財政力指数で平成18年度から平成20年度までの各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.56以下であること。ただし、イ、ロ又はハに該当する場合には、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成17年の人口から当該市町村人口に係る昭和55年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が0.1未満であること。

イ 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和35年の人口から当該市町村人口に係る平成17年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和35年の人口で除して得た数値（以下「45年間人口減少率」という。）が0.33以上であること。

ロ 45年間人口減少率が0.28以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成17年の人口のうち65歳以上の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が0.29以上であること。

ハ 45年間人口減少率が0.28以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成17年の人口のうち15歳以上30歳未満の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が0.14以下であること。

ニ 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和55年の人口から当該市町村人口に係る平成17年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和55年の人口で除して得た数値が0.17以上であること。

2 総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、過疎地域をその区域とする市町村（以下「過疎地域の市町村」という。）を公示するものとする。

（過疎地域自立促進のための対策の目標）

第3条 過疎地域の自立促進のための対策は、第1条の目的を達成するため、地域における創意工夫を尊重し、次に掲げる目標に従って推進されなければならない。

一 産業基盤の整備、農林漁業経営の近代化、中小企業の育成、企業の導入及び起業の促進、観光の開発等を図ることにより、産業を振興し、あわせて安定的な雇用を増大すること。

二 道路その他の交通施設、通信施設等の整備を図ること等により、過疎地域とその他の地域及び過疎地域内の交通通信連絡を確保するとともに、過疎地域における情報化を図り、及び地域間交流を促進すること。

三 生活環境の整備、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、医療の確保並びに教育の振興を図ることにより、住民の生活の安定と福祉の向上を図ること。

四 美しい景観の整備、地域文化の振興等を図ることにより、個性豊かな地域社会を形成すること。

五 基幹集落の整備及び適正規模集落の育成を図ることにより、地域社会の再編成を促進すること。

（国の責務）

第4条 国は、第1条の目的を達成するため、前条各号に掲げる事項につき、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずるものとする。

第2章 過疎地域自立促進計画

（過疎地域自立促進方針）

第5条 都道府県は、当該都道府県における過疎地域の自立促進を図るため、過疎地域自立促進方針（以下「自立促進方針」という。）を定めることができる。

2 自立促進方針は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 過疎地域の自立促進に関する基本的な事項

二 過疎地域における農林水産業、商工業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項

三 過疎地域とその他の地域及び過疎地域内を連絡する交通通信体系の整備、過疎地域における情報化並びに地域間交流の促進に関する事項

四 過疎地域における生活環境の整備に関する事項

五 過疎地域における高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する事項

六 過疎地域における医療の確保に関する事項

- 七 過疎地域における教育の振興に関する事項
 - 八 過疎地域における地域文化の振興等に関する事項
 - 九 過疎地域における集落の整備に関する事項
- 3 都道府県は、自立促進方針を作成するに当たっては、過疎地域を広域的な経済社会生活圏の整備の体系に組み入れるよう配慮しなければならない。
 - 4 都道府県は、自立促進方針を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議するものとする。
 - 5 過疎地域の市町村は、自立促進方針が定められていない場合には、都道府県に対し、自立促進方針を定めるよう要請することができる。
 - 6 前項の規定による要請があったときは、都道府県は、速やかに、自立促進方針を定めるものとする。

(過疎地域自立促進市町村計画)

- 第6条 過疎地域の市町村は、自立促進方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域自立促進市町村計画(以下「市町村計画」という。)を定めることができる。
- 2 市町村計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 地域の自立促進の基本的方針に関する事項
 - 二 農林水産業、商工業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項
 - 三 交通通信体系の整備、地域における情報化及び地域間交流の促進に関する事項
 - 四 生活環境の整備に関する事項
 - 五 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する事項
 - 六 医療の確保に関する事項
 - 七 教育の振興に関する事項
 - 八 地域文化の振興等に関する事項
 - 九 集落の整備に関する事項
 - 十 前各号に掲げるもののほか、地域の自立促進に関し市町村が必要と認める事項
 - 3 市町村計画は、他の法令の規定による地域振興に関する計画と調和が保たれるとともに、当該市町村の建設に関する基本構想又は広域的な経済社会生活圏の整備の計画に適合するよう定めなければならない。
 - 4 過疎地域の市町村は、市町村計画を定めようとするときは、当該市町村計画に定める事項のうち第2項第2号から第9号までの事項については、あらかじめ都道府県に協議しなければならない。
 - 5 過疎地域の市町村は、市町村計画を定めたときは、直ちに、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣にこれを提出しなければならない。
 - 6 総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、前項の規定により市町村計画の提出があった場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該市町村計画についてその意見を総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に申し出ることができる。
 - 7 第1項及び前3項の規定は、市町村計画の変更について準用する。

(過疎地域自立促進都道府県計画)

- 第7条 都道府県は、自立促進方針に基づき、過疎地域の自立促進を図るため、過疎地域自立促進都道府県計画(以下「都道府県計画」という。)を定めることができる。
- 2 都道府県計画は、おおむね前条第2項各号に掲げる事項について当該都道府県が過疎地域の市町村に協力して講じようとする措置の計画とする。

- 3 都道府県は、都道府県計画を作成するに当たっては、一の過疎地域の市町村の区域を超える広域の見地に配慮するものとする。
- 4 都道府県は、都道府県計画を定めたときは、これを総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に提出するものとする。
- 5 前条第6項の規定は都道府県計画の提出があった場合について、前項及び同条第6項の規定は都道府県計画の変更について、それぞれ準用する。

(関係行政機関の長の協力)

第8条 総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、市町村計画又は都道府県計画の実施に関し必要がある場合においては、関係行政機関の長に対し、関係地方公共団体に対する助言その他の協力を求めることができる。

(調査)

第9条 総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、過疎地域の自立促進を図るために必要があると認める場合においては、関係地方公共団体について調査を行うことができる。

第3章 過疎地域自立促進のための財政上の特別措置

(国の負担又は補助の割合の特例等)

第10条 市町村計画に基づいて行う事業のうち、別表に掲げるものに要する経費に対する国の負担又は補助の割合(以下「国の負担割合」という。)は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表のとおりとする。ただし、他の法令の規定により同表に掲げる割合を超える国の負担割合が定められている場合は、この限りでない。

- 2 国は、市町村計画に基づいて行う事業のうち、別表に掲げるものに要する経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について前項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。

(国の補助等)

第11条 国は、過疎地域の自立促進を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、市町村計画又は都道府県計画に基づいて行う事業に要する経費の一部を補助することができる。

- 2 国は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和33年法律第81号)第12条第1項の規定により地方公共団体に対して交付金を交付する場合において、当該地方公共団体が同条第2項の規定により作成した施設整備計画に記載された改築等事業(同法第11条第1項に規定する「改築等事業」をいう。)として、市町村計画に基づいて行う公立の小学校又は中学校を適正な規模にするための統合に伴い必要となった公立の小学校又は中学校に勤務する教員又は職員のための住宅の建築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む。)に係る事業がある場合においては、当該事業に要する経費の10分の5.5を下回らない額の交付金が充当されるように算定するものとする。

(過疎地域自立促進のための地方債)

第12条 過疎地域の市町村が市町村計画に基づいて行う地場産業に係る事業又は観光若しくはレクリエーションに関する事業を行う者で政令で定めるものに対する出資及び次に掲げる施設の整備につき当該市町村が必要とする経費については、地方財政法(昭和23年法律第109号)第5条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

- 一 交通の確保又は産業の振興を図るために必要な政令で定める市町村道（融雪施設その他の道路の附属物を含む。）農道、林道及び漁港関連道
 - 二 漁港及び港湾
 - 三 地場産業の振興に資する施設で政令で定めるもの
 - 四 観光又はレクリエーションに関する施設
 - 五 電気通信に関する施設
 - 六 下水処理のための施設
 - 七 公民館その他の集会施設
 - 八 消防施設
 - 九 高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設
 - 十 保育所及び児童館
 - 十一 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項又は第2項の規定による認定を受けた施設をいう。）
 - 十二 診療施設（巡回診療車及び巡回診療船並びに患者輸送車及び患者輸送艇を含む。）
 - 十三 公立の小学校又は中学校の校舎、屋内運動場及び寄宿舎並びに公立の小学校又は中学校の教員又は職員のための住宅及び児童又は生徒の通学を容易にするための自動車又は渡船施設
 - 十四 図書館
 - 十五 地域文化の振興等を図るための施設
 - 十六 集落の整備のための政令で定める用地及び住宅
 - 十七 太陽光、バイオマスを熱源とする熱その他の自然エネルギーを利用するための施設で政令で定めるもの
 - 十八 前各号に掲げるもののほか、政令で定める施設
- 2 前項に規定するもののほか、地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業として過疎地域の市町村が市町村計画に定めるもの（当該事業の実施のために地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定により設けられる基金の積立てを含む。次項において「過疎地域自立促進特別事業」という。）の実施につき当該市町村が必要とする経費（出資及び施設の整備につき必要とする経費を除く。）については、地方財政法第5条各号に規定する経費に該当しないものについても、人口、面積、財政状況その他の条件を考慮して総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内に限り、地方債をもってその財源とすることができる。
- 3 市町村計画に基づいて行う第1項に規定する出資若しくは施設の整備又は過疎地域自立促進特別事業の実施につき過疎地域の市町村が必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債（当該地方債を財源として設置した施設に関する事業の経営に伴う収入を当該地方債の元利償還に充てることのできるものを除く。）で、総務大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、当該市町村に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

（資金の確保等）

第13条 国は、市町村計画又は都道府県計画に基づいて行う事業の実施に関し、必要な資金の確保その他の援助に努めなければならない。

第4章 過疎地域自立促進のためのその他の特別措置

（基幹道路の整備）

第14条 過疎地域における基幹的な市町村道並びに市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連

道（過疎地域とその他の地域を連絡する基幹的な市町村道並びに市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道を含む。）で政令で定める関係行政機関の長が指定するもの（以下「基幹道路」という。）の新設及び改築については、他の法令の規定にかかわらず、都道府県計画に基づいて、都道府県が行うことができる。

- 2 都道府県は、前項の規定により市町村道の新設又は改築を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該市町村道の道路管理者（道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項に規定する道路管理者をいう。）に代わってその権限を行うものとする。
- 3 第1項の規定により都道府県が行う基幹道路の新設及び改築に係る事業（以下「基幹道路整備事業」という。）に要する経費については、当該都道府県が負担する。
- 4 基幹道路整備事業に要する経費に係る国の負担又は補助については、基幹道路を都道府県道又は都道府県が管理する農道、林道若しくは漁港関連道とみなす。
- 5 第3項の規定により基幹道路整備事業に要する経費を負担する都道府県が後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和36年法律第112号。以下「負担特例法」という。）第2条第1項に規定する適用団体である場合においては、基幹道路整備事業（北海道及び奄美群島の区域における基幹道路整備事業で当該事業に係る経費に対する国の負担割合がこれらの区域以外の区域における当該事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合と異なるものを除く。）を同条第2項に規定する開発指定事業とみなして、負担特例法の規定を適用する。
- 6 北海道及び奄美群島の区域における基幹道路整備事業で当該事業に係る経費に対する国の負担割合がこれらの区域以外の区域における当該事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合と異なるものについては、第3項の規定により当該基幹道路整備事業に要する経費を負担する都道府県が負担特例法第2条第1項に規定する適用団体である場合においては、国は、第1号に掲げる国の負担割合が第2号に掲げる国の負担割合を超えるものにあつては、第1号に掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を、第1号に掲げる国の負担割合が第2号に掲げる国の負担割合を超えないものにあつては、第2号に掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を負担し、又は補助するものとする。
 - 一 北海道及び奄美群島の区域以外の区域における当該基幹道路整備事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合をこれらの区域における当該基幹道路整備事業に係る経費に対する国の負担割合として負担特例法第3条第1項及び第2項の規定により算定した国の負担割合
 - 二 北海道及び奄美群島の区域における当該基幹道路整備事業に係る経費に対する国の負担割合

（公共下水道の幹線管渠等の整備）

第15条 過疎地域における市町村が管理する公共下水道のうち、広域の見地から設置する必要があるものであって、過疎地域の市町村のみでは設置することが困難なものとして国土交通大臣が指定するものの幹線管渠、終末処理場及びポンプ施設（以下「幹線管渠等」という。）の設置については、下水道法（昭和33年法律第79号）第3条第1項の規定にかかわらず、都道府県計画に基づいて、都道府県が行うことができる。

- 2 前項の指定は、当該公共下水道の公共下水道管理者（下水道法第4条第1項に規定する公共下水道管理者をいう。以下同じ。）である市町村の申請に基づいて行うものとする。
- 3 都道府県は、第1項の規定により公共下水道の幹線管渠等の設置を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該公共下水道の公共下水道管理者に代わってその権限を行うものとする。
- 4 第1項の規定により都道府県が公共下水道の幹線管渠等の設置を行う場合においては、下水道法第22条第1項の規定の適用については、当該都道府県を公共下水道管理者とみなす。
- 5 第1項の規定により都道府県が行う公共下水道の幹線管渠等の設置に係る事業（以下「公共下水道幹線管渠等整備事業」という。）に要する経費については、当該都道府県が負担する。
- 6 前項の規定にかかわらず、公共下水道幹線管渠等整備事業を行う都道府県は、当該公共下水道の公共

下水道管理者である市町村に対し、当該事業に要する経費の全部又は一部を負担させることができる。

- 7 前項の経費について市町村が負担すべき額は、当該市町村の意見を聴いた上、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。
- 8 公共下水道幹線管渠等整備事業に要する経費に係る国の補助及び資金の融通については、当該事業に係る公共下水道を都道府県が設置する公共下水道とみなす。
- 9 負担特例法第2条第1項の規定の例によって算定した同項に規定する財政力指数が0.46に満たない都道府県(以下「特定都道府県」という。)が行う公共下水道幹線管渠等整備事業に係る経費に対する国の補助の割合については、負担特例法第3条及び第4条の規定の例による。ただし、負担特例法第3条中「適用団体」とあるのは、「特定都道府県」とする。

(医療の確保)

第16条 都道府県は、過疎地域における医療を確保するため、都道府県計画に基づいて、無医地区に関し次に掲げる事業を実施しなければならない。

- 一 診療所の設置
- 二 患者輸送車(患者輸送艇を含む。)の整備
- 三 定期的な巡回診療
- 四 保健師による保健指導等の活動
- 五 医療機関の協力体制の整備
- 六 その他無医地区の医療の確保に必要な事業

2 都道府県は、前項に規定する事業を実施する場合において特に必要があると認めるときは、病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、次に掲げる事業につき、協力を要請することができる。

- 一 医師又は歯科医師の派遣
- 二 巡回診療車(巡回診療船を含む。)による巡回診療

3 国及び都道府県は、過疎地域内の無医地区における診療に従事する医師若しくは歯科医師又はこれを補助する看護師の確保その他当該無医地区における医療の確保(当該診療に従事する医師又は歯科医師を派遣する病院に対する助成を含む。)に努めなければならない。

4 都道府県は、第1項及び第2項に規定する事業の実施に要する費用を負担する。

5 国は、前項の費用のうち第1項第1号から第3号までに掲げる事業及び第2項に規定する事業に係るものについて、政令で定めるところにより、その2分の1を補助するものとする。ただし、他の法令の規定により2分の1を超える国の負担割合が定められている場合は、この限りでない。

第17条 国及び都道府県は、過疎地域における医療を確保するため、過疎地域の市町村が市町村計画に基づいて前条第1項各号に掲げる事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるよう適切な配慮をするものとする。

(高齢者の福祉の増進)

第18条 都道府県は、過疎地域における高齢者の福祉の増進を図るため、市町村計画に基づいて行う事業のうち、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第3項に規定する便宜を供与し、あわせて高齢者の居住の用に供するための施設の整備に要する費用の一部を補助することができる。

2 国は、予算の範囲内において、都道府県が前項の規定により補助する費用の一部を補助することができる。

3 国は、過疎地域における高齢者の福祉の増進を図るため、都道府県が都道府県計画に基づいて第1項に規定する施設の整備をしようとするときは、予算の範囲内において、当該整備に要する費用の一部を補助することができる。

第19条 国は、過疎地域における高齢者の福祉の増進を図るため、過疎地域の市町村が市町村計画に基づいて高齢者の自主的活動の助長と福祉の増進を図るための集会施設の建設をしようとするときは、予算の範囲内において、当該建設に要する費用の一部を補助することができる。

(交通の確保)

第20条 国及び地方公共団体は、過疎地域における住民の生活の利便性の向上等を図るため、地域住民の生活に必要な旅客輸送の安定的な確保について適切な配慮をするものとする。

(情報の流通の円滑化及び通信体系の充実)

第21条 国及び地方公共団体は、過疎地域における住民の生活の利便性の向上、産業の振興、地域間交流の促進等を図るため、情報の流通の円滑化及び通信体系の充実について適切な配慮をするものとする。

(教育の充実)

第22条 国及び地方公共団体は、過疎地域において、その教育の特殊事情にかんがみ、学校教育及び社会教育の充実に努めるとともに、地域社会の特性に応じた生涯学習の振興に資するための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

(地域文化の振興等)

第23条 国及び地方公共団体は、過疎地域において伝承されてきた文化的所産の保存及び活用について適切な措置が講ぜられるよう努めるとともに、地域における文化の振興について適切な配慮をするものとする。

(農地法等による処分についての配慮)

第24条 国の行政機関の長又は都道府県は、過疎地域内の土地を市町村計画に定める用途に供するため農地法(昭和27年法律第229号)その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該地域の自立促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

(国有林野の活用)

第25条 国は、市町村計画の実施を促進するため、国有林野の活用について適切な配慮をするものとする。

(株式会社日本政策金融公庫等からの資金の貸付け)

第26条 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、過疎地域において農業(畜産業を含む。)林業若しくは漁業を営む者又はこれらの者の組織する法人に対し、その者又はその法人が農林水産省令で定めるところにより作成した農林漁業の経営改善又は振興のための計画であって農林水産省令で定める基準に適合する旨の都道府県の認定を受けたものを実施するために必要な資金の貸付けを行うものとする。

(中小企業に対する資金の確保)

第27条 国は、過疎地域において事業を行う中小企業者が経済産業省令で定めるところにより作成した経営改善のための計画であって経済産業省令で定める基準に適合する旨の都道府県の認定を受けたものに基づく事業の実施に関し、当該事業者が必要とする資金の確保に努めなければならない。

2 国及び都道府県は、前項に定めるもののほか、過疎地域において中小企業者が行う事業であって第1

条の目的の達成に資すると認められるものの実施に関し、当該事業者が必要とする資金の確保に努めなければならない。

(沖縄振興開発金融公庫からの資金の貸付け)

第 2 8 条 沖縄振興開発金融公庫は、市町村計画のうち集落の整備に関する事項に係る計画にのっとって過疎地域の市町村の住民が行う住宅の建設若しくは購入又は住宅の建設若しくは購入に付随する土地若しくは借地権の取得が円滑に行われるよう必要な資金の貸付けについて適切な配慮をするものとする。

(事業用資産の買換えの場合の課税の特例)

第 2 9 条 過疎地域以外の地域にある事業用資産を譲渡して過疎地域内にある事業用資産を取得した場合においては、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の定めるところにより、特定の事業用資産の買換えの場合の課税の特例の適用があるものとする。

(減価償却の特例)

第 3 0 条 過疎地域内において製造の事業、情報通信技術利用事業(情報通信の技術を利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する事業その他の政令で定める事業をいう。以下同じ。)又は旅館業(下宿営業を除く。以下同じ。)の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合において、当該新設又は増設により、当該過疎地域内における雇用の増大に寄与すると認められるときは、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置(製造の事業又は情報通信技術利用事業の用に供するものに限る。以下同じ。)並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法の定めるところにより、特別償却を行うことができる。

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第 3 1 条 地方税法(昭和25年法律第226号)第6条の規定により、地方公共団体が、過疎地域内において製造の事業、情報通信技術利用事業若しくは旅館業の用に供する設備を新設し、若しくは増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合若しくは過疎地域内において畜産業若しくは水産業を行う個人について、その事業に対する事業税を課さなかった場合又はこれらの者について、これらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法第14条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあっては、これらの措置がされた最初の年度以降3箇年度(個人が行う畜産業及び水産業に対するものにあつては、総務省令で定める期間に係る年度)におけるもの)のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が総務省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

第 5 章 雑則

(過疎地域の市町村以外の市町村の区域に対する適用)

第 3 2 条 この法律の規定は、平成8年以降において最初に行われる国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された場合においては、第2条第1項第1号中「平成8年度から平成10年度まで」とあるのは「第32条に規定する国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日の属する年度前3箇年度内」と、「平成7年の人口から」とあるのは「第32条に規定する国勢調査が行われた年(以下「基

準年」という。)の人口から」と、「昭和45年」とあるのは「基準年から起算して25年以前において最近に国勢調査が行われた年」と、「0.1」とあるのは「0.1を25で除して得た数値に基準年から起算して25年以前において最近に国勢調査が行われた年の翌年から基準年までの年数を乗じて得た数値」と、「昭和35年」とあるのは「基準年から起算して35年以前において最近に国勢調査が行われた年」と、「平成7年の人口を」とあるのは「基準年の人口を」と、「0.3」とあるのは「0.3を35で除して得た数値に基準年から起算して35年以前において最近に国勢調査が行われた年の翌年から基準年までの年数を乗じて得た数値」と、「0.25」とあるのは「0.25を35で除して得た数値に基準年から起算して35年以前において最近に国勢調査が行われた年の翌年から基準年までの年数を乗じて得た数値」と、「平成7年の人口のうち」とあるのは「基準年の人口のうち」と、「同年の人口で除して得た数値が0.24」とあるのは「基準年の人口で除して得た数値が0.24」と、「同年の人口で除して得た数値が0.15」とあるのは「基準年の人口で除して得た数値が0.15」と、「0.19」とあるのは「0.19を25で除して得た数値に基準年から起算して25年以前において最近に国勢調査が行われた年の翌年から基準年までの年数を乗じて得た数値」とそれぞれ読み替えて、過疎地域の市町村以外の市町村の区域についても適用する。

(市町村の廃置分合等があった場合の特例)

第33条 過疎地域の市町村の廃置分合又は境界変更があった場合には、当該廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村の区域で総務省令・農林水産省令・国土交通省令で定める基準に該当するものは、過疎地域とみなして、この法律の規定を適用する。

2 合併市町村(市町村の合併(2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいう。以下同じ。))により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村をいい、過疎地域の市町村を除く。以下同じ。)のうち合併関係市町村(市町村の合併によりその区域の全部又は一部が合併市町村の区域の一部となった市町村をいう。以下同じ。)に過疎地域の市町村(当該市町村の合併が行われた日の前日においてこの項の規定の適用を受けていた市町村を含む。)が含まれるものについては、当該合併市町村の区域のうち当該市町村の合併が行われた日の前日において過疎地域であった区域を過疎地域とみなして、この法律の規定を適用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

(政令への委任)

第34条 第2条第1項各号に規定する数値の算定、市町村の廃置分合又は境界変更があった場合についてこの法律の規定を適用するために必要な事項、第32条の場合におけるこの法律の規定の適用に関し必要な事項、沖縄県の市町村について第2条(第32条の規定により読み替えて適用される第2条を含む。)の規定を適用する場合において必要な事項その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則(抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、平成12年4月1日から施行する。

(国の負担等に関する規定の適用)

第2条 第10条(別表を含む。以下同じ。)、第11条、第14条第4項から第6項まで、第15条第9項及び第10項、第16条第5項、第18条第2項及び第3項並びに第19条の規定は、平成12年度の予算に係る国の負担又は補助(平成11年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成12年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)から適用し、平成11年度以前の年度の

国庫債務負担行為に基づき平成12年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び平成11年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成12年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

(この法律の失効)

第3条 この法律は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

(過疎地域活性化特別措置法の失効に伴う経過措置)

第4条 旧過疎地域活性化特別措置法(平成2年法律第15号。以下「旧過疎活性化法」という。)第6条に規定する市町村計画又は旧過疎活性化法第7条に規定する都道府県計画に基づく事業に係る国の負担又は補助のうち、平成11年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成12年度以降の年度に支出すべきものとされたもの及び平成11年度以前の年度の歳出予算に係るもので平成12年度以降の年度に繰り越されたものについては、旧過疎活性化法第10条(別表を含む。)第11条、第15条第5項、第17条第2項及び第3項並びに第18条の規定は、旧過疎活性化法の失効後も、なおその効力を有する。

2 平成12年3月31日において旧過疎活性化法の規定に基づく過疎地域をその区域とする市町村(以下「旧過疎活性化地域の市町村」という。)の区域内における旧過疎活性化法第14条第1項に規定する基幹道路の新設及び改築に係る事業並びに旧過疎活性化法第14条の2第1項に規定する公共下水道の幹線管渠等の設置に係る事業で、同日においてその工事を完了していないものについては、旧過疎活性化法第14条及び第14条の2の規定は、平成17年3月31日までの間に限り、なおその効力を有する。

3 地方公共団体が、旧過疎活性化地域の市町村の区域内において製造の事業若しくは旅館業の用に供する設備を平成12年3月31日以前に新設し、若しくは増設した者に係る事業税、不動産取得税若しくは固定資産税について課税免除若しくは不均一課税をした場合又は旧過疎活性化地域の市町村の区域内において畜産業、水産業若しくは薪炭製造業を行う個人に係る事業税について同日以前に課税免除若しくは不均一課税をした場合における地方交付税法第14条の規定による当該地方公共団体の基準財政収入額の算定については、旧過疎活性化法第28条の規定は、旧過疎活性化法の失効後も、なおその効力を有する。

4 昭和55年3月31日までに農林漁業金融公庫法(昭和27年法律第355号)の規定により農林漁業金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金であって旧過疎地域対策緊急措置法(昭和45年法律第31号。以下「旧過疎対策法」という。)第19条に規定する資金に係るものについては、旧過疎活性化法附則第10項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧過疎地域振興特別措置法(昭和55年法律第19号。以下「旧過疎振興法」という。)附則第13項の規定は、旧過疎活性化法の失効後も、なおその効力を有する。

5 昭和55年4月1日以降平成2年3月31日までに農林漁業金融公庫法の規定により農林漁業金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金であって旧過疎振興法第22条に規定する資金に係るものについては、旧過疎活性化法附則第19項の規定は、旧過疎活性化法の失効後も、なおその効力を有する。

6 昭和55年3月31日までに住宅金融公庫法(昭和25年法律第156号)の規定により旧過疎対策法に基づく市町村過疎地域振興計画のうち集落の整備に関する事項に係る計画にのっとり住宅を建設するため必要な資金の貸付けを受けた者の当該貸付けについては、旧過疎活性化法附則第11項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧過疎振興法附則第15項の規定は、旧過疎活性化法の失効後も、なおその効力を有する。

7 昭和55年4月1日以降平成2年3月31日までに住宅金融公庫法の規定により旧過疎振興法に基づく市町村過疎地域振興計画のうち集落の整備に関する事項に係る計画にのっとり住宅を建設し、又は

購入するため必要な資金の貸付けを受けた者の当該貸付けについては、旧過疎活性化法附則第14項の規定は、旧過疎活性化法の失効後も、なおその効力を有する。

(特定市町村等に対するこの法律の準用)

第5条 旧過疎活性化地域の市町村のうち過疎地域の市町村以外のもの(以下「特定市町村」という。)については、平成12年度から平成16年度までの間に限り、政令で定めるところにより、第10条、第11条、第14条及び第15条の規定を準用する。この場合において、第10条及び第11条の規定の準用に関し平成17年度以降必要となる経過措置は、政令で定める。

2 特定市町村のうち政令で定めるものについては、平成12年度から平成16年度までの間に限り、政令で定めるところにより、第12条の規定を準用する。

第6条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において附則第17条の規定による改正前の市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第12条の規定の適用を受けていた市町村のうち過疎地域の市町村以外のものについては、当該市町村の区域のうち同条に規定する市町村の合併が行われた日の前日において旧過疎活性化法の規定に基づく過疎地域であった区域を特定市町村の区域とみなして、前条の規定を適用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

第7条 合併市町村のうち合併関係市町村に特定市町村(当該市町村の合併が行われた日の前日において前条又はこの条の規定の適用を受けていた市町村を含む。)が含まれるものについては、当該合併市町村の区域のうち当該市町村の合併が行われた日の前日において特定市町村の区域であった区域を特定市町村の区域とみなして、附則第5条の規定を適用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成13年12月12日法律第153号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(処分、手続等に関する経過措置)

第42条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

(経過措置の政令への委任)

第44条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成14年2月8日法律第1号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年4月1日法律第25号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年7月6日法律第82号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年11月7日法律第123号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第5条第1項(居宅介護、行動援護、児童デイサービス、短期入所及び共同生活援助に係る部分を除く。)、第3項、第5項、第6項、第9項から第15項まで、第17項及び第19項から第22項まで、第2章1節(サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。)、第28条第1項(第2号、第4号、第5号及び第8号から第10号までに係る部分に限る。))及び第2項(第1号から第3号までに係る部分に限る。)、第32条、第34条、第35条、第36条第4項(第37条第2項において準用する場合を含む。)、第38条から第40条まで、第41条(指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定に係る部分に限る。)、第42条(指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。)、第44条、第45条、第46条第1項(指定相談支援事業者に係る部分に限る。))及び第2項、第47条、第48条第3項及び第4項、第49条第2項及び第3項並びに同条第4項から第7項まで(指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。)、第50条第3項及び第4項、第51条(指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。)、第70条から第72条まで、第73条、第74条第2項及び第75条(療養介護医療及び基準該当療養介護医療に係る部分に限る。)、第2章第4節、第3章、第4章(障害福祉サービス事業に係る部分を除く。)、第5章、第92条第1号(サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給に係る部分に限る。)、第2号(療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給に係る部分に限る。)、第3号及び第4号、第93条第2号、第94条第1項第2号(第92条第3号に係る部分に限る。))及び第2項、第95条第1項第2号(第92条第2号に係る部分を除く。))及び第2項第2号、第96条、第110条(サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。)、第111条及び第112条(第48条第1項の規定を同条第3項及び第4項において準用する場合に係る部分に限る。))並びに第114条並びに第115条第1項及び第2項(サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。))並びに附則第18条から第23条まで、第26条、第30条から第33条まで、第35条、第39条から第43条まで、第46条、第48条から第50条まで、第52条、第56条から第60条まで、第62条、第65条、第68条から第70条まで、第72条から第77条まで、第79条、第81条、第83条、第85条から第90条まで、第92条、第93条、第95条、第96条、第98条から第100条まで、第105条、第108条、第110条、第112条、第113条及び第115条の規定 平成18年10月1日

附 則 (平成18年3月31日法律第18号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成18年4月1日から施行する。

(義務教育諸学校施設費国庫負担法等の一部改正等に伴う経過措置)

第3条 第3条から第14条まで及び附則第5条から第7条までの規定による改正後の次に掲げる法律の

規定は、平成18年度以降の年度の予算に係る国の負担若しくは補助（平成17年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成18年度以降の年度に支出される国の負担又は補助（第15条第1号の規定による廃止前の公立養護学校整備特別措置法第2条第1項及び第3条第1項並びに附則第4項並びに第15条第2号の規定による廃止前の公立高等学校危険建物改築促進臨時措置法第3条第1項の規定に基づく国の負担又は補助を含む。以下この条において同じ。）及び平成17年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成18年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）又は交付金の交付について適用し、平成17年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成18年度以降の年度に支出される国の負担又は補助、平成17年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成18年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び平成17年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成18年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

一から八まで 略

九 過疎地域自立促進特別措置法

附 則 （平成19年5月25日法律第58号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成20年10月1日から施行する。

（政令への委任）

第9条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成22年3月17日法律第3号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成22年4月1日から施行する。ただし、附則第3条の改正規定及び附則第7条から第9条までの規定は、公布の日から施行する。

（経過措置等）

第2条 この法律による改正後の過疎地域自立促進特別措置法（以下「新法」という。）第2条第1項第1号及び第32条の規定は、この法律の施行の日以後に行われた廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、適用しない。

第3条 この法律の施行により新たに新法第2条第1項の過疎地域をその区域とすることとなる市町村については、新法第10条（別表を含む。）、第11条、第14条第4項から第6項まで、第15条第8項及び第9項、第16条第5項、第18条第2項及び第3項並びに第19条の規定は、平成22年度の予算に係る国の負担若しくは補助又は交付金の交付（以下「負担等」という。）（平成21年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成22年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担等を除く。）から適用し、平成21年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成22年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担等及び平成21年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担等で平成22年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

（政令への委任）

第4条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

別表（第10条関係）

事業の区分		国の負担割合
教育施設	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第2条に規定する義務教育諸学校のうち公立の小学校又は中学校を適正な規模にするための統合に伴い必要となり、又は必要となった公立の小学校又は中学校の校舎又は屋内運動場の新築又は増築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。）	10分の5.5
児童福祉施設	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設のうち保育所の設備の新設、修理、改造、拡張又は整備	2分の1から10分の5.5（国又は地方公共団体以外の者が設置する保育所に係るものにあつては、3分の2）まで
消防施設	消防施設強化促進法（昭和28年法律第87号）第3条に規定する消防の用に供する機械器具及び設備の購入又は設置	10分の5.5

平成22年4月1日時点過疎地域市町村一覧

都道府県名	都市名	町村・区域名	適用条文		
			2条1項	33条1項	33条2項
北海道 (143)	函館市	旧戸井町、旧恵山町、旧榎法華村、旧南茅部町の区域			
	小樽市				
	釧路市	旧阿寒町、旧音別町の区域			
	北見市	旧端野町、旧留辺藪町、旧常呂町の区域			
	夕張市				
	岩見沢市	旧北村、旧栗沢町の区域			
	留萌市				
	稚内市				
	美唄市				
	芦別市				
	赤平市				
	紋別市				
	士別市				
	名寄市				
	三笠市				
	根室市				
	砂川市				
	歌志内市				
	深川市				
	伊達市	旧大滝村の区域			
	石狩市	旧厚田村、旧浜益村の区域			
	松前郡	松前町			
		福島町			
	上磯郡	知内町			
		木古内町			
	茅部郡	森町			
	山越郡	長万部町			
	檜山郡	江差町			
		上ノ国町			
		厚沢部町			
	爾志郡	乙部町			
	二世郡	八雲町			
	久遠郡	せたな町			
	奥尻郡	奥尻町			
	瀬棚郡	今金町			
	島牧郡	島牧村			
	寿都郡	寿都町			
		黒松内町			
	磯谷郡	蘭越町			
	虻田郡	二セコ町			
		真狩村			
		留寿都村			
		喜茂別町			
		京極町			
		豊浦町			
		洞爺湖町			
		岩内郡	共和町		
岩内町					
古宇郡		神恵内村			
積丹郡	積丹町				
古平郡	古平町				
余市郡	仁木町				
	赤井川村				
空知郡	奈井江町				
	上砂川町				

都道府県名	郡市名	町村・区域名	適用条文		
			2条1項	33条1項	33条2項
		中富良野町			
		南富良野町			
	夕張郡	由仁町			
		長沼町			
		栗山町			
	樺戸郡	月形町			
		浦臼町			
		新十津川町			
	雨竜郡	妹背牛町			
		秩父別町			
		雨竜町			
		北竜町			
		沼田町			
		幌加内町			
	上川郡	鷹栖町			
		当麻町			
		比布町			
		愛別町			
		上川町			
		美瑛町			
		和寒町			
		剣淵町			
		下川町			
		新得町			
		清水町			
	勇払郡	占冠村			
		安平町			
		むかわ町			
	中川郡	美深町			
		音威子府村			
		中川町			
		幕別町のうち旧忠類村の区域			
		池田町			
		豊頃町			
		本別町			
	増毛郡	増毛町			
	留萌郡	小平町			
	苫前郡	苫前町			
		羽幌町			
		初山別村			
	天塩郡	遠別町			
		天塩町			
		幌延町			
		豊富町			
	宗谷郡	猿払村			
	枝幸郡	浜頓別町			
		中頓別町			
		枝幸町			
	礼文郡	礼文町			
	利尻郡	利尻町			
		利尻富士町			
	網走郡	津別町			
		大空町			
	斜里郡	清里町			
		小清水町			
	常呂郡	訓子府町			

都道府県名	郡市名	町村・区域名	適用条文		
			2条1項	33条1項	33条2項
		置戸町			
		佐呂間町			
	紋別郡	遠軽町			
		湧別町			
		滝上町			
		興部町			
		西興部村			
		雄武町			
	有珠郡	壮瞥町			
	沙流郡	日高町			
		平取町			
	新冠郡	新冠町			
	浦河郡	浦河町			
	様似郡	様似町			
	幌泉郡	えりも町			
	日高郡	新ひだか町			
	河東郡	上士幌町			
		鹿追町			
	河西郡	更別村			
	広尾郡	大樹町			
		広尾町			
	足寄郡	足寄町			
		陸別町			
	十勝郡	浦幌町			
	厚岸郡	厚岸町			
		浜中町			
	川上郡	標茶町			
		弟子屈町			
	阿寒郡	鶴居村			
	白糠郡	白糠町			
	標津郡	標津町			
	目梨郡	羅臼町			
青森県 (28)	弘前市	旧相馬村の区域			
	八戸市	旧南郷村の区域			
	五所川原市				
	十和田市	旧十和田湖町の区域			
	むつ市	旧川内町、旧大畑町、旧脇野沢村の区域			
	つがる市				
	平川市	旧碓ヶ関村の区域			
	東津軽郡	平内町			
		今別町			
		蓬田村			
		外ヶ浜町			
	西津軽郡	鱒ヶ沢町			
		深浦町			
	中津軽郡	西目屋村			
	南津軽郡	大鰐町			
	北津軽郡	中泊町			
	上北郡	野辺地町			
		七戸町			
		横浜町			
	下北郡	大間町			
		東通村			
		風間浦村			
		佐井村			
	三戸郡	三戸町			

都道府県名	郡市名	町村・区域名	適用条文			
			2条1項	33条1項	33条2項	
		五戸町のうち旧倉石村の区域				
		田子町				
		南部町				
		新郷村				
岩手県 (23)	宮古市					
	花巻市	旧大迫町、旧東和町の区域				
	久慈市	旧山形村の区域				
	遠野市					
	一関市					
	釜石市					
	二戸市	旧浄法寺町の区域				
	八幡平市					
	奥州市	旧江刺市の区域				
	岩手郡	葛巻町				
		岩手町				
	和賀郡	西和賀町				
	東磐井郡	藤沢町				
	気仙郡	住田町				
	上閉伊郡	大槌町				
	下閉伊郡	山田町				
		岩泉町				
		田野畑村				
		普代村				
	九戸郡	軽米町				
九戸村						
	洋野町					
二戸郡	一戸町					
宮城県 (7)	石巻市	旧河北町、旧雄勝町、旧北上町、旧牡鹿町の区域				
	登米市	旧登米町、旧東和町、旧津山町の区域				
	栗原市					
	大崎市	旧岩出山町、旧鳴子町の区域				
	刈田郡	七ヶ宿町				
	伊具郡	丸森町				
	加美郡	加美町				
秋田県 (20)	秋田市	旧河辺町の区域				
	能代市					
	横手市					
	大館市					
	男鹿市					
	湯沢市					
	鹿角市					
	由利本荘市					
	大仙市					
	北秋田市					
	仙北市					
	鹿角郡	小坂町				
	北秋田郡	上小阿仁村				
	山本郡	藤里町				
		三種町				
		八峰町				
	南秋田郡	五城目町				
	仙北郡	美郷町				
	雄勝郡	羽後町				
東成瀬村						
山形県 (20)	鶴岡市					
	酒田市	旧八幡町、旧松山町、旧平田町の区域				

都道府県名	郡市名	町村・区域名	適用条文		
			2条1項	33条1項	33条2項
	村山市				
	尾花沢市				
	西村山郡	西川町			
		朝日町			
		大江町			
	北村山郡	大石田町			
	最上郡	最上町			
		舟形町			
		真室川町			
		大蔵村			
		鮭川村			
		戸沢村			
	東置賜郡	川西町			
	西置賜郡	小国町			
		白鷹町			
		飯豊町			
	東田川郡	庄内町			
飽海郡	遊佐町				
福島県 (27)	喜多方市				
	二本松市	旧岩代町、旧東和町の区域			
	田村市	旧大越町、旧都路村の区域			
	伊達市	旧霊山町、旧月舘町の区域			
	伊達郡	川俣町			
	南会津郡	下郷町			
		檜枝岐村			
		只見町			
		南会津町			
	耶麻郡	北塩原村			
		西会津町			
		磐梯町			
		猪苗代町			
	河沼郡	会津坂下町			
		湯川村			
		柳津町			
	大沼郡	三島町			
		金山町			
		昭和村			
		会津美里町			
	東白川郡	矢祭町			
		塙町			
		鮫川村			
	石川郡	古殿町			
	双葉郡	川内村			
		葛尾村			
	相馬郡	飯舘村			
茨城県 (4)	常陸太田市	旧金砂郷町、旧水府村、旧里美村の区域			
	常陸大宮市	旧御前山村、旧山方町、旧美和村、旧緒川村の区域			
	東茨城郡	城里町のうち旧七会村の区域			
	久慈郡	大子町			
栃木県 (3)	日光市	旧足尾町、旧栗山村の区域			
	芳賀郡	茂木町			
	那須郡	那珂川町			
群馬県 (14)	高崎市	旧倉淵村の区域			
	桐生市	旧黒保根村の区域			
	沼田市	旧利根村の区域			
	藤岡市	旧鬼石町の区域			

都道府県名	郡市名	町村・区域名	適用条文		
			2条1項	33条1項	33条2項
	みどり市	旧東村の区域			
	多野郡	上野村			
		神流町			
	甘楽郡	下仁田町			
		南牧村			
	吾妻郡	中之条町のうち旧六合村の区域			
		嬭恋村			
		東吾妻町			
利根郡	片品村				
	みなかみ町				
埼玉県 (4)	秩父市	旧大滝村の区域			
	秩父郡	小鹿野町のうち旧両神村の区域			
		東秩父村			
千葉県 (5)	児玉郡	神川町のうち旧神泉村の区域			
	鴨川市	旧天津小湊町の区域			
	南房総市				
	長生郡	長南町			
	夷隅郡	大多喜町			
東京都 (6)	安房郡	鋸南町			
	西多摩郡	檜原村			
		奥多摩町			
		大島町			
		新島村			
		三宅村			
青ヶ島村					
新潟県 (14)	長岡市	旧山古志村、旧小国町、旧栃尾市、旧和島村、旧川口町の区域			
	柏崎市	旧高柳町、旧西山町の区域			
	十日町市				
	村上市				
	糸魚川市				
	妙高市	旧妙高村の区域			
	上越市	旧安塚町、旧浦川原村、旧大島村、旧牧村、旧吉川町、旧板倉町、旧清里村、旧三和村、旧名立町の区域			
	佐渡市				
	魚沼市				
	東蒲原郡	阿賀町			
	三島郡	出雲崎町			
	中魚沼郡	津南町			
	岩船郡	関川村			
		粟島浦村			
富山県 (3)	富山市	旧山田村、旧細入村の区域			
	南砺市				
	下新川郡	朝日町			
石川県 (8)	七尾市	旧中島町、旧能登島町の区域			
	輪島市				
	珠洲市				
	加賀市	旧山中町の区域			
	白山市	旧吉野谷村、旧鳥越村、旧白峰村の区域			
	羽咋郡	志賀町のうち旧富来町の区域			
	鳳珠郡	穴水町			
能登町					
福井県 (6)	福井市	旧美山町の区域、旧越廼村の区域			
	大野市	旧和泉村の区域			
	今立郡	池田町			
	南条郡	南越前町			
	丹生郡	越前町の区域のうち旧越前町の区域			

都道府県名	郡市名	町村・区域名	適用条文			
			2条1項	33条1項	33条2項	
	大飯郡	おおい町のうち旧名田庄村の区域				
山梨県 (15)	甲府市	旧上九一色村の区域				
	山梨市	旧牧丘町、旧三富村の区域				
	南アルプス市	旧芦安村の区域				
	北杜市	旧須玉町、旧白州町、旧武川村の区域				
	甲州市	旧大和村の区域				
	笛吹市	旧芦川村の区域				
	西八代郡	市川三郷町				
	南巨摩郡	富士川町のうち旧鯉沢町の区域				
		早川町				
		身延町				
		南部町				
	南都留郡	道志村				
		富士河口湖町のうち旧上九一色村の区域				
	北都留郡	小菅村				
		丹波山村				
長野県 (37)	長野市	旧大岡村、旧戸隠村、旧鬼無里村、旧信州新町、旧中条村の区域				
	松本市	旧四賀村、旧奈川村、旧安曇村の区域				
	飯田市	旧上村、旧南信濃村の区域				
	伊那市	旧高遠町、旧長谷村の区域				
	大町市	旧八坂村、旧美麻村の区域				
	飯山市					
	塩尻市	旧檜川村の区域				
	佐久市	旧望月町の区域				
	南佐久郡	小海町				
		南相木村				
		北相木村				
	小県郡	長和町				
	上伊那郡	中川村				
	下伊那郡	阿南町				
		阿智村のうち旧浪合村、旧清内路村の区域				
		平谷村				
		根羽村				
		売木村				
		天龍村				
		泰阜村				
		大鹿村				
	木曽郡	上松町				
		南木曽町				
		木祖村				
		王滝村				
		大桑村				
		木曽町				
	東筑摩郡	麻績村				
		生坂村				
		筑北村				
	北安曇郡	小谷村				
	下高井郡	山ノ内町				
		木島平村				
		野沢温泉村				
	上水内郡	信濃町				
		小川村				
	下水内郡	栄村				
	岐阜県 (14)	高山市	旧清見村、旧荘川村、旧久々野町、旧朝日村、旧高根村、旧上宝村の区域			
		関市	旧洞戸村、旧板取村、旧武儀町、旧上之保村の区域			
		中津川市	旧長野県山口村の区域			

都道府県名	郡市名	町村・区域名	適用条文		
			2条1項	33条1項	33条2項
	恵那市	旧串原村、旧上矢作町の区域			
	山県市	旧美山町の区域			
	飛騨市				
	郡上市	旧明宝村、旧和良村の区域			
	下呂市				
	揖斐郡	揖斐川町			
	加茂郡	七宗町			
		八百津町			
		白川町			
		東白川村			
大野郡	白川村				
静岡県 (8)	浜松市	旧春野町、旧龍山村、旧佐久間町、旧水窪町の区域			
	沼津市	旧戸田村の区域			
	島田市	旧川根町の区域			
	伊豆市	旧土肥町の区域			
	賀茂郡	南伊豆町			
		松崎町			
		西伊豆町			
榛原郡	川根本町				
愛知県 (5)	豊田市	旧小原村、旧足助町、旧旭町、旧稲武町の区域			
	新城市	旧鳳来町、旧作手村の区域			
	北設楽郡	設楽町			
		東栄町			
豊根村					
三重県 (9)	津市	旧美杉村の区域			
	松阪市	旧飯南町、旧飯高町の区域			
	尾鷲市				
	鳥羽市				
	熊野市				
	多気郡	大台町			
	度会郡	大紀町			
		南伊勢町			
北牟婁郡	紀北町				
滋賀県 (2)	長浜市	旧余呉町の区域			
	高島市	旧朽木村の区域			
京都府 (9)	京都市	旧京北町の区域			
	福知山市	旧三和町、旧夜久野町、旧大江町の区域			
	宮津市				
	京丹後市	旧丹後町、旧久美浜町の区域			
	南丹市				
	相楽郡	笠置町			
		和束町			
	船井郡	京丹波町			
与謝郡	伊根町				
兵庫県 (9)	洲本市	旧五色町の区域			
	豊岡市	旧城崎町、旧竹野町、旧但東町の区域			
	養父市				
	朝来市	旧山東町の区域			
	淡路市				
	宍粟市	旧波賀町、旧千種町の区域			
	佐用郡	佐用町			
	美方郡	香美町			
		新温泉町			
奈良県 (15)	五條市				
	宇陀市	旧菟田野町、旧室生村の区域			
	山辺郡	山添村			

都道府県名	郡市名	町村・区域名	適用条文		
			2条1項	33条1項	33条2項
	宇陀郡	曾爾村			
		御杖村			
	吉野郡	吉野町			
		下市町			
		黒滝村			
		天川村			
		野迫川村			
		十津川村			
		下北山村			
		上北山村			
		川上村			
		東吉野村			
和歌山県 (16)	田辺市				
	新宮市				
	海草郡	紀美野町			
	伊都郡	かつらぎ町			
		九度山町			
		高野町			
	有田郡	有田川町			
	日高郡	由良町			
		日高川町			
	西牟婁郡	白浜町のうち旧日置川町の区域			
		すさみ町			
	東牟婁郡	那智勝浦町			
		太地町			
		古座川町			
北山村					
	串本町				
鳥取県 (12)	鳥取市	旧用瀬町、旧佐治村、旧青谷町の区域			
	岩美郡	岩美町			
	八頭郡	若桜町			
		智頭町			
		八頭町のうち旧八東町の区域			
	東伯郡	三朝町			
		湯梨浜町のうち旧泊村の区域			
	西伯郡	大山町			
		伯耆町のうち旧溝口町の区域			
	日野郡	日南町			
		日野町			
江府町					
島根県 (19)	松江市	旧美保関町の区域			
	浜田市				
	出雲市	旧佐田町、旧多伎町の区域			
	益田市				
	大田市				
	安来市				
	江津市				
	雲南市				
	仁多郡	奥出雲町			
	飯石郡	飯南町			
	邑智郡	川本町			
		美郷町			
		邑南町			
	鹿足郡	津和野町			
		吉賀町			
	隠岐郡	海士町			

都道府県名	郡市名	町村・区域名	適用条文			
			2条1項	33条1項	33条2項	
		西ノ島町				
		知夫村				
		隠岐の島町				
岡山県 (20)	岡山市	旧建部町の区域				
	津山市	旧加茂町、旧阿波村、旧久米町の区域				
	井原市					
	高梁市					
	新見市					
	備前市	旧日生町の区域				
	瀬戸内市	旧牛窓町の区域				
	赤磐市	旧吉井町の区域				
	真庭市					
	美作市					
	浅口市	旧寄島町の区域				
	和気郡	和気町のうち旧佐伯町の区域				
	小田郡	矢掛町				
	真庭郡	新庄村				
	苫田郡	鏡野町				
	勝田郡	奈義町				
	英田郡	西粟倉村				
	久米郡	久米南町				
		美咲町				
	加賀郡	吉備中央町				
広島県 (16)	呉市	旧下蒲刈町、旧倉橋町、旧蒲刈町、旧豊浜町、旧豊町の区域				
	三原市	旧久井町、旧大和町の区域				
	尾道市	旧御調町、旧瀬戸田町の区域				
	福山市	旧内海町の区域				
	府中市	旧上下町の区域				
	三次市					
	庄原市					
	東広島市	旧福富町、旧豊栄町、旧河内町の区域				
	廿日市市	旧吉和村、旧宮島町の区域				
	安芸高田市					
	江田島市					
	山県郡	安芸太田町				
		北広島町				
	豊田郡	大崎上島町				
	世羅郡	世羅町				
	神石郡	神石高原町				
	山口県 (12)	下関市	旧豊田町、旧豊北町の区域			
宇部市		旧楠町の区域				
山口市		旧徳地町、旧阿東町の区域				
萩市						
岩国市		旧本郷村、旧錦町、旧美川町、旧美和町の区域				
長門市						
柳井市		旧大畠町の区域				
美祢市						
周南市		旧鹿野町の区域				
大島郡		周防大島町				
熊毛郡		上関町				
阿武郡		阿武町				
徳島県 (13)		吉野川市	旧美郷村の区域			
		美馬市				
	三好市					
	勝浦郡	勝浦町				
		上勝町				

都道府県名	郡市名	町村・区域名	適用条文		
			2条1項	33条1項	33条2項
	名東郡	佐那河内村			
	名西郡	神山町			
	那賀郡	那賀町			
	海部郡	牟岐町			
		美波町			
		海陽町			
	美馬郡	つるぎ町			
	三好郡	東みよし町のうち旧三好町の区域			
香川県 (8)	高松市	旧塩江町の区域			
	東かがわ市				
	小豆郡	土庄町			
		小豆島町			
	香川郡	直島町			
	綾歌郡	綾川町のうち旧綾上町の区域			
	仲多度郡	琴平町			
愛媛県 (17)		まんのう町			
	松山市	旧中島町の区域			
	今治市	旧吉海町、旧宮窪町、旧伯方町、旧上浦町、旧大三島町、旧関前村の区域			
	宇和島市				
	八幡浜市				
	新居浜市	旧別子山村の区域			
	大洲市				
	伊予市				
	四国中央市	旧新宮村の区域			
	西予市				
	越智郡	上島町			
	上浮穴郡	久万高原町			
	伊予郡	砥部町のうち旧広田村の区域			
	喜多郡	内子町			
	西宇和郡	伊方町のうち旧瀬戸町、旧三崎町の区域			
	北宇和郡	松野町			
		鬼北町			
南宇和郡	愛南町				
高知県 (28)	高知市	旧鏡村、旧土佐山村の区域			
	室戸市				
	安芸市				
	須崎市				
	土佐清水市				
	四万十市	旧西土佐村の区域			
	香南市	旧赤岡町、旧夜須町の区域			
	香美市				
	安芸郡	東洋町			
		奈半利町			
		田野町			
		安田町			
		北川村			
		馬路村			
	長岡郡	本山町			
		大豊町			
	土佐郡	土佐町			
		大川村			
	吾川郡	いの町のうち旧本川村、旧吾北村の区域			
		仁淀川町			
高岡郡	中土佐町				
	越知町				
	檮原町				

都道府県名	郡市名	町村・区域名	適用条文		
			2条1項	33条1項	33条2項
		津野町			
		四万十町			
	幡多郡	大月町			
		三原村			
		黒潮町			
福岡県 (19)	大牟田市				
	飯塚市	旧筑穂町の区域			
	田川市				
	八女市				
	宗像市	旧大島村の区域			
	嘉麻市				
	朝倉市	旧杷木町の区域			
	みやま市	旧高田町の区域			
	遠賀郡	芦屋町			
	鞍手郡	小竹町			
		鞍手町			
	朝倉郡	東峰村			
	田川郡	添田町			
		川崎町			
		大任町			
		福智町			
	京都郡	みやこ町			
	築上郡	上毛町			
		築上町			
佐賀県 (9)	佐賀市	旧富士町、旧三瀬村の区域			
	唐津市	旧相知町、旧肥前町、旧鎮西町、旧呼子町、旧七山村の区域			
	多久市				
	武雄市	旧北方町の区域			
	神埼市	旧脊振村の区域			
	杵島郡	大町町			
		江北町			
		白石町			
	藤津郡	太良町			
長崎県 (12)	長崎市	旧伊王島町、旧高島町、旧野母崎町、旧外海町の区域			
	佐世保市	旧吉井町、旧世知原町、旧宇久町、旧小佐々町、旧五郎町、旧鹿野町の区域			
	平戸市				
	松浦市				
	対馬市				
	壱岐市				
	五島市				
	西海市				
	雲仙市				
	南島原市				
	北松浦郡	小値賀町			
	南松浦郡	新上五島町			
	熊本県 (27)	八代市	旧坂本村、旧東陽村、旧泉村の区域		
水俣市					
山鹿市					
上天草市					
宇城市		旧三角町の区域			
阿蘇市		旧波野村の区域			
天草市					
下益城郡		美里町			
玉名郡		南関町			
		和水町			
阿蘇郡		南小国町			

都道府県名	郡市名	町村・区域名	適用条文		
			2条1項	33条1項	33条2項
		小国町			
		産山村			
		高森町			
		南阿蘇村			
	上益城郡	甲佐町			
		山都町			
	葦北郡	芦北町			
		津奈木町			
	球磨郡	多良木町			
		湯前町			
		水上村			
		相良村			
		五木村			
		山江村			
	球磨村				
	あさぎり町				
大分県 (16)	大分市	旧野津原町、旧佐賀関町の区域			
	中津市	旧三光村、旧本耶馬溪町、旧耶馬溪町、旧山国町の区域			
	日田市				
	佐伯市				
	臼杵市				
	津久見市				
	竹田市				
	豊後高田市				
	杵築市				
	宇佐市				
	豊後大野市				
	由布市	旧庄内町の区域			
	国東市				
	東国東郡	姫島村			
玖珠郡	九重町				
	玖珠町				
宮崎県 (16)	都城市	旧高崎町の区域			
	延岡市				
	日南市	旧北郷町の区域			
	小林市	旧須木村、旧野尻町の区域			
	日向市	旧東郷町の区域			
	串間市				
	えびの市				
	西諸県郡	高原町			
	児湯郡	西米良村			
		木城町			
	東臼杵郡	美郷町			
		諸塚村			
		椎葉村			
	西臼杵郡	高千穂町			
	日之影町				
	五ヶ瀬町				
鹿児島県 (40)	鹿児島市	旧桜島町の区域			
	鹿屋市	旧輝北町、旧吾平町の区域			
	阿久根市				
	指宿市				
	西之表市				
	垂水市				
	薩摩川内市	旧樋脇町、旧入来町、旧東郷町、旧祁答院町、旧里村、旧上甑村、旧下甑村、旧鹿島村の区域			

都道府県名	郡市名	町村・区域名	適用条文			
			2条1項	33条1項	33条2項	
	日置市	旧東市来町、旧日吉町、旧吹上町の区域				
	曽於市					
	霧島市	旧横川町、旧牧園町、旧福山町の区域				
	南さつま市					
	志布志市					
	奄美市					
	南九州市					
	伊佐市					
	始良市	旧蒲生町の区域				
	鹿児島郡	三島村				
		十島村				
	薩摩郡	さつま町				
	出水郡	長島町				
	始良郡	湧水町				
	曽於郡	大崎町				
	肝属郡	東串良町				
		錦江町				
		南大隅町				
		肝付町				
		熊毛郡	中種子町			
			南種子町			
			屋久島町			
		大島郡	大和村			
			宇検村			
			瀬戸内町			
	龍郷町					
	喜界町					
	徳之島町					
	天城町					
	伊仙町					
	和泊町					
	知名町					
	与論町					
沖縄県 (18)	宮古島市					
	国頭郡	国頭村				
		大宜味村				
		東村				
		本部町				
	島尻郡	伊江村				
		渡嘉敷村				
		座間味村				
		粟国村				
		渡名喜村				
		南大東村				
		北大東村				
		伊平屋村				
		伊是名村				
		久米島町				
	宮古郡	多良間村				
	八重山郡	竹富町				
		与那国町				
計			582	35	159	

()内の数字は、各都道府県の過疎地域市町村数を示す。

新たな過疎対策の推進に向けて
- 新たな過疎対策（ソフト対策）の推進に向けての研究会報告書 -

平成 2 2 年 3 月

総務省 地域力創造グループ 過疎対策室

〒100-8926 東京都千代田区霞ヶ関 2 丁目 1 番 2 号

TEL : { 代表 } 03-5253-5111 (内 23135・23136) [直通] : 03-5253-5536 FAX : 03-5253-5537

[調査・研究] 財団法人 日本システム開発研究所

〒162-0067 東京都新宿区富久町 16 番 5 号 TEL : 03-5379-5914 (ダイヤル) FAX : 03-5379-5924